

登別市立地適正化計画 (案)

令和4年度（2022年度）

調整用白紙

－ 目次 －

序章 はじめに.....	1
1. 立地適正化計画とは.....	1
(1) 背景・目的.....	1
(2) 立地適正化計画の構成.....	2
2. 登別市立地適正化計画の位置づけ.....	4
3. 対象区域.....	5
4. 計画の期間.....	5
1章 登別市の概要及び現況と課題.....	6
1. 登別市の概要.....	6
2. 登別市の現況と課題.....	7
(1) 人口の動向.....	7
(2) 土地利用.....	11
(3) 空き家.....	12
(4) 公共交通.....	13
(5) 市内外の流動状況.....	16
(6) 公共施設の維持・更新.....	17
(7) 都市機能の立地.....	19
(8) 都市構造の評価.....	21
3. 登別市の課題まとめ.....	22
2章 まちづくりに関する市民意識.....	23
1. 市民アンケート調査の概要.....	23
(1) 調査概要.....	23
(2) 回答者属性.....	23
2. 調査結果.....	24
(1) 今後のまちづくり.....	24
(2) 今後、特に力を入れるべき内容.....	26
(3) 登別市の将来像.....	27
(4) 外出（おでかけ）時の行き先・交通手段.....	28
(5) 空き家の利用方法.....	34
3. 市民アンケートのまとめ.....	35
3章 まちづくりの方針と目指すべき都市の骨格構造.....	36
1. 設定の流れ.....	36
2. まちづくりの方針.....	37
3. 目指すべき都市の骨格構造.....	38
4. 地域区分.....	40
4章 防災指針.....	41
1. 防災指針の概要.....	41
(1) 背景・目的.....	41
(2) 防災指針の位置づけ.....	41
(3) 上位計画・関連計画の整理.....	42
(4) 防災指針の基本的な考え方.....	43
(5) 災害リスクの整理内容.....	44
2. 各種災害リスクの整理.....	45
(1) 津波災害.....	45
(2) 高潮・高波災害.....	52
(3) 洪水災害.....	53
(4) 地震災害.....	57
(5) 土砂災害.....	58
(6) 火山災害.....	59
(7) 各種災害リスクの整理結果まとめ.....	60

5章 居住誘導区域の設定	62
1. 居住誘導区域設定の考え方	62
2. 居住誘導区域の設定条件	64
3. 居住誘導区域	65
(1) 鷺別地域の居住誘導区域	65
(2) 幌別地域の居住誘導区域	70
(3) 登別地域の居住誘導区域	75
(4) 設定した居住誘導区域の面積及び人口	80
(5) 設定した居住誘導区域まとめ	81
6章 都市機能誘導区域の設定	82
1. 都市機能誘導区域設定の考え方	82
2. 都市機能誘導区域の設定条件	82
3. 都市機能誘導区域	83
(1) 鷺別地域の都市機能誘導区域	83
(2) 幌別地域の都市機能誘導区域	86
(3) 登別地域の都市機能誘導区域	89
(4) 設定した都市機能誘導区域の面積	92
(5) 設定した都市機能誘導区域まとめ	93
7章 誘導施設の設定	94
1. 誘導施設設定の考え方	94
2. 誘導施設設定の流れ	95
(1) 各地域の基幹的施設の充足状況	96
(2) 誘導施設の設定方針	99
3. 誘導施設の設定	100
8章 誘導施策	102
1. 居住に関する施策	102
2. 都市機能に関する施策	105
3. 公共交通に関する施策	107
4. 防災に関する施策	110
9章 届出制度	113
1. 居住誘導区域外における届出・勧告制度	113
2. 都市機能誘導区域外における届出・勧告制度	114
3. 都市機能誘導区域内における届出・勧告制度	114
10章 計画の実現に向けて	115
1. 目標値の設定	115
(1) 居住に関する目標値	115
(2) 都市機能に関する目標値	115
(3) 公共交通に関する目標値	116
(4) 防災に関する目標値	116
2. 計画の見直し（PDCA）	117
3. SDGs（Sustainable Development Goals）の取組	118

調整用白紙

序章 はじめに

1. 立地適正化計画とは

(1) 背景・目的

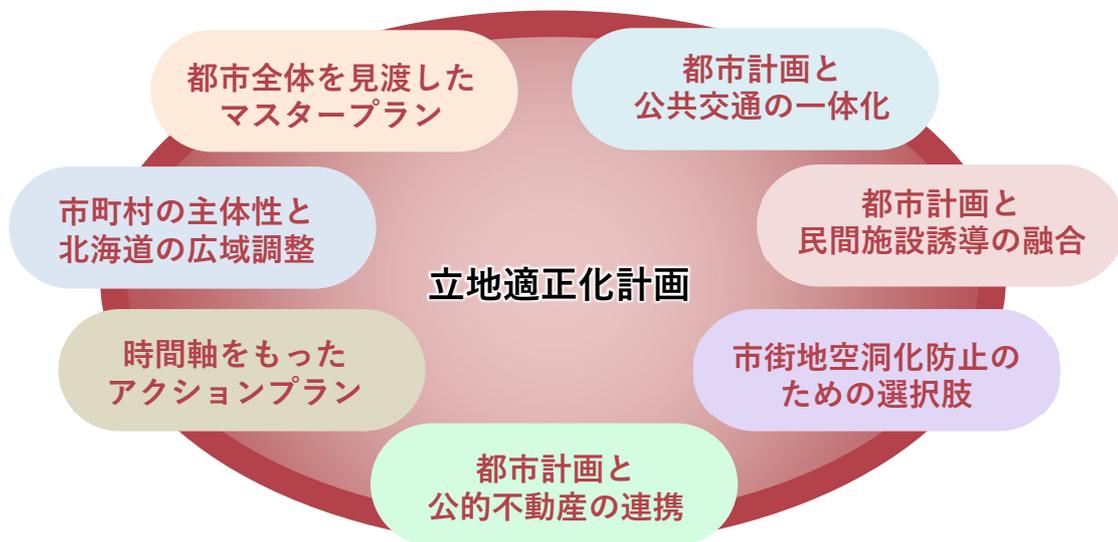
我が国の多くの地方都市では、急激な人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を背景に、市街地の低密度化や日常生活に必要な買い物・医療などのサービスの維持が困難になるとともに、働き手の減少などにより地域経済の活力が減衰することも懸念されており、これらに対応することが大きな課題となっています。

また、高度経済成長期以降に整備されてきた公共施設は老朽化が進み、多額の維持管理費や更新費用が見込まれる中で、人口減少による税収等の減少から、行政サービスの低下も予想されます。

このような背景から、国ではより具体的な施策を推進するため、平成 26 年（2014 年）8 月に都市再生特別措置法を一部改正し、立地適正化計画制度が創設されました。

立地適正化計画は、医療、介護福祉、商業等の都市機能や居住を誘導・集約させ、公共交通の充実によりアクセス利便性を向上させるなど、さまざまな分野と連携しながら都市全体の構造を見直し、持続可能なコンパクトシティを目指す計画です。

登別市においても、昭和 58 年（1983 年）に人口増加のピークを迎えましたが、その後現在に至るまで減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所によると、将来的にもさらに人口減少の進行が予測されることから、市街地における人口密度の低下などさまざまな課題に直面することが予想されます。こうしたことから、都市機能や居住の誘導・集約、公共交通の充実により持続可能なコンパクトシティを実現するため、「登別市立地適正化計画」を策定します。



立地適正化計画の意義と役割



(2) 立地適正化計画の構成

立地適正化計画には、都市再生特別措置法に基づきおおむね次の事項を記載することとされています。

① 立地適正化計画の区域（法第 81 条第 1 項）

都市計画法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域全体が対象の区域となります。

② 立地の適正化に関する基本的な方針（法第 81 条第 2 項第 1 号）

住宅及び誘導施設（都市機能増進施設）の立地の適正化に関する基本的な方針です。

③ 防災指針（法第 81 条第 2 項第 5 号）

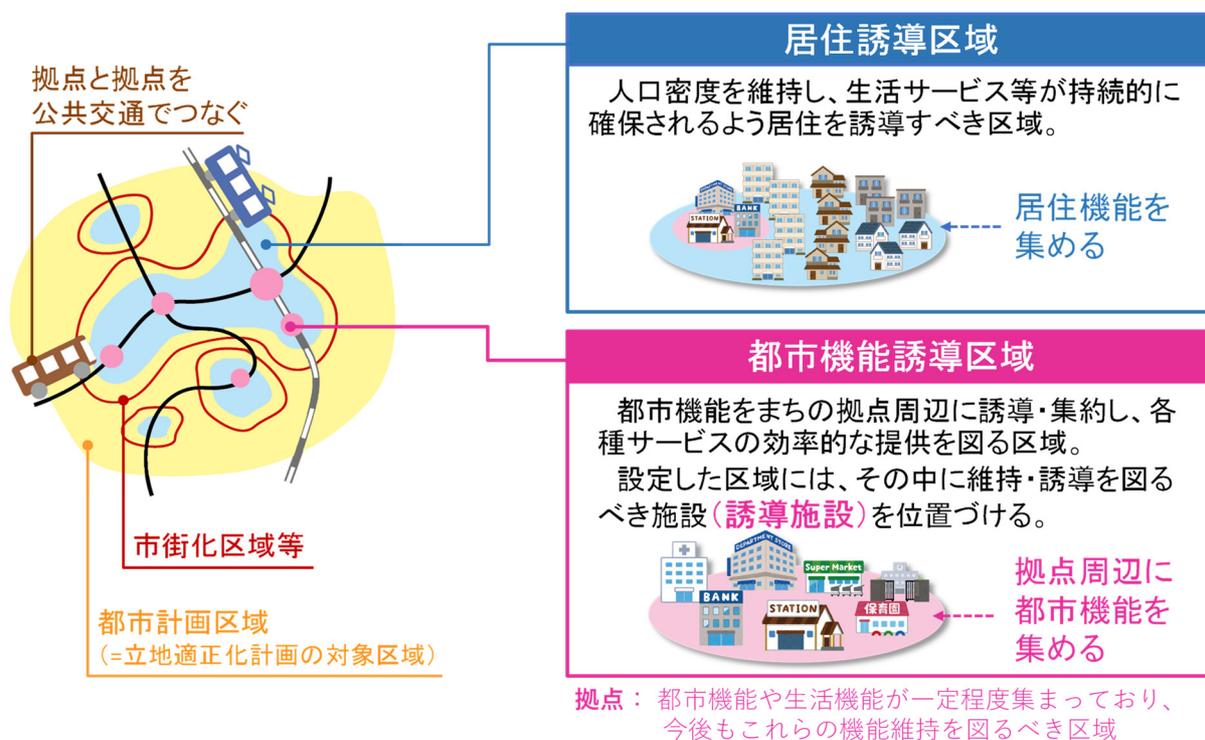
地震や水災害などの各個別の災害リスクを分析した上で、河川改修や避難地・避難路の整備、確保といったハード対策、地域の災害リスクに応じた避難体制の構築や災害ハザード情報の提供、共有化といったソフト対策、災害リスクを踏まえた土地利用の誘導など、水災害を含めた防災対策・安全確保策を示すものです。

④ 居住誘導区域（法第 81 条第 2 項第 2 号）

居住誘導区域とは、人口減少の中でも一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

⑤ 都市機能誘導区域（法第 81 条第 2 項第 3 号）

都市機能誘導区域とは、医療、介護福祉、商業等の都市機能を拠点に誘導・集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。



居住誘導区域及び都市機能誘導区域のイメージ

⑥ 誘導施設（法第 81 条第 2 項第 3 号）

誘導施設とは、地域の特性やまちづくりの方向性を踏まえて都市機能誘導区域ごとに設定する、立地を誘導すべき都市機能増進施設です。

誘導施設の設定例

	都市機能誘導区域（中心拠点）	都市機能誘導区域（地域／生活拠点）
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の自立した生活を支え、または日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇㎡以上の食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けられることができる機能 例. 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的な診療を受けられることができる機能 例. 延床面積〇㎡以上の診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

資料：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」

⑦ 誘導施策（法第 81 条第 2 項第 2 号・第 3 号）

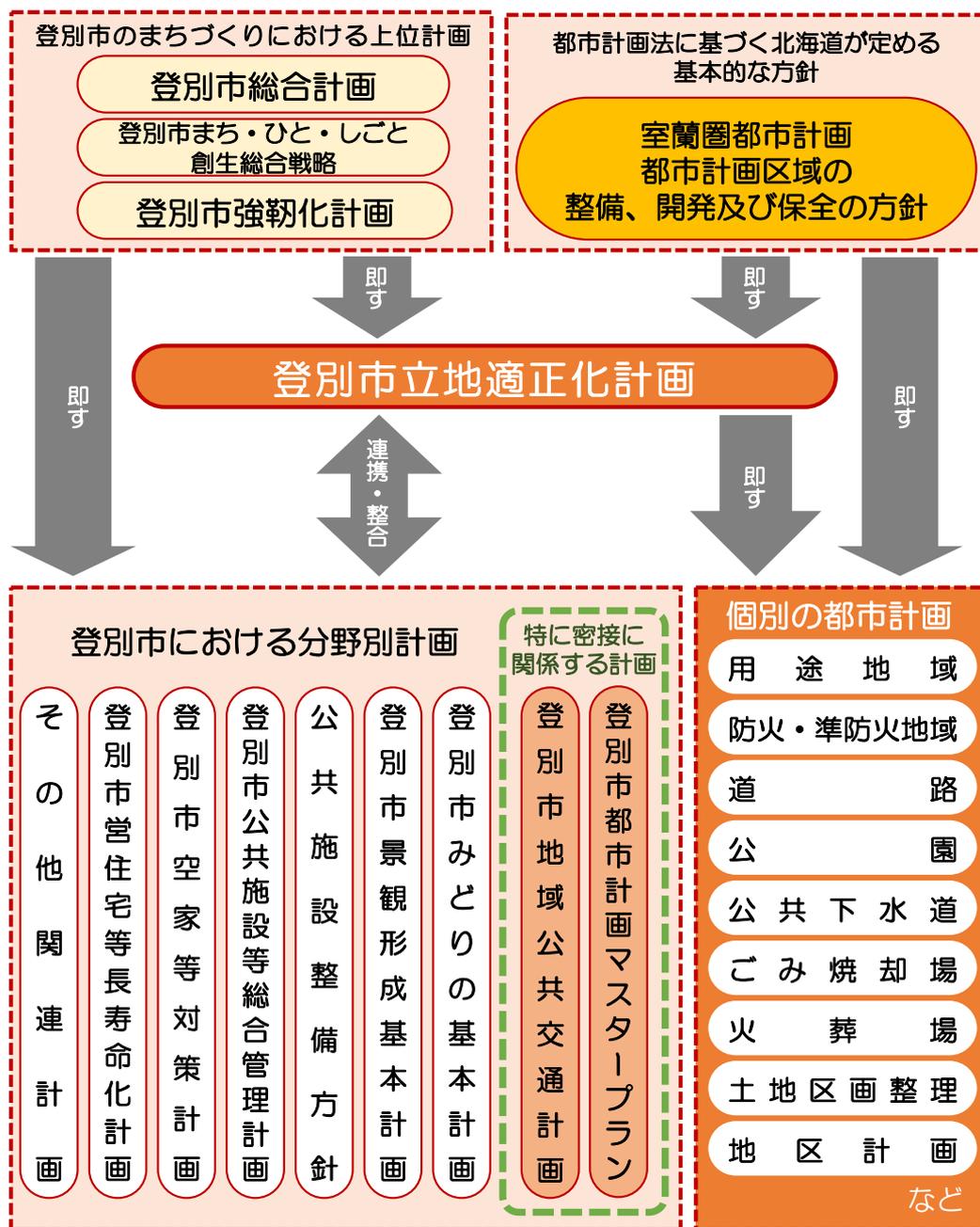
誘導施策とは、居住を誘導するための施策や誘導施設の集積及び維持を推進するための施策です。



2. 登別市立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされており、まちづくりの総合的な計画であることから、関連計画や関係施策等との連携・整合を図ることが重要です。

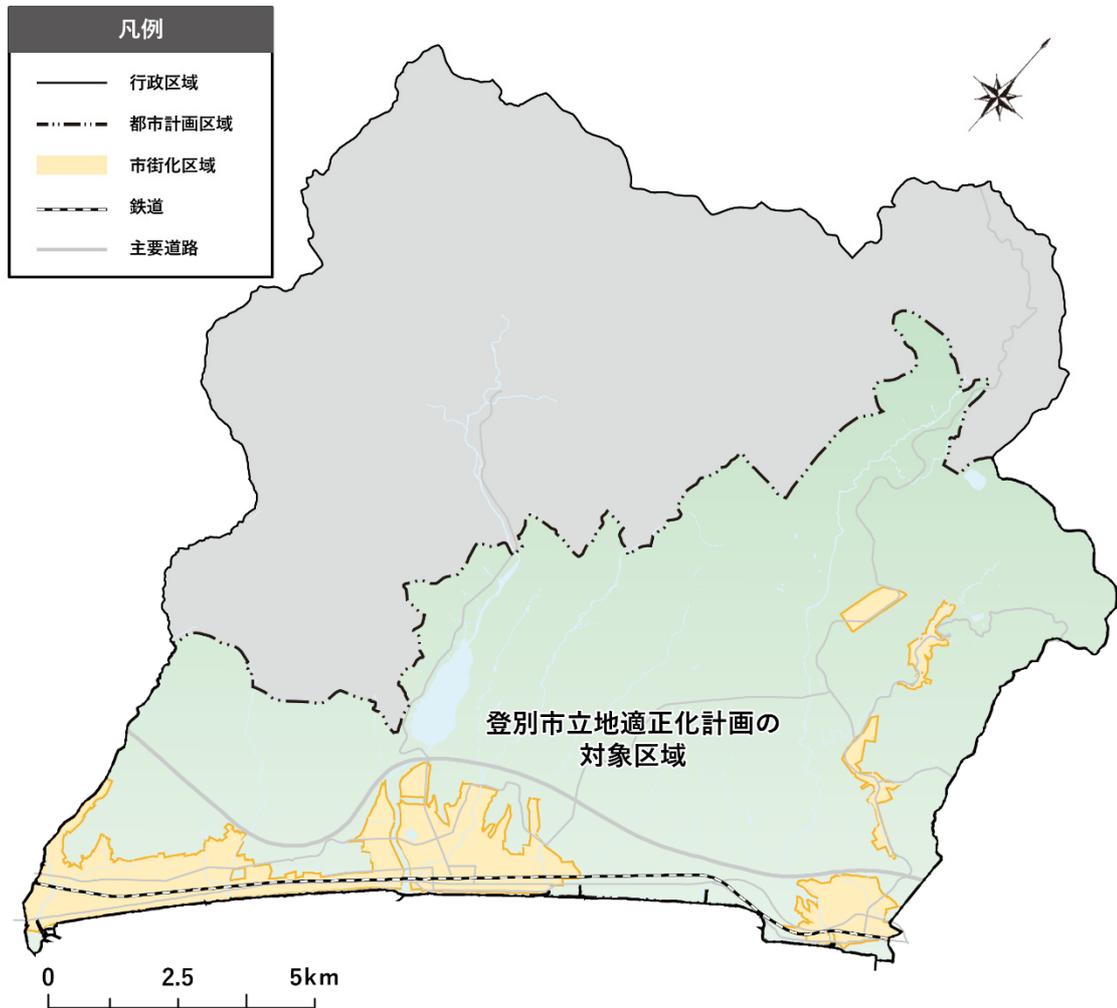
そのため、本計画は登別市のまちづくりに関する最も上位の計画である「登別市総合計画」や「登別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、災害に強いまちづくりに向けた指針である「登別市強靱化計画」、都市計画法に基づき北海道が定める「室蘭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すとともに、「登別市地域公共交通計画」や「登別市都市計画マスタープラン」等、本市のさまざまな分野の関連計画との連携、整合を図りながら定めています。



登別市立地適正化計画の位置づけ

3. 対象区域

本計画の対象区域は、登別市の都市計画区域内とします。



登別市立地適正化計画の対象区域

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和23年度（2041年度）までのおおむね20年とします。

2. 登別市の現況と課題

(1) 人口の動向

① 人口と高齢化率の推移

登別市の人口は、昭和58年（1983年）にピーク※を迎えましたが、その後減少し、平成7年（1995年）頃に僅かに増加したものの、それ以降は減少を続け、平成27年（2015年）は、49,625人となっています。

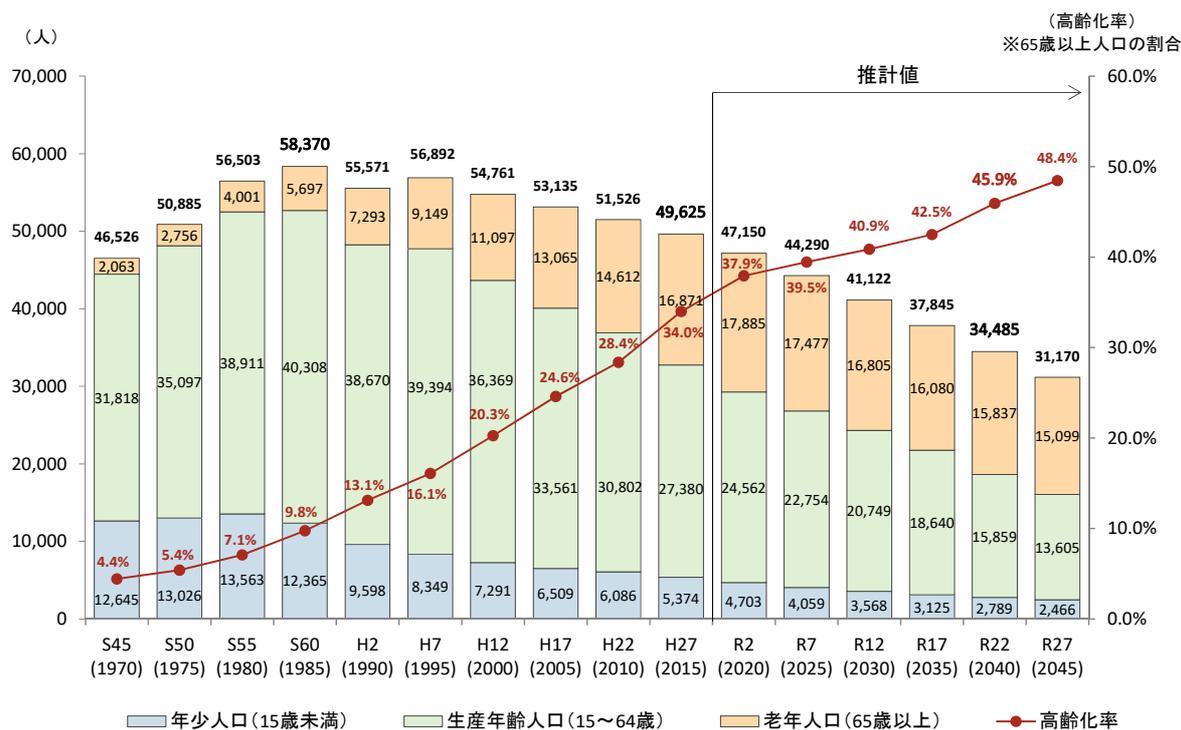
国立社会保障・人口問題研究所によると、将来的に人口減少が進行すると予測され、令和22年（2040年）には34,485人と、平成27年（2015年）の約7割程度にまで減少すると予測されています。

今後も少子高齢化が進行し、平成27年（2015年）には34.0%であった高齢化率が、令和22年（2040年）には45.9%まで上昇する見通しです。

また、令和7年（2025年）からは、高齢者人口自体も減少する本格的な人口減少段階へ移行するものと予測されています。

課題

人口減少や少子高齢化の進行により、生活サービス機能の低下や地域コミュニティの衰退などにつながる恐れがあります。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口【平成30年（2018年）推計】」

人口の推移と将来推計

※ 昭和58年（1983年）9月30日時点の人口は59,481人（登別市住民基本台帳人口統計資料より）

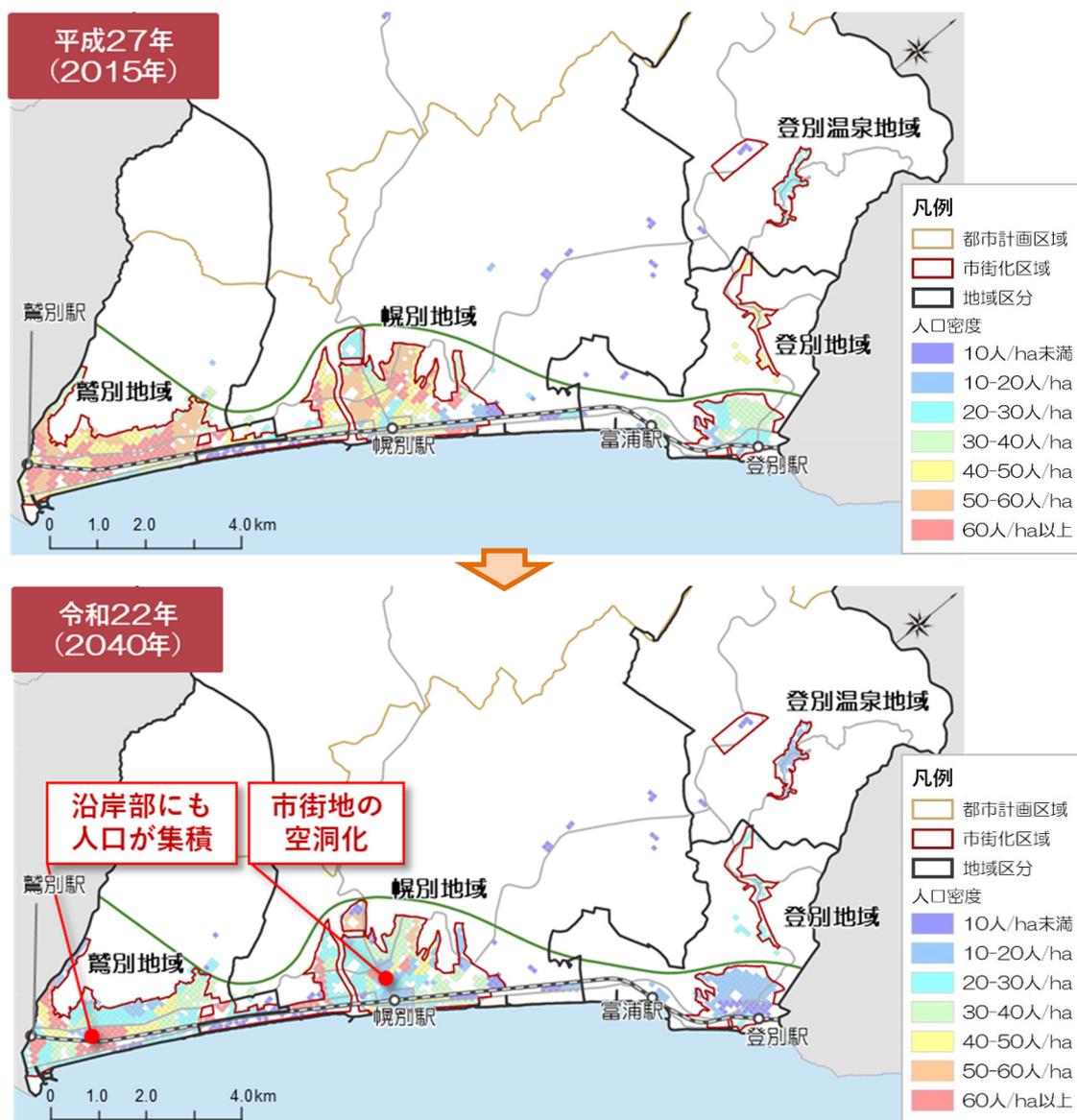
② 人口密度の推移

平成27年（2015年）と令和22年（2040年）における人口密度の推移をみると、市全域において低下すると予測されています。

なお、鷺別地域においては、線路より内陸側だけでなく沿岸部にも人口集積を維持し、幌別地域においては、特に市街地の低密度化が進行すると見込まれています。

課題

市全域において人口密度の低下が進行することで、地域間の人口密度に偏りが生まれ、行政サービスの非効率化や地域コミュニティの衰退につながるため、人口の適正な誘導・集約が必要です。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口【平成30年（2018年）推計】」

人口密度の推移

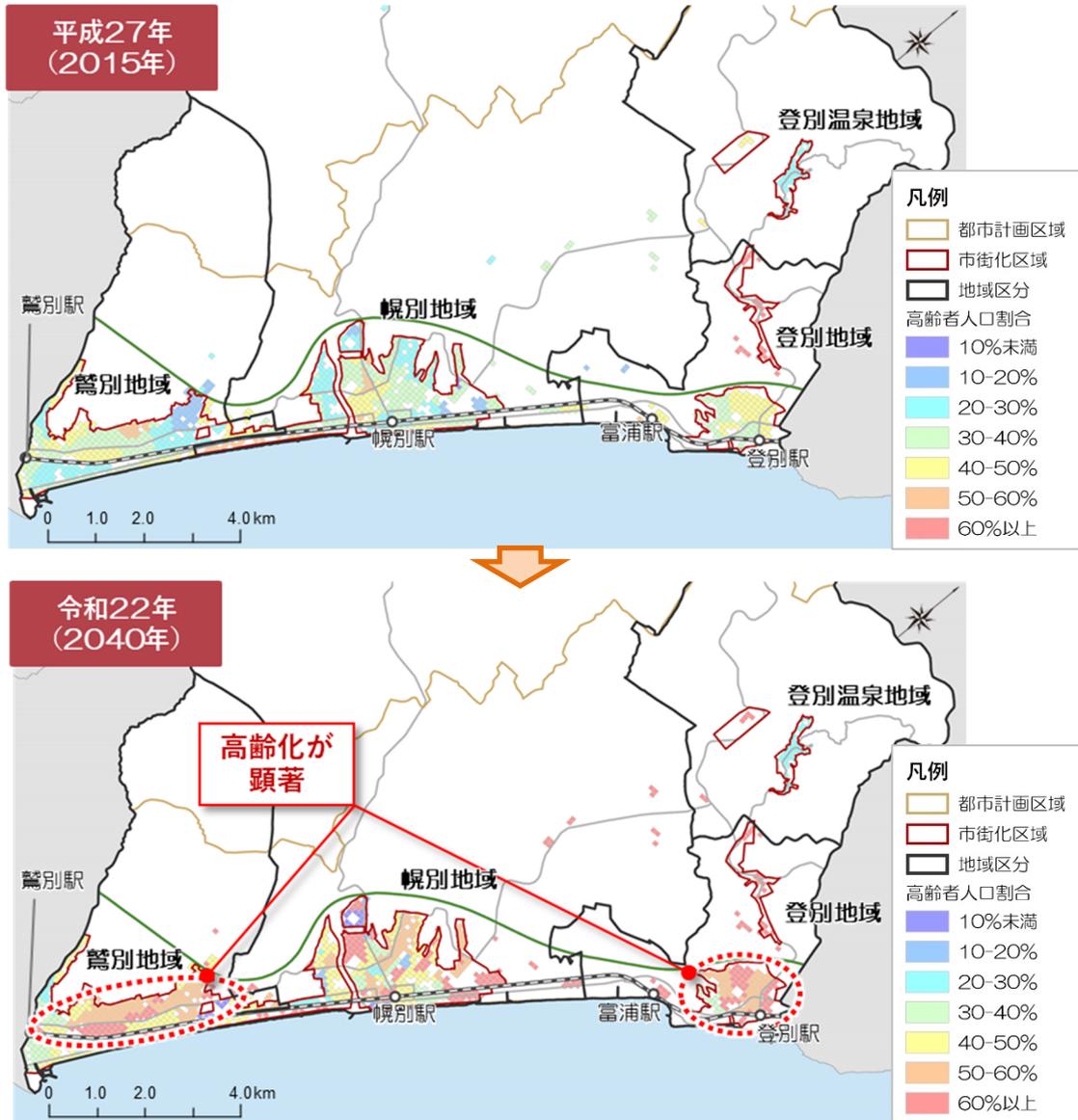
③ 高齢者人口割合の推移

平成 27 年（2015 年）と令和 22 年（2040 年）における高齢者人口割合の推移をみると、市全域において高齢化が進行すると予測されています。

特に、鷺別地域及び登別地域においては、将来的にさらに高齢化が加速すると見込まれています。

課題

高齢化の著しい地区が偏在する中で、都市機能に対する利用者ニーズの変化への対応や、高齢者の『生活の足』となる地域公共交通の充実が必要です。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口【平成 30 年（2018 年）推計】」
高齢者人口割合の推移

④ 人口集中地区（DID）の推移

人口集中地区（DID）の推移をみると、昭和 60 年（1985 年）頃の人口の増加に伴い、平成 27 年（2015 年）時点までの間に外縁部へ拡大していますが、人口減少の進行により平成 27 年（2015 年）には DID 指定の目安となる 40 人/ha を下回っています。

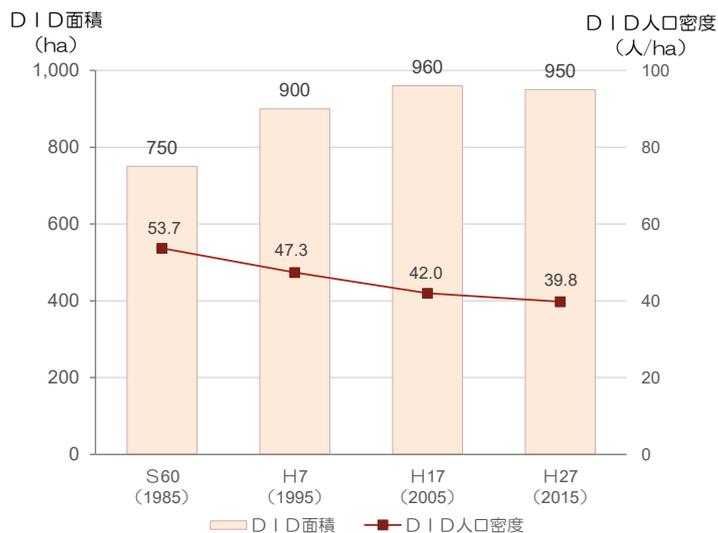
課題

居住地が外縁部へ拡大することにより、効率的に都市機能を提供することが難しくなるため、拠点周辺への居住の誘導・集約が必要です。



資料：国土交通省「国土数値情報」

人口集中地区（DID）の推移



資料：国土交通省「国土数値情報」

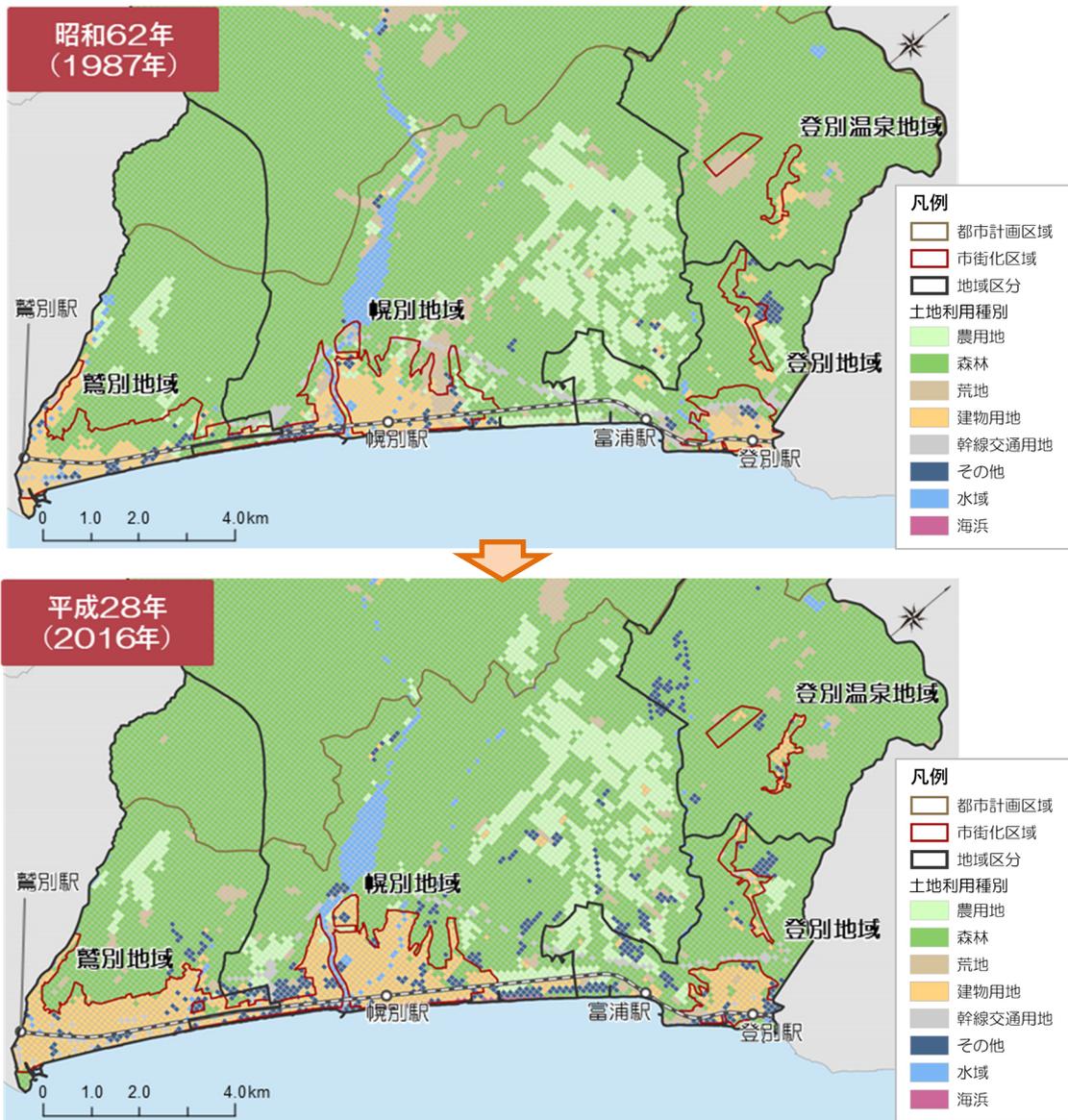
人口集中地区（DID）の面積・人口密度の推移

(2) 土地利用

土地利用の推移をみると、昭和 62 年（1987 年）から平成 28 年（2016 年）までの間に建物用地面積が約 1.4 倍*に増加しています。

課題

建物用地面積が拡大していることから、人口減少が進行する中で効率よく生活サービスを提供するため、居住の誘導・集約が必要です。



資料：国土交通省「国土数値情報」

土地利用の推移

*昭和 62 年は 712.8ha、平成 28 年は 1,006.4ha。



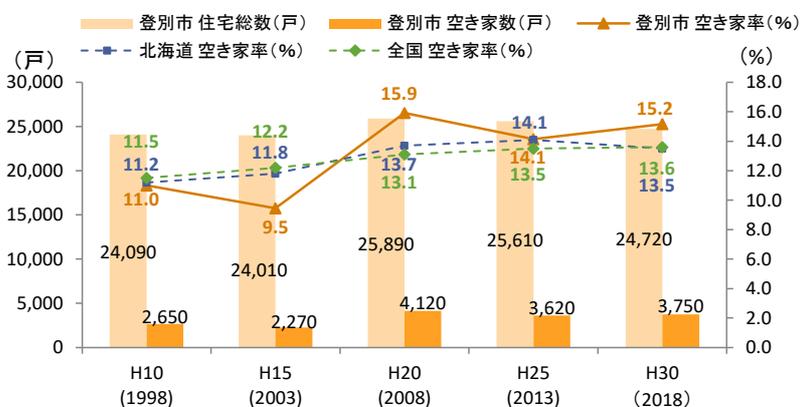
(3) 空き家

市内の空き家数の推移をみると、平成15年（2003年）から平成20年（2008年）にかけて急激に増加し、現在に至るまで依然として15%程度と高い割合になっています。これは、地域において人口減少や既存建築物の老朽化、社会的ニーズ及び産業構造の変化などに伴う増加だと考えられます。

また、空き家の分布状況を見ると、鉄道駅周辺に多く分布しており、今後さらに空き家数が増加していくと、市街地の低密度化が進行するとともに、安全性の低下や公共衛生の悪化、景観の阻害などの問題が一層深刻化することが懸念されます。

課題

健全な都市環境を保全するために、居住・都市機能を誘導するエリアにおいては低未利用土地等の利活用の促進が必要です。



資料：総務省「住宅・土地統計調査」

空き家数の推移



資料：登別市 実態調査（令和2年3月末時点）

空き家の分布状況

(4) 公共交通

① 登別市の公共交通をより良くするためのアンケート調査

登別市では、市民の日ごろの交通行動や公共交通に対する要望・課題を把握することを目的として、「登別市の公共交通をより良くするためのアンケート調査」を実施しました。主要な調査結果の概要を次のとおり示します。

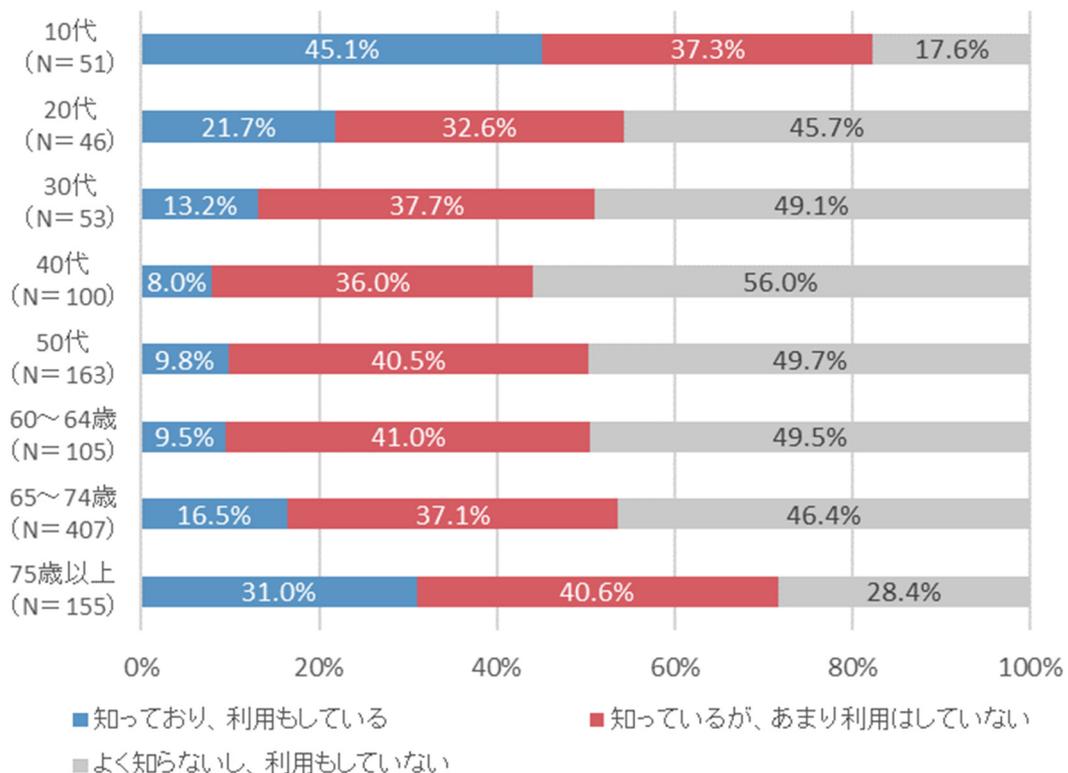
ア) アンケート調査の概要

調査対象：	市内に居住する 16 歳以上の男女から無作為抽出
調査実施日：	令和 2 年（2020 年）1 月 31 日（金）
調査方法：	郵送配布・回収
配布数：	2,000 世帯（1 世帯当たり 2 票を配布）
回収数：	800 通（1,244 票）回収率 40.0%

イ) 路線バスの認知度・利用状況

Q：登別市内のバス路線や停留所等の存在、バスの乗り方や運行情報などのバスサービスについてご存じですか。（単一回答）

年代別に路線バスの認知度・利用状況を見ると、「よく知らないし、利用もしていない」と回答した方は、10代では 17.6%、75歳以上が 28.4%であるのに対し、20代以上 74 歳未満の各年齢層でそれぞれ約 50%存在しており、認知度・利用状況が低い状況です。



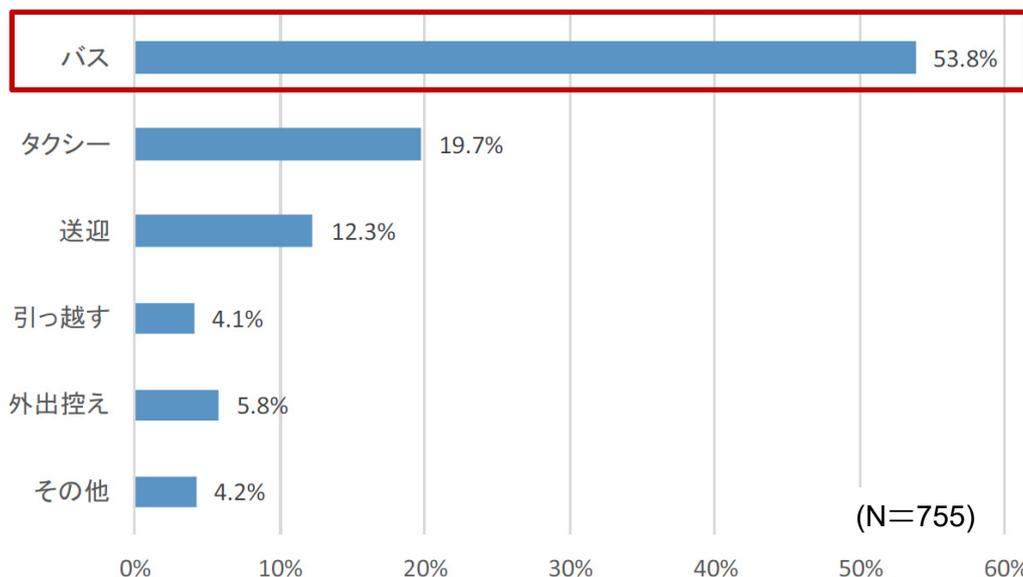
路線バスの認知度・利用状況



ウ) 自動車の運転が困難になった場合の移動手段

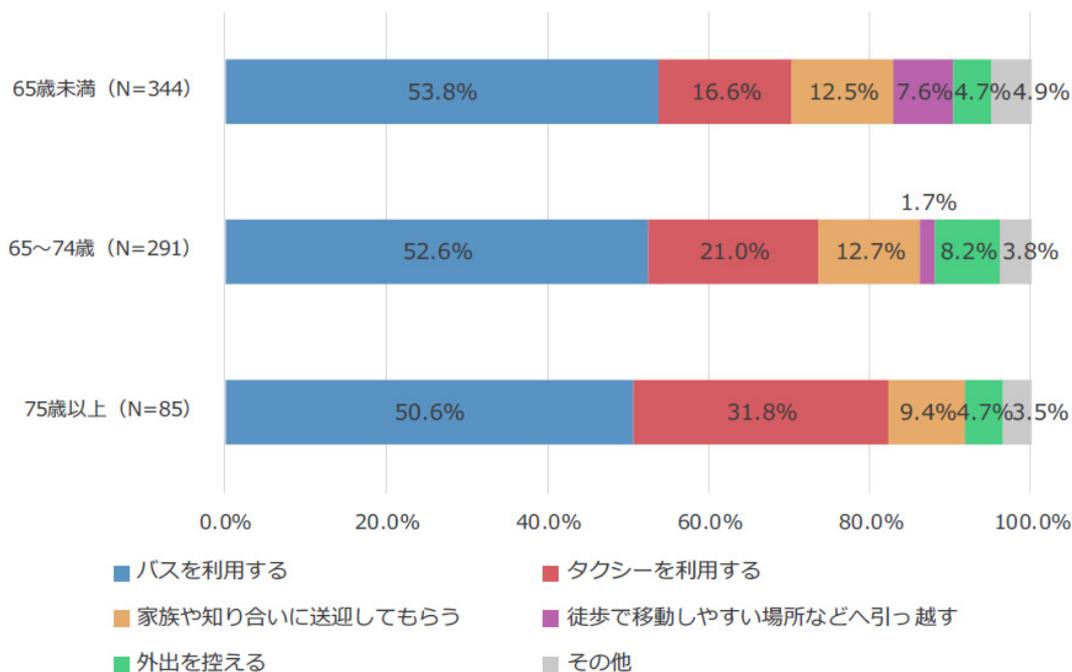
Q：あなたは将来、自動車の運転が困難になった場合の移動手段はどのようにお考えですか。（単一回答）

自動車の運転が困難になった場合の移動手段をみると、「バスを利用する」が53.8%と半数以上を占めています。



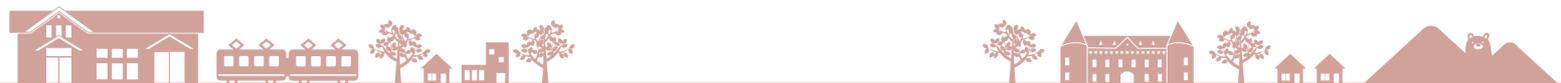
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%とはならない

自動車運転が困難になった場合の移動手段



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%とはならない

自動車運転が困難になった場合の移動手段（年齢別）



② 公共交通のカバー状況

市内の公共交通のカバー状況をみると、バス停の徒歩圏域及び鉄道駅の利用圏域では市全域をカバーしているものの、基幹的公共交通の徒歩圏域では一部地域に限定されている状況です。

特に幌別地域においては、人口密度が高い地域であっても公共交通空白地域となっており、今後そういった地域への対応が必要と考えられます。

課題

自家用車に依存しなくても暮らすことのできる環境づくりを効果的に行うため、居住・都市機能の誘導に応じた公共交通の適正化が必要です。

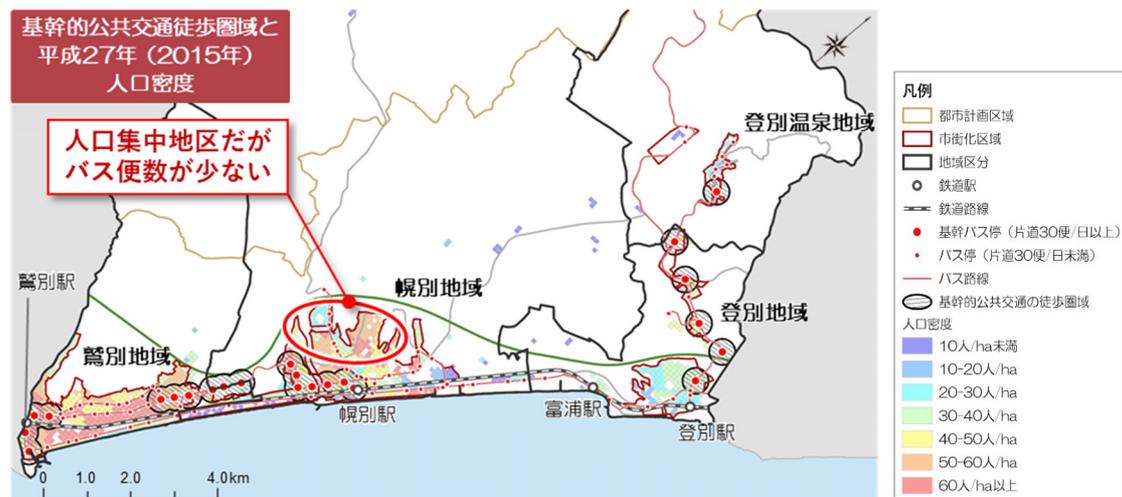


※バス停の徒歩圏域を 300m、鉄道駅の利用圏域を 1km に設定。

※近隣市町のバス停の徒歩圏域を含む。

資料：道南バス(株) オープンデータ (GTFS-JP)、国土交通省「国土数値情報」

公共交通のカバー状況



※バス停の徒歩圏域を 300m、鉄道駅の利用圏域を 1km に設定。

※近隣市町のバス停の徒歩圏域を含む。

※基幹的公共交通：片道 30 便/日以上 の運行のあるバス停・鉄道駅。ただし、広域路線（高速バス・特急）、通学バスは除外する。

資料：道南バス(株) オープンデータ (GTFS-JP)、国土交通省「国土数値情報」

基幹的公共交通のカバー状況

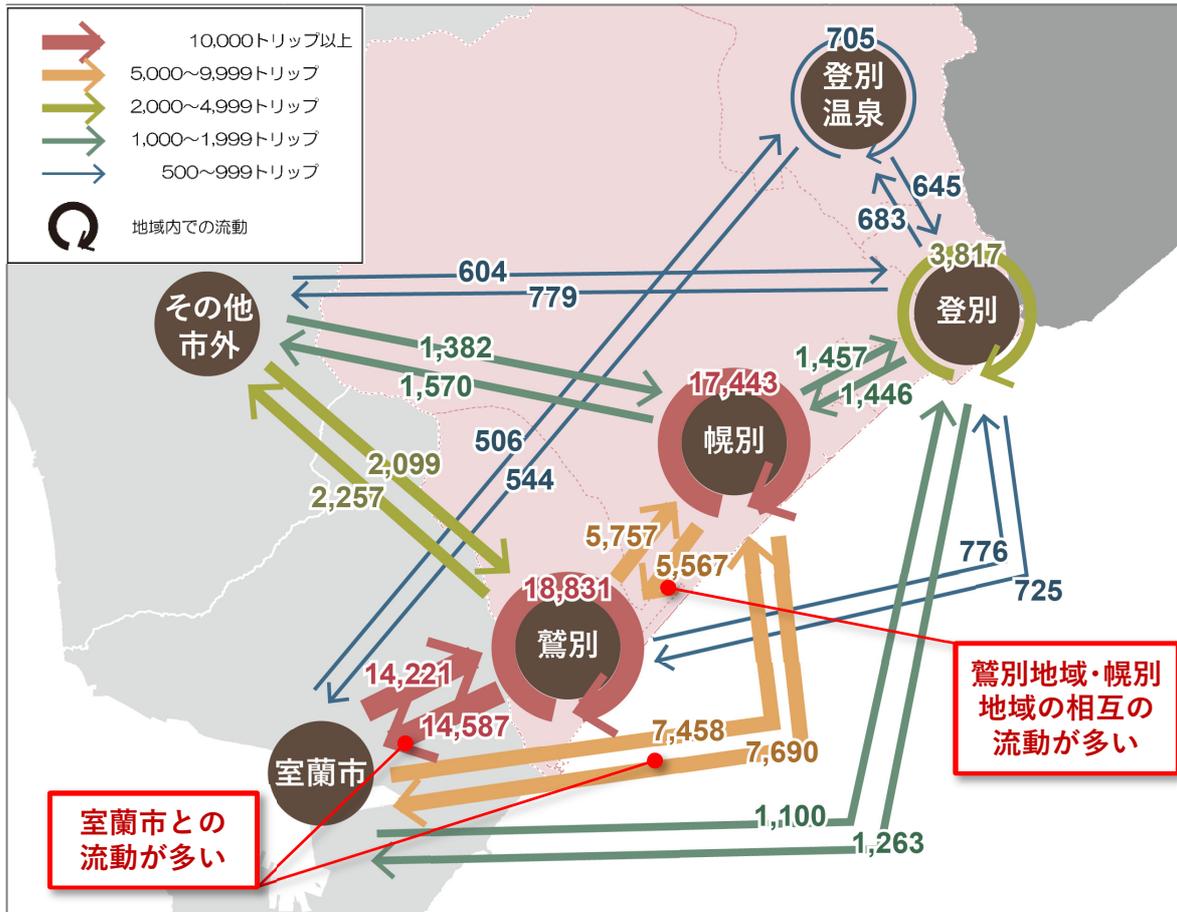
(5) 市内外の流動状況

市内外の流動状況をみると、市内では鷺別地域と幌別地域との流動が多く、市外では室蘭市との流動が多くなっています。

このことから、地域間での都市機能の相互利用があるほか、近隣市町との相互利用も多いと考えられます。

課題

近隣市町との相互の流動が活発であるため、都市機能の広域的な役割分担が必要です。



※ トリップ：人がある目的のため、出発地から到着地まで移動することを表す単位。

※ 500 トリップ以上の区間を抜粋。

※ 室蘭都市圏（室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町）が調査対象のため、隣接している白老町は含まれない。

資料：北海道「室蘭都市圏総合都市交通体系調査（平成28年度（2016年度））」

市内外の流動状況

(6) 公共施設の維持・更新

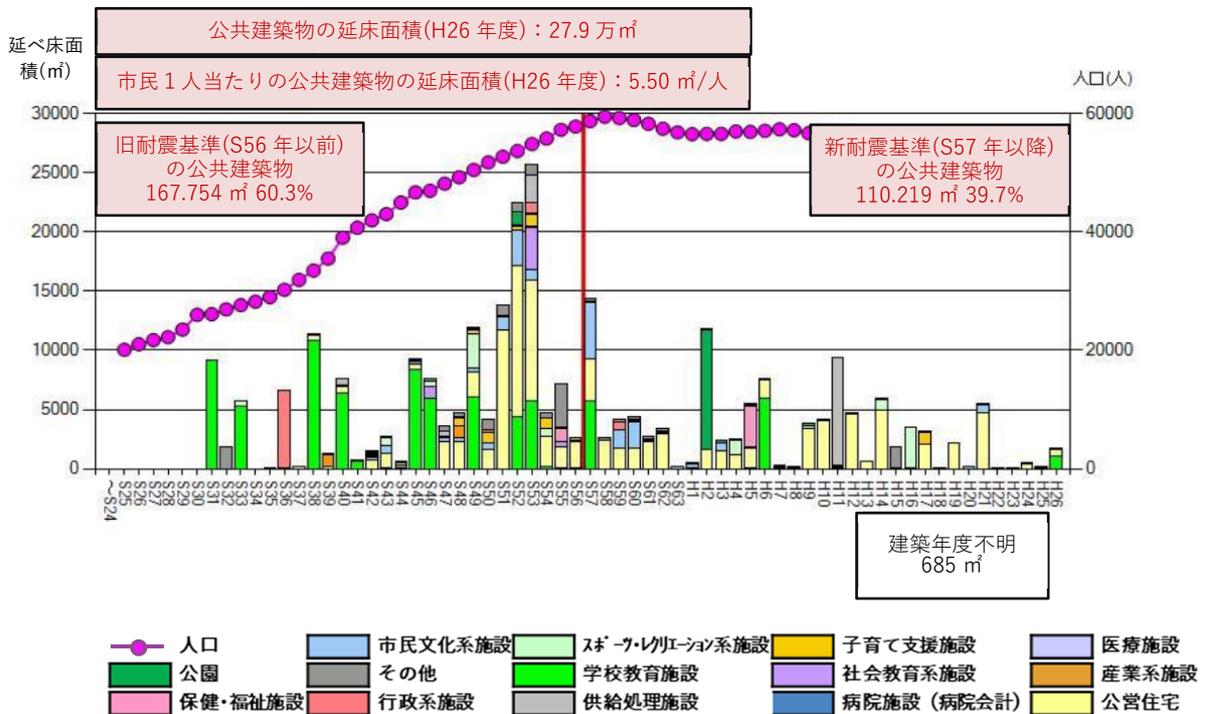
① 公共施設の建築年及び延べ床面積

登別市内の公共施設の建築年及び延べ床面積をみると、昭和 56 年（1981 年）以前に建設された旧耐震基準の公共施設は全体の 60.3%を占めており、老朽化が進んでいます。

築年数別の延べ床面積の割合は、築 30 年以上が全体の 68.0%、築 20 年以上だと全体の 82.7%となっており、老朽化が進んでいます。

課題

公共施設の老朽化が進んでおり、今後次々と更新時期を迎えることが予想されます。



資料：登別市公共施設等総合管理計画（H28.3）

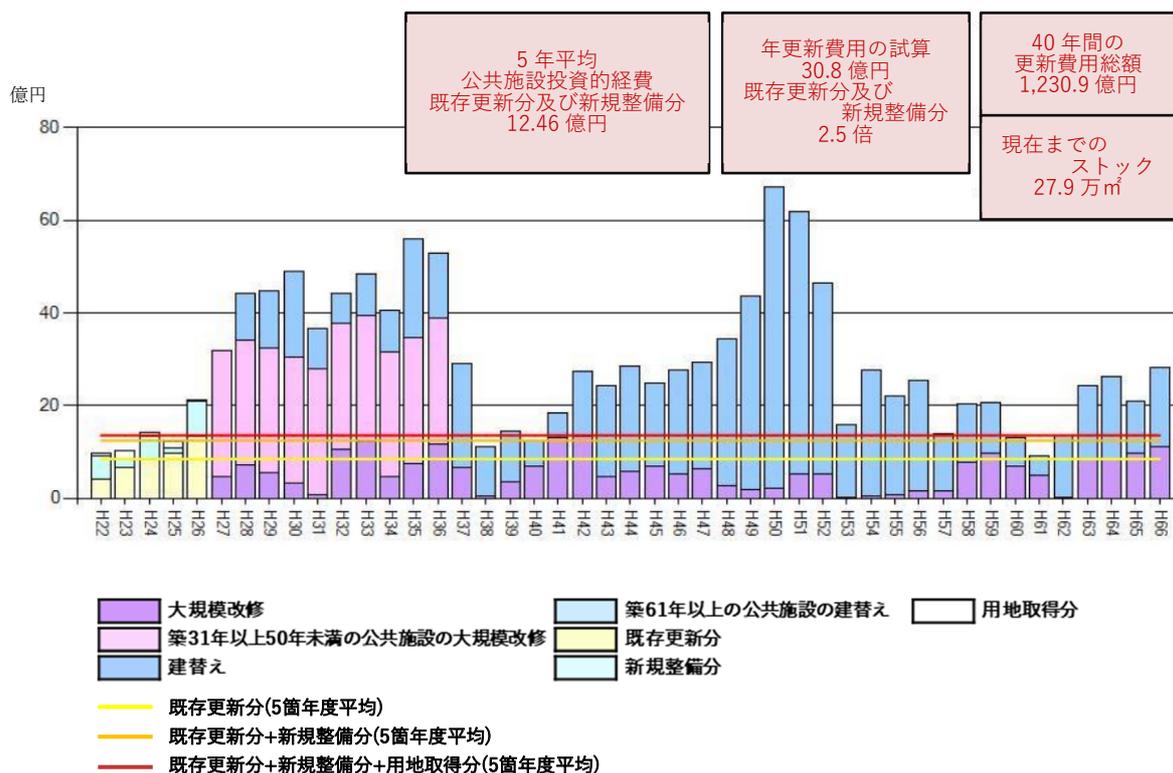
市が保有する公共施設の建築年及び延べ床面積

② 公共施設の更新費用の推計

登別市内の公共施設の更新費用をみると、今後 40 年間で約 1,230.9 億円と推計されており、単年度平均では約 30.8 億円となります。これは直近 5 か年平均*の約 2.5 倍となっています。

課題

更新時期を迎えた全ての公共施設を同じ規模で建て替える場合、将来的に更新コストが膨大になると見込まれています。



資料：登別市公共施設等総合管理計画（H28.3）

公共施設の更新費用の推移

※平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの5か年平均が約 12.46 億円。

(7) 都市機能の立地

各地域における都市機能の立地状況をみると、鷺別地域は、国道 36 号沿いに子育て支援機能があり、道道上登別室蘭線沿いには医療機能や商業機能があります。

幌別地域は、幌別駅を中心に医療機能や商業機能がある一方で、登別市役所より北東方向には医療機能がありません。

登別地域は、国道 36 号沿いや登別駅を中心に各種都市機能があります。

登別温泉地域は、極楽通り沿いに商業機能や交流機能、金融機能がある一方で、子育て支援機能や医療機能がありません。また、観光客向けにコンビニエンスストアやドラッグストアなどの小型の商業機能がありますが、食品スーパーなどの大型の商業機能はありません。

課題

将来的に人口減少の進行が予測されることから、公共施設の集約化・縮小化や適正配置が必要です。また、高齢化が進行する中で医療、介護福祉、商業等の生活サービスを提供するために、都市機能を誘導・集約し、それらを利用するための公共交通の維持・確保が必要です。



資料：国土交通省「国土数値情報」、東洋経済「大型小売店舗総覧 2018」を基に作成
都市機能の状況（鷺別地域）



資料：国土交通省「国土数値情報」、東洋経済「大型小売店舗総覧 2018」を基に作成
都市機能の状況（幌別地域）





資料：国土交通省「国土数値情報」、東洋経済「大型小売店舗総覧2018」を基に作成

都市機能の状況（登別地域・登別温泉地域）

都市機能の地域別施設数

都市機能	具体的な施設	施設数			
		滝別	幌別	登別	登別温泉
行政機能	市役所、支所、消防署・消防支署、交番	3	3	3	1
教育・文化機能	図書館、文化施設、ホール、幼稚園、小学校、中学校、図書館分館・配本所、スポーツ施設	8	16	5	3
交流機能	拠点となる集会施設、コミュニティ施設	21	23	7	2
子育て支援機能	子育て支援拠点施設、保育所、児童館	7	7	3	0
介護福祉機能	総合福祉センター、地域包括支援センター、老人福祉センター、介護事業所	11	8	6	0
医療機能	病院（内科・外科）、クリニック（内科・外科）	7	5	3	0
商業機能	総合スーパー、食料品スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア	17	15	6	5
金融機能	銀行、信用金庫、郵便局	8	6	2	3



(8) 都市構造の評価

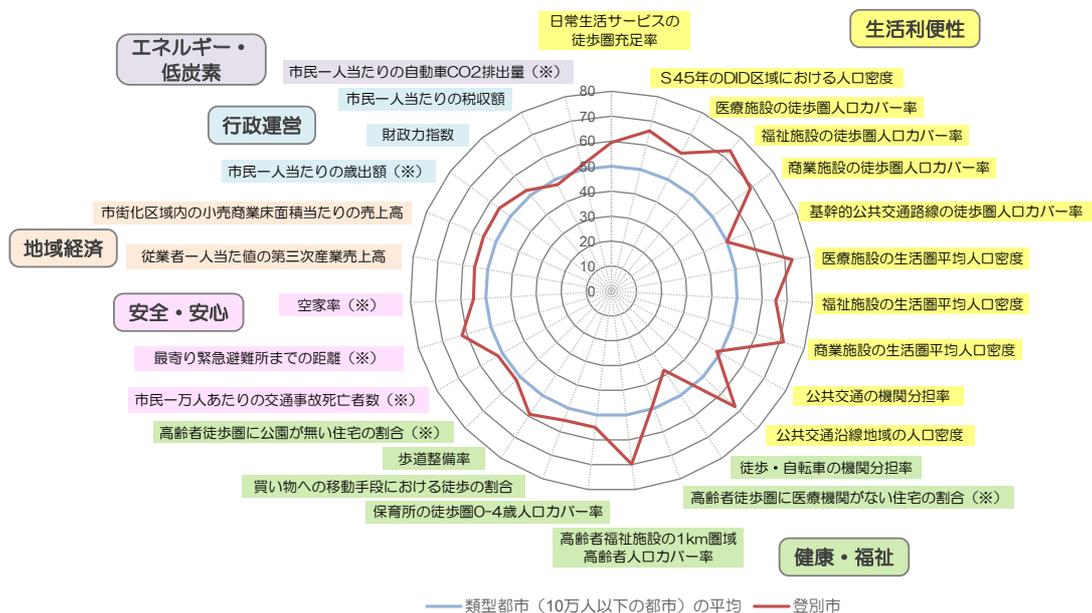
登別市の都市構造について、「生活利便性」「健康・福祉」「安全・安心」「地域経済」「行政運営」「エネルギー・低炭素」に分類して、人口が10万人以下の類型都市の平均と比較し、現況を次のとおり評価しました。

評価結果をみると、各項目においておおむね平均を上回っています。

現況	
生活利便性	「公共交通の機関分担率」が、類型都市平均を下回っています。
健康・福祉	「徒歩・自転車の機関分担率」及び「高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合」が、類型都市平均を下回っています。
安全・安心	全項目で類型都市平均を上回っています。
地域経済	全項目で類型都市平均を上回っています。
行政運営	「市民一人当たりの税収額」は類型都市平均を下回っています。
エネルギー・低炭素	「市民一人当たりの自動車CO ₂ 排出量」が類型都市平均をわずかに上回っています。

課題

公共交通や徒歩、自転車で生活できるまちづくりを進める必要があるほか、効率的な行政運営が必要です。



資料：登別市の数値…国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」に基づき算出
 類型都市の平均値…国土交通省「都市モニタリングシート(H29)」に基づき算出

(※)は通常低値のほうが望ましい指標だが、望ましい状態が高値(青線よりも外側)になるように算出した



3. 登別市の課題まとめ

これまでに整理した登別市の課題を次のとおり示します。

観点	課題のまとめ
(1) 人口の動向	<ul style="list-style-type: none">人口減少や少子高齢化の進行により、生活サービス機能の低下や地域コミュニティの衰退などにつながる恐れがあります。市全域において人口密度の低下が進行することで、地域間の人口密度に偏りが生まれ、行政サービスの非効率化や地域コミュニティの衰退につながるため、人口の適正な誘導・集約が必要です。高齢化の著しい地区が偏在する中で、都市機能に対する利用者ニーズの変化への対応や、高齢者の『生活の足』となる地域公共交通の充実が必要です。居住地が外縁部に拡大することにより、効率的に都市機能を提供することが難しくなるため、拠点周辺への居住の誘導・集約が必要です。
(2) 土地利用	<ul style="list-style-type: none">建物用地面積が拡大していることから、人口減少が進行する中で効率よく生活サービスを提供するため、居住の誘導・集約が必要です。
(3) 空き家	<ul style="list-style-type: none">健全な都市環境を保全するために、居住・都市機能を誘導するエリアにおいては低未利用土地等の利活用の促進が必要です。
(4) 公共交通	<ul style="list-style-type: none">自家用車に依存しなくても暮らすことのできる環境づくりを効果的に行うため、居住・都市機能の誘導に応じた公共交通の適正化が必要です。
(5) 市内外の流動状況	<ul style="list-style-type: none">近隣市町との相互の流動が活発であるため、都市機能の広域的な役割分担が必要です。
(6) 公共施設の維持・更新	<ul style="list-style-type: none">公共施設の老朽化が進んでおり、今後次々と更新時期を迎えることが予想されます。更新時期を迎えた全ての公共施設を同じ規模で建て替える場合、将来的に更新コストが膨大になると見込まれています。
(7) 都市機能の立地	<ul style="list-style-type: none">将来的に人口減少の進行が予測されることから、公共施設の集約化・縮小化や適正配置が必要です。また、高齢化が進行する中で医療、介護福祉、商業等の生活サービスを提供するために、都市機能を誘導・集約し、それらを利用するための公共交通の維持・確保が必要です。
(8) 都市構造の評価	<ul style="list-style-type: none">公共交通や徒歩、自転車で生活できるまちづくりを進める必要があるほか、効率的な行政運営が必要です。



2章 まちづくりに関する市民意識

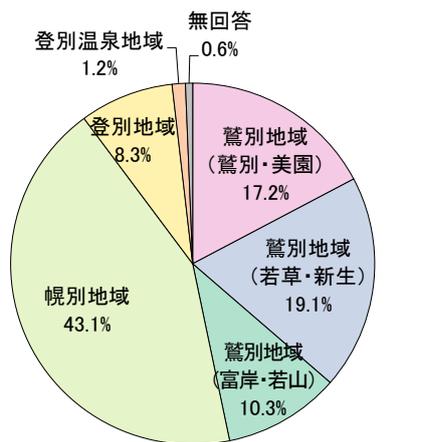
1. 市民アンケート調査の概要

市民の暮らしやまちづくりに関する意識、まちの課題等を把握するために、「市民アンケート調査」を実施しました。主要な調査結果の概要を次のとおり示します。

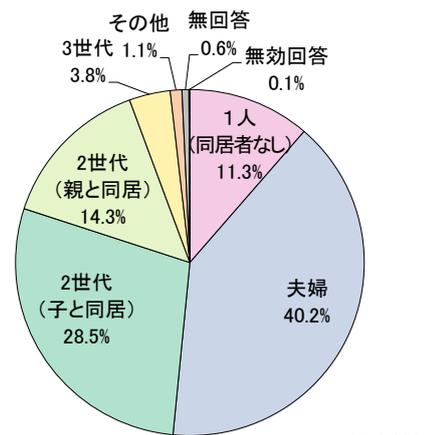
(1) 調査概要

調査対象	市内に居住する満16歳以上の男女
調査期間	平成30年(2018年)10月24日(水)～11月7日(水)
配付数	2,300票
回収数(回収率)	1,102票(47.9%)
配付・回収方法	郵送配付・郵送回収

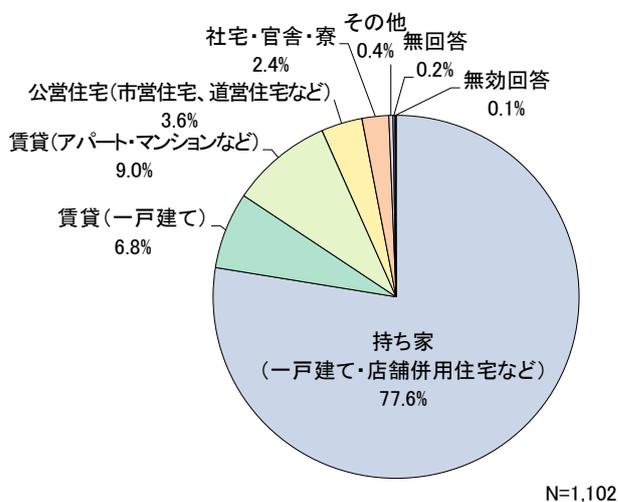
(2) 回答者属性



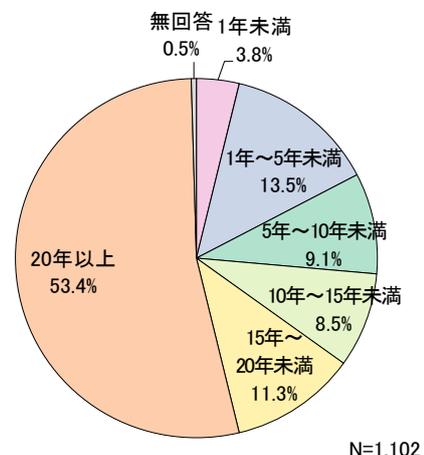
居住地



家族構成



住まい



現在の住まいの居住年数



2. 調査結果

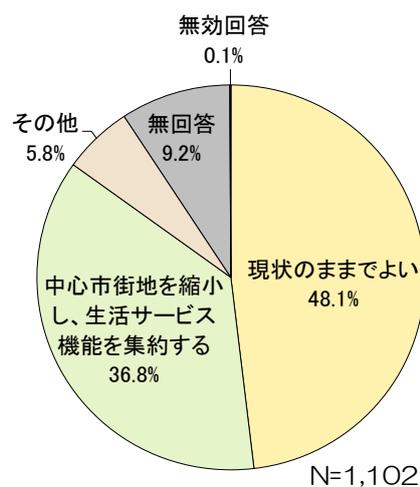
(1) 今後のまちづくり

Q：登別市では、今後も人口減少が進行すると予測されておりますが、あなたは今後どのようなまちづくり（市街地づくり）を進めていくべきと考えますか？

【A】生活サービス機能について

「商業・医療・公共施設などの生活サービス機能は現状のままでよい」が48.1%と最も多く、次いで「鷺別・幌別・登別・登別温泉地域など、地域ごとに中心市街地を縮小し、商業・医療・公共施設などの生活サービス機能を集約する」が36.8%でした。

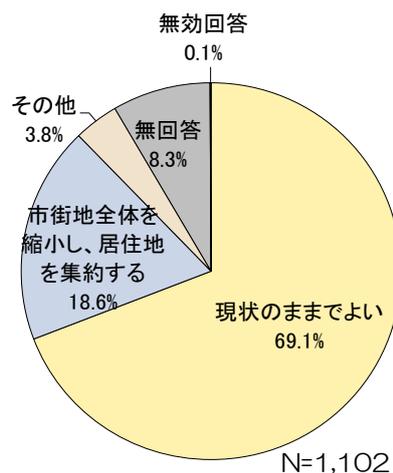
設 問	回答数	割合
商業・医療・公共施設などの生活サービス機能は現状のままでよい	530	48.1%
鷺別・幌別・登別・登別温泉地域など、地域ごとに中心市街地を縮小し、商業・医療・公共施設などの生活サービス機能を集約する	406	36.8%
その他	64	5.8%
無回答	101	9.2%
無効回答	1	0.1%
計	1,102	100.0%



【B】居住地について

「居住地は現状のままでよい」が69.1%と最も多く、次いで「鷺別・幌別・登別・登別温泉地域など、地域ごとに市街地全体を縮小し、縮小した市街地の中に、転居などにより誘導を図りながら、居住地を集約する」が18.6%でした。

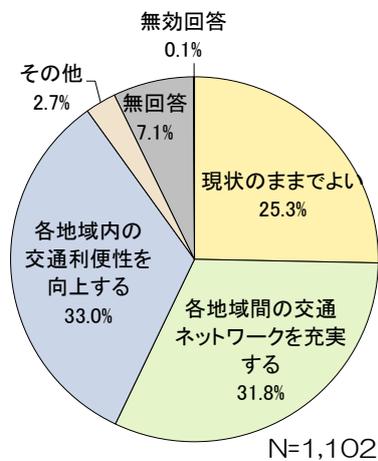
設 問	回答数	割合
居住地は現状のままでよい	762	69.1%
鷺別・幌別・登別・登別温泉地域など、地域ごとに市街地全体を縮小し、縮小した市街地の中に、転居などにより誘導を図りながら、居住地を集約する	205	18.6%
その他	42	3.8%
無回答	92	8.3%
無効回答	1	0.1%
計	1,102	100.0%



【C】公共交通について

「各地域内の交通利便性を向上する」が33.0%と最も多く、次いで「鷺別・幌別・登別・登別温泉地域などの各地域間の交通ネットワークを充実する」が31.8%でした。

設 問	回答数	割合
公共交通は現状のままでよい	279	25.3%
鷺別・幌別・登別・登別温泉地域などの各地域間の交通ネットワークを充実する	350	31.8%
各地域内の交通利便性を向上する	364	33.0%
その他	30	2.7%
無回答	78	7.1%
無効回答	1	0.1%
計	1,102	100.0%



(2) 今後、特に力を入れるべき内容

Q：あなたがお住まいの地域の環境について、今後、特に力を入れるべきと考える項目は何ですか？（複数回答可）

鷺別地域では、「地震、水害などの災害に対する安心感」が66.9%と最も多く、次いで「通院・福祉サービスの便利さ」が46.2%でした。

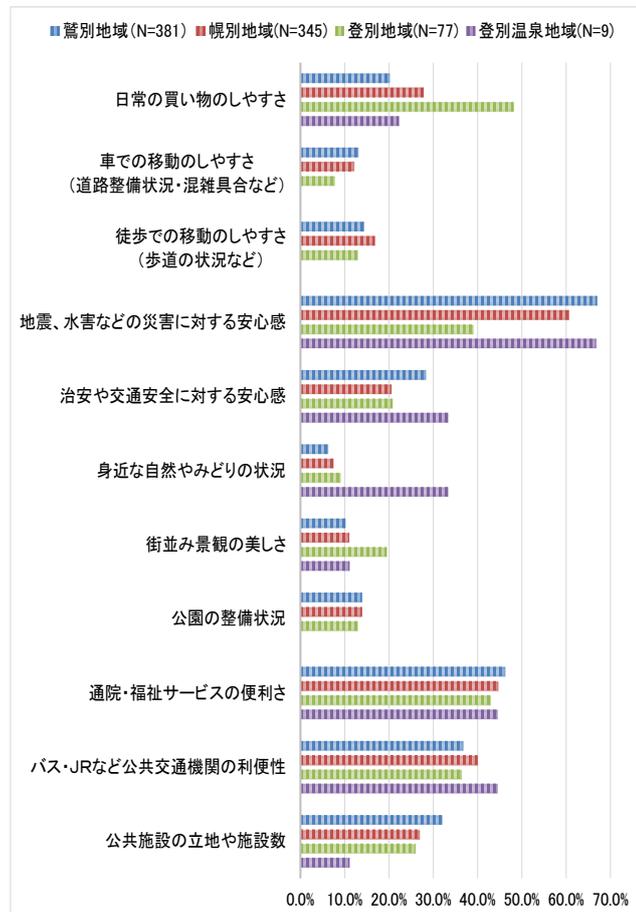
幌別地域では、「地震、水害などの災害に対する安心感」が60.6%と最も多く、次いで「通院・福祉サービスの便利さ」が44.6%でした。

登別地域では、「日常の買い物のしやすさ」が48.1%と最も多く、次いで「通院・福祉サービスの便利さ」が42.9%でした。

登別温泉地域では、「地震、水害などの災害に対する安心感」が66.7%と最も多く、次いで「通院・福祉サービスの便利さ」「バス・JRなど公共交通機関の利便性」がそれぞれ44.4%でした。

	日常の買い物のしやすさ	車での移動のしやすさ (道路整備状況・混雑具合など)	徒歩での移動のしやすさ (歩道の状況など)	地震、水害などの災害に対する安心感	治安や交通安全に対する安心感	身近な自然やみどりの状況	街並み景観の美しさ	公園の整備状況	通院・福祉サービスの便利さ	バス・JRなど公共交通機関の利便性	公共施設の立地や施設数
鷺別地域(N=381)	77 20.2%	50 13.1%	55 14.4%	255 66.9%	108 28.3%	24 6.3%	39 10.2%	53 13.9%	176 46.2%	140 36.7%	122 32.0%
幌別地域(N=345)	96 27.8%	42 12.2%	58 16.8%	209 60.6%	71 20.6%	26 7.5%	38 11.0%	48 13.9%	154 44.6%	138 40.0%	93 27.0%
登別地域(N=77)	37 48.1%	6 7.8%	10 13.0%	30 39.0%	16 20.8%	7 9.1%	15 19.5%	10 13.0%	33 42.9%	28 36.4%	20 26.0%
登別温泉地域(N=9)	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	6 66.7%	3 33.3%	3 33.3%	1 11.1%	0 0.0%	4 44.4%	4 44.4%	1 11.1%

※上段が回答数、下段が割合



※無回答・無効回答除く



(3) 登別市の将来像

Q：あなたの望む登別市の将来像は何ですか？（複数回答可）

鷺別地域では、「医療・福祉が充実したまち」が58.0%と最も多く、次いで「災害に強い安全なまち」が54.6%でした。

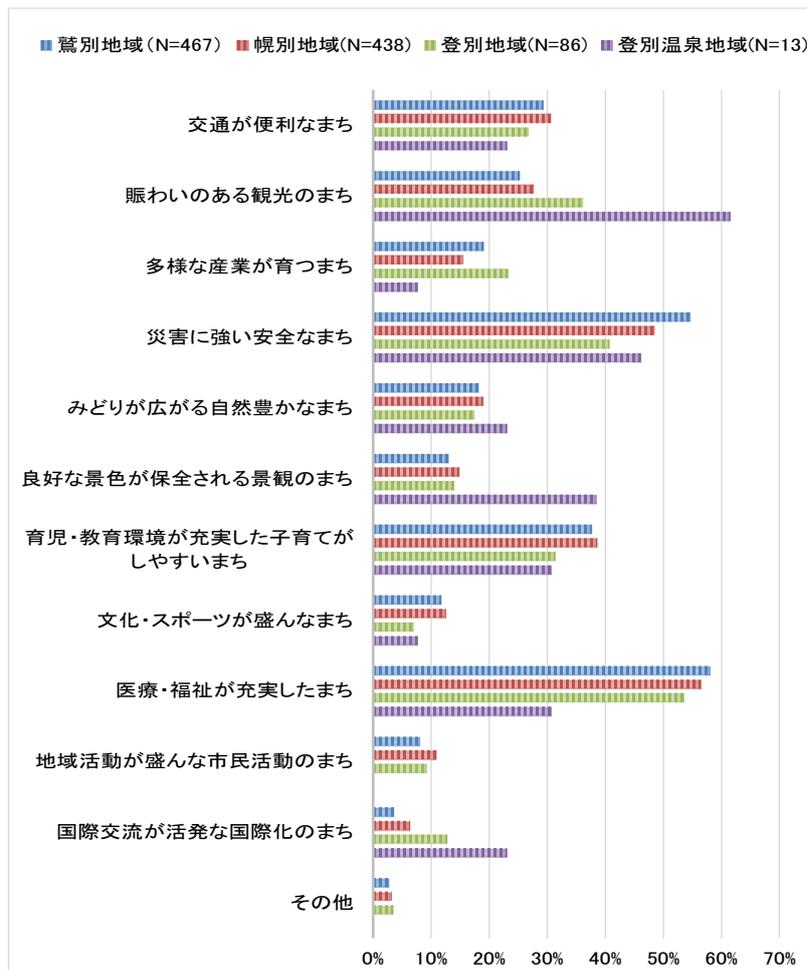
幌別地域では、「医療・福祉が充実したまち」が56.4%と最も多く、次いで「災害に強い安全なまち」が48.4%でした。

登別地域では、「医療・福祉が充実したまち」が53.5%と最も多く、次いで「災害に強い安全なまち」が40.7%でした。

登別温泉地域では、「賑わいのある観光のまち」が61.5%と最も多く、次いで「災害に強い安全なまち」が46.2%でした。

	交通が便利なまち	賑わいのある観光のまち	多様な産業が育つまち	災害に強い安全なまち	みどりが広がる自然豊かなまち	良好な景色が保全される景観のまち	育児・教育環境が充実した子育てがしやすいまち	文化・スポーツが盛んなまち	医療・福祉が充実したまち	地域活動が盛んな市民活動のまち	国際交流が活発な国際化のまち	その他
鷺別地域(N=467)	137 29.3%	118 25.3%	89 19.1%	255 54.6%	85 18.2%	61 13.1%	176 37.7%	55 11.8%	271 58.0%	38 8.1%	17 3.6%	13 2.8%
幌別地域(N=438)	134 30.6%	121 27.6%	68 15.5%	212 48.4%	83 18.9%	65 14.8%	169 38.6%	55 12.6%	247 56.4%	48 11.0%	28 6.4%	14 3.2%
登別地域(N=86)	23 26.7%	31 36.0%	20 23.3%	35 40.7%	15 17.4%	12 14.0%	27 31.4%	6 7.0%	46 53.5%	8 9.3%	11 12.8%	3 3.5%
登別温泉地域(N=13)	3 23.1%	8 61.5%	1 7.7%	6 46.2%	3 23.1%	5 38.5%	4 30.8%	1 7.7%	4 30.8%	0 0.0%	3 23.1%	0 0.0%

※上段が回答数、下段が割合



※無回答・無効回答除く



(4) 外出（おでかけ）時の行き先・交通手段

● 通学・通勤

① 主な行き先

鷺別地域では、「室蘭市」が57.0%と最も多く、次いで「鷺別地域」が26.3%でした。

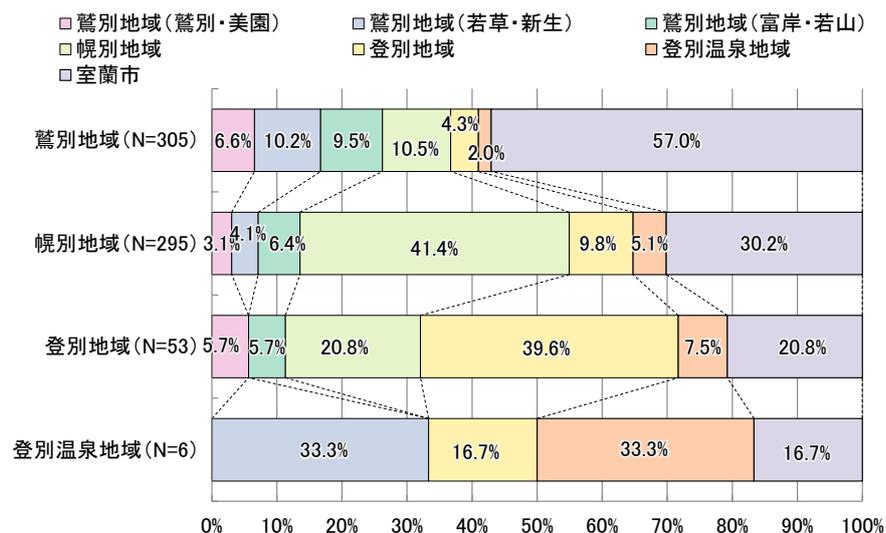
幌別地域では、「幌別地域」が41.4%と最も多く、次いで「室蘭市」が30.2%でした。

登別地域では、「登別地域」が39.6%と最も多く、次いで「幌別地域」「室蘭市」がそれぞれ20.8%でした。

登別温泉地域では、「鷺別地域」「登別温泉地域」がそれぞれ33.3%と最も多く、次いで「登別地域」「室蘭市」がそれぞれ16.7%でした。

	鷺別地域 (鷺別・美園)	鷺別地域 (若草・新生)	鷺別地域 (富岸・若山)	幌別地域	登別地域	登別温泉地域	室蘭市
鷺別地域(N=305)	20 6.6%	31 10.2%	29 9.5%	32 10.5%	13 4.3%	6 2.0%	174 57.0%
幌別地域(N=295)	9 3.1%	12 4.1%	19 6.4%	122 41.4%	29 9.8%	15 5.1%	89 30.2%
登別地域(N=53)	3 5.7%	0 0.0%	3 5.7%	11 20.8%	21 39.6%	4 7.5%	11 20.8%
登別温泉地域(N=6)	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%

※上段が回答数、下段が割合



※無回答・無効回答・その他回答除く

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%とはならない

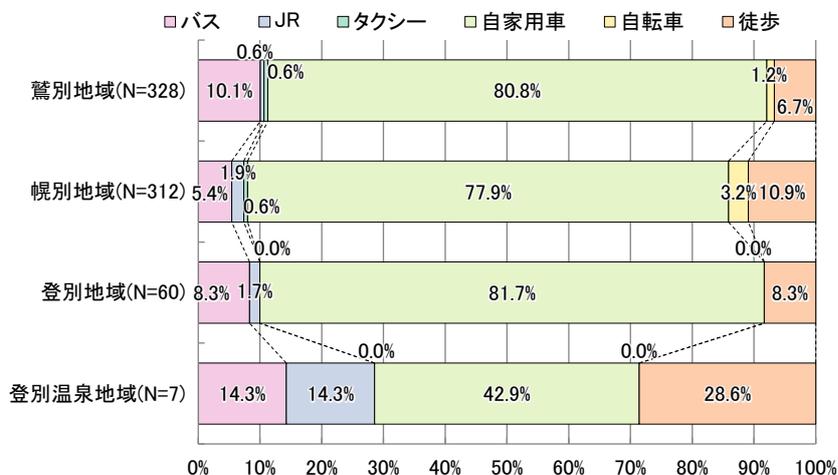


② 主な交通手段

全地域で「自家用車」が最も多く、鶯別地域は 80.8%、幌別地域は 77.9%、登別地域は 81.7%、登別温泉地域は 42.9%でした。

	バス	JR	タクシー	自家用車	自転車	徒歩
鶯別地域(N=328)	33 10.1%	2 0.6%	2 0.6%	265 80.8%	4 1.2%	22 6.7%
幌別地域(N=312)	17 5.4%	6 1.9%	2 0.6%	243 77.9%	10 3.2%	34 10.9%
登別地域(N=60)	5 8.3%	1 1.7%	0 0.0%	49 81.7%	0 0.0%	5 8.3%
登別温泉地域(N=7)	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%	3 42.9%	0 0.0%	2 28.6%

※上段が回答数、下段が割合



※無回答・無効回答・その他回答除く。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%とはならない



● 買い物（日用品）

① 主な行き先

鷺別地域では、「鷺別地域（富岸・若山）」が 43.1%と最も多く、次いで「鷺別地域（鷺別・美園）」が 19.8%でした。

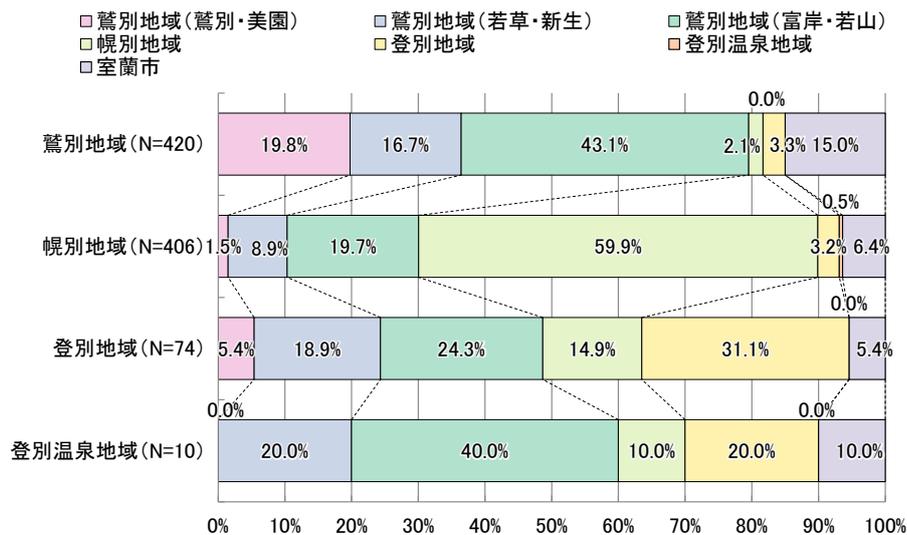
幌別地域では、「幌別地域」が 59.9%と最も多く、次いで「鷺別地域（富岸・若山）」が 19.7%でした。

登別地域では、「登別地域」が 31.1%と最も多く、次いで「鷺別地域（富岸・若山）」が 24.3%でした。

登別温泉地域では、「鷺別地域（富岸・若山）」が 40.0%と最も多く、次いで「鷺別地域（若草・新生）」「幌別地域」がそれぞれ 20.0%でした。

	鷺別地域 (鷺別・美園)	鷺別地域 (若草・新生)	鷺別地域 (富岸・若山)	幌別地域	登別地域	登別温泉地域	室蘭市
鷺別地域 (N=420)	83 19.8%	70 16.7%	181 43.1%	9 2.1%	14 3.3%	0 0.0%	63 15.0%
幌別地域 (N=406)	6 1.5%	36 8.9%	80 19.7%	243 59.9%	13 3.2%	2 0.5%	26 6.4%
登別地域 (N=74)	4 5.4%	14 18.9%	18 24.3%	11 14.9%	23 31.1%	0 0.0%	4 5.4%
登別温泉地域 (N=10)	0 0.0%	2 20.0%	4 40.0%	1 10.0%	2 20.0%	0 0.0%	1 10.0%

※上段が回答数、下段が割合



※無回答・無効回答・その他回答除く

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%とはならない

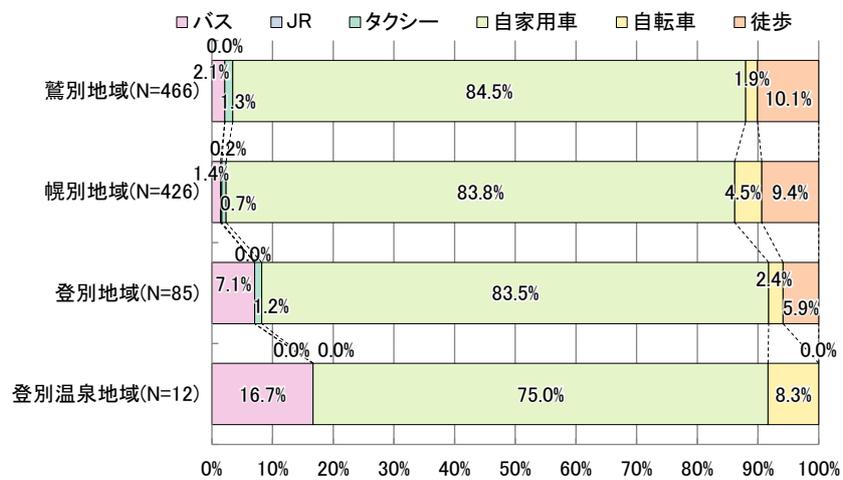


② 主な交通手段

全地域で「自家用車」が最も多く、鶯別地域は 84.5%、幌別地域は 83.8%、登別地域は 83.5%、登別温泉地域は 75.0%でした。

	バス	JR	タクシー	自家用車	自転車	徒歩
鶯別地域(N=466)	10 2.1%	0 0.0%	6 1.3%	394 84.5%	9 1.9%	47 10.1%
幌別地域(N=426)	6 1.4%	1 0.2%	3 0.7%	357 83.8%	19 4.5%	40 9.4%
登別地域(N=85)	6 7.1%	0 0.0%	1 1.2%	71 83.5%	2 2.4%	5 5.9%
登別温泉地域(N=12)	2 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	9 75.0%	1 8.3%	0 0.0%

※上段が回答数、下段が割合



※無回答・無効回答・その他回答除く

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%とはならない



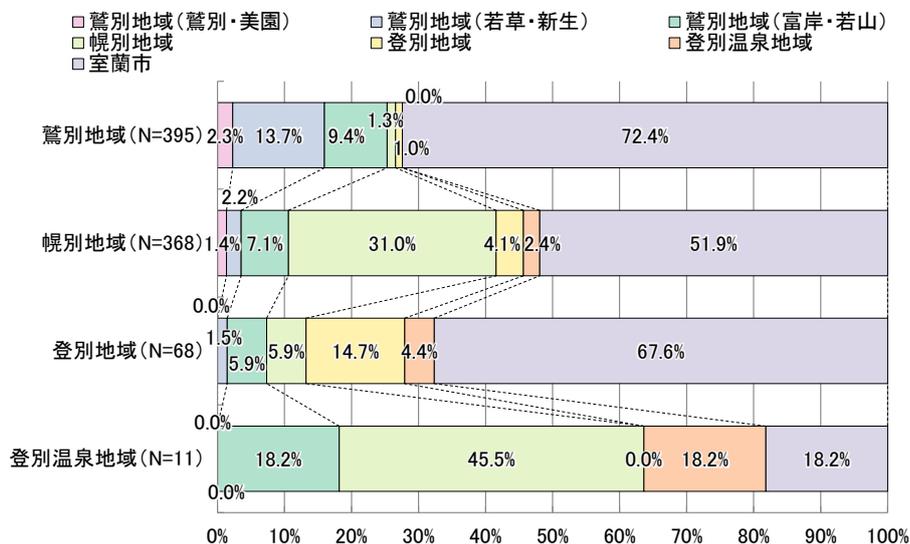
● 通院

① 主な行き先

鷺別地域では、「室蘭市」が72.4%と最も多く、次いで「鷺別地域」が25.4%でした。
 幌別地域では、「室蘭市」が51.9%と最も多く、次いで「幌別地域」が31.0%でした。
 登別地域では、「室蘭市」が67.6%と最も多く、次いで「登別地域」が14.7%でした。
 登別温泉地域では、「登別地域」が45.5%と最も多く、次いで「鷺別地域」「登別温泉地域」「室蘭市」がそれぞれ18.2%でした。

	鷺別地域 (鷺別・美園)	鷺別地域 (若草・新生)	鷺別地域 (富岸・若山)	幌別地域	登別地域	登別温泉地域	室蘭市
鷺別地域 (N=395)	9 2.3%	54 13.7%	37 9.4%	5 1.3%	4 1.0%	0 0.0%	286 72.4%
幌別地域 (N=368)	5 1.4%	8 2.2%	26 7.1%	114 31.0%	15 4.1%	9 2.4%	191 51.9%
登別地域 (N=68)	0 0.0%	1 1.5%	4 5.9%	4 5.9%	10 14.7%	3 4.4%	46 67.6%
登別温泉地域 (N=11)	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%	5 45.5%	0 0.0%	2 18.2%	2 18.2%

※上段が回答数、下段が割合



※無回答・無効回答・その他回答除く

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%とはならない

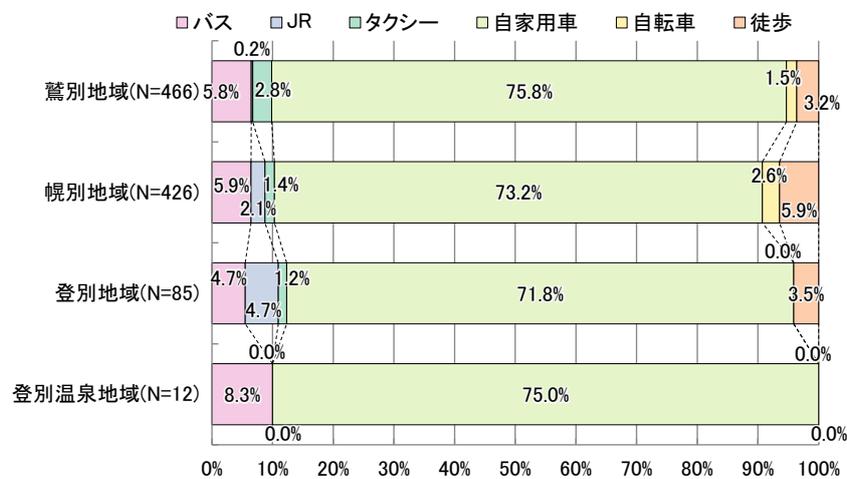


② 主な交通手段

全地域「自家用車」が最も多く、鶯別地域では 75.8%、幌別地域では 73.2%、登別地域では 71.8%、登別温泉地域では 75.0%でした。

	バス	JR	タクシー	自家用車	自転車	徒歩
鶯別地域(N=466)	27 5.8%	1 0.2%	13 2.8%	353 75.8%	7 1.5%	15 3.2%
幌別地域(N=426)	25 5.9%	9 2.1%	6 1.4%	312 73.2%	11 2.6%	25 5.9%
登別地域(N=85)	4 4.7%	4 4.7%	1 1.2%	61 71.8%	0 0.0%	3 3.5%
登別温泉地域(N=12)	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	9 75.0%	0 0.0%	0 0.0%

※上段が回答数、下段が割合



※無回答・無効回答・その他回答除く

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%とはならない

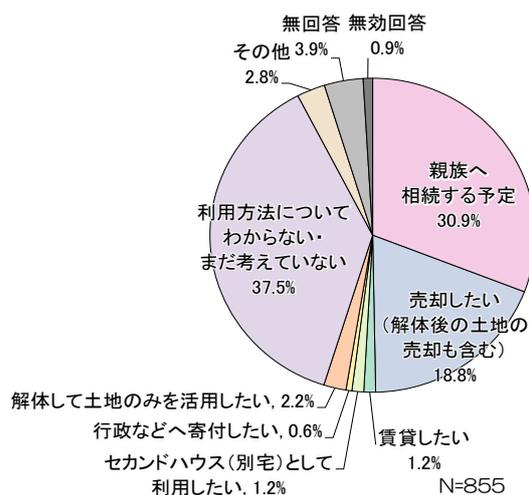


(5) 空き家の利用方法

Q：現在の持ち家の今後の利用方法について、あなたはどのように考えていますか？

「利用方法についてわからない・まだ考えていない」が 37.5%と最も多く、次いで「親族へ相続する予定」が 30.9%、「売却したい（解体後の土地の売却も含む）」が 18.8%でした。

設 問	回答数	割合
親族へ相続する予定	264	30.9%
売却したい(解体後の土地の売却も含む)	161	18.8%
賃貸したい	10	1.2%
セカンドハウス(別宅)として利用したい	10	1.2%
行政などへ寄付したい	5	0.6%
解体して土地のみを活用したい	19	2.2%
利用方法についてわからない・まだ考えていない	321	37.5%
その他	24	2.8%
無回答	33	3.9%
無効回答	8	0.9%
計	855	100.0%



3. 市民アンケートのまとめ

市民アンケートの結果から、市民の意識について次のとおり示します。

●市民の意識

今後のまちづくりについて

- 「**商業・医療・公共施設などの生活サービス機能は現状のままでよい**」が48.1%と最も多く、次いで「**鷺別・幌別・登別・登別温泉地域など、地域ごとに市街地全体を縮小し、居住地を集約する**」が36.8%でした。
- 「**居住地は現状のままでよい**」が69.1%と最も多く、次いで「**鷺別・幌別・登別・登別温泉地域など、地域ごとに市街地全体を縮小し、居住地を集約する**」が18.6%でした。
- 「**各地域内の交通利便性を向上する**」が33.0%と最も多く、次いで「**鷺別・幌別・登別・登別温泉地域などの各地域間の交通ネットワークを充実する**」が31.8%でした。

今後、特に力を入れるべき内容

- 鷺別地域、幌別地域、登別温泉地域では「**地震、水害などの災害に対する安心感**」が最も多く、登別地域では、「**日常の買い物のしやすさ**」が最も多い結果となりました。

登別市の将来像

- 鷺別地域、幌別地域、登別地域では、「**医療・福祉が充実したまち**」が最も多く、登別温泉地域では、「**賑わいのある観光のまち**」が最も多い結果となりました。

外出（おでかけ）時の行き先・交通手段

- 通勤・通学では、鷺別地域で5割を超える方が室蘭へ向かっています。
- 通院では、鷺別地域及び登別地域で6割を超える方が室蘭へ向かっています。
→**近隣市町との行き来が多い**
- いずれの地域・目的においても交通手段のうち自家用車の占める割合が高く、自家用車への依存率の高さが顕著となっています。
→**高い自動車依存率**

空き家利用方法

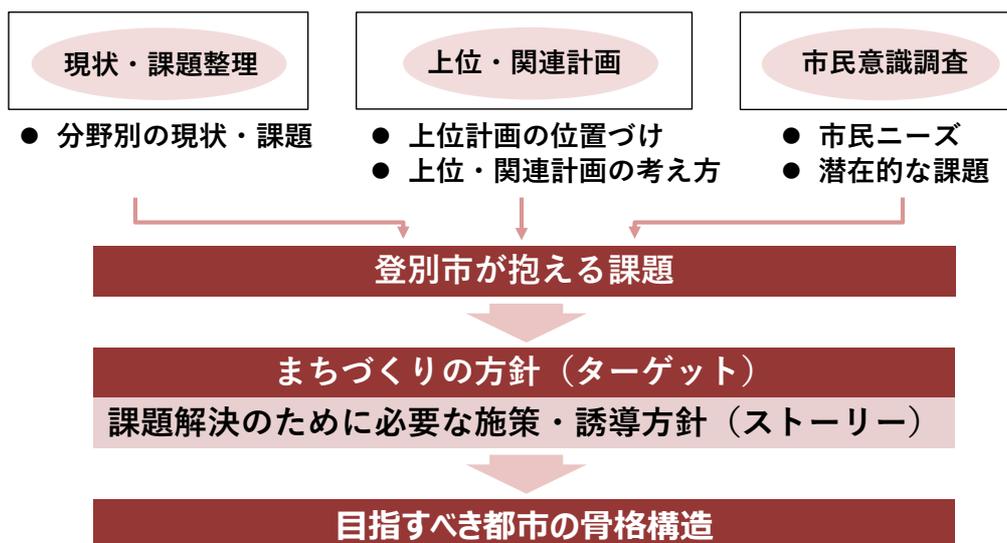
- 「**利用方法についてわからない・まだ考えていない**」と回答した方が約4割にあたります。



3章 まちづくりの方針と目指すべき都市の骨格構造

1. 設定の流れ

登別市におけるまちづくりの方針と目指すべき都市の骨格構造を設定するにあたり、これまで示した「登別市の現況と課題」「まちづくりに関する市民意識」に加え、上位計画・関連計画による「市が目指すまちづくりの方向性」を踏まえて設定しました。



設定の流れイメージ



2. まちづくりの方針

登別市のまちづくりの方針について、次のとおり設定しました。



3. 目指すべき都市の骨格構造

登別市都市計画マスタープランの将来都市構造「山辺・海辺・川辺に囲まれたコンパクトな多核連携都市」との整合性に留意し、鷺別地域、幌別地域、登別地域においてコンパクトな市街地（=核）を形成するために、主要な鉄道駅や幹線道路を中心に都市拠点を設定し、それらが公共交通により連携した都市（=多核連携都市）を目指します。

なお、登別温泉地域については、市街地の大部分が土砂災害警戒区域等に指定されており、災害リスクが高い地域であることから都市拠点には設定しませんが、観光を基幹産業としている本市の重要な地域であるため、本計画において「観光・文化交流拠点エリア」として位置づけ、地域の特徴を踏まえた整備を図り、誰もが安全・安心に滞在できる地域を目指します。

【都市軸】

<p>広域連携軸</p> 	<p>海岸沿いに形成されてきた鷺別地域、幌別地域、登別地域を貫き、室蘭市や白老町などと結ぶ道央自動車道、国道 36 号、道道洞爺湖登別線、JR 室蘭本線を「広域連携軸」として位置づけ、登別市の生活や産業、広域的な交流・連携を支える骨格的な都市軸を形成します。</p>
<p>地域連携・交流軸</p> 	<p>鷺別地域、幌別地域、登別地域、登別温泉地域のほか、市内各地区を結ぶ、国道 36 号、JR 室蘭本線や、道道上登別室蘭線、道道登別室蘭インター線、道道弁景幌別線、道道洞爺湖登別線、道道倶多楽湖公園線を「地域連携・交流軸」として位置づけ、分散した市内各地域の生活や観光・交流を支える都市軸を形成します。</p>

【拠点・エリア】

<p>都市拠点</p> 	<p>各地域の日常的な生活を支えるため、医療、福祉、商業、教育、交流などの身近な生活利便機能を集積させた拠点です。</p>
<p>観光・文化交流拠点エリア</p> 	<p>市内外から広く来訪者を呼び込み、ふれあい・交流による賑わいを生むエリアです。</p>





目指すべき都市の骨格構造



4. 地域区分

本計画における地域区分を次のとおり示します。



地域区分の内訳

鷺別地域	鷺別町、栄町、美園町、上鷺別町、若草町、新生町、富岸町、若山町
幌別地域	幌別町、幸町、新栄町、大和町、中央町、常盤町、柏木町、片倉町、新川町、富士町、千歳町、来馬町、札内町、青葉町、緑町、桜木町、鉾山町、川上町
登別地域	登別本町、登別港町、登別東町、富浦町、中登別町
登別温泉地域	カルルス町、登別温泉町、上登別町



4章 防災指針

1. 防災指針の概要

(1) 背景・目的

我が国では、近年、頻発・激甚化する自然災害への対応が喫緊の課題となっています。登別市においても、平成 23 年(2011 年)の東北地方太平洋沖地震や平成 24 年(2012 年)の大規模停電、平成 28 年(2016 年)の台風第 10 号による豪雨災害、平成 30 年(2018 年)の北海道胆振東部地震などを教訓として、「登別市地域防災計画」の見直しや「登別市強靱化計画」の策定により、災害に強いまちづくりに向けた取組を進めているところです。

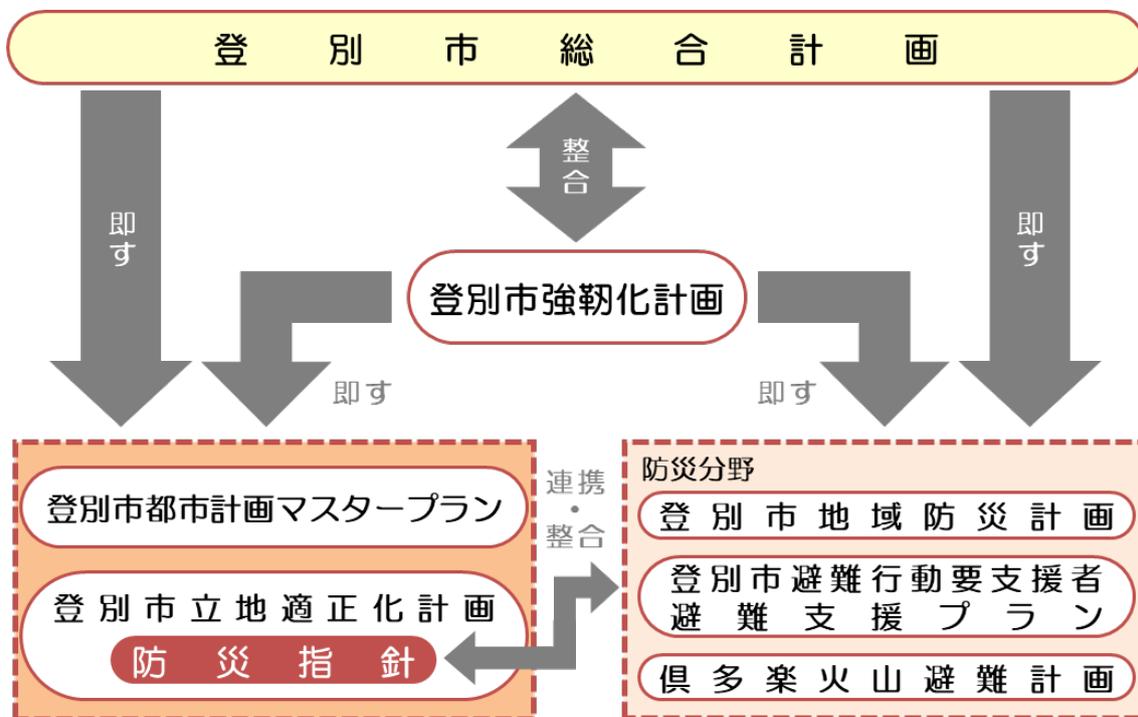
こうした中、国は令和 2 年(2020 年)9月に都市再生特別措置法を一部改正し、「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(防災指針)」を立地適正化計画において定めることとしています。

こうしたことから、予測される様々な災害リスクを適切に整理し、防災上の課題を分析した上で、防災まちづくりに向けた取組目標などを明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保の対策を位置づけた「防災指針」を策定します。

(2) 防災指針の位置づけ

本指針は立地適正化計画の一部として位置づけています。

なお、上位計画の一つである「登別市強靱化計画」は強靱化に関する指針であることから、これに即すとともに、防災分野の関連計画と整合を図りながら作成しています。



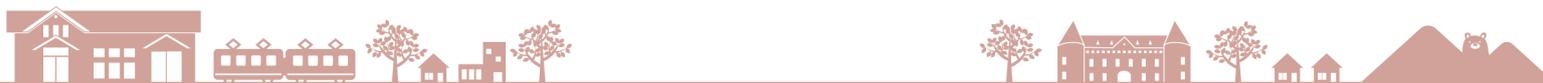
防災指針の位置づけ

(3) 上位計画・関連計画の整理

本市における防災・減災の考え方を示した上位計画・関連計画について次のとおり整理しました。

関連計画の概要

計画名	計画概要	計画期間
登別市 強靱化計画	◇ 基本目標 <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害から市民の生命、財産及び生活を守る 登別市の持続的成長を促進する 迅速な復旧、復興 	令和3年度 (2021年度) ～令和7年度 (2025年度)
登別市 地域防災計画	◇ 基本事項 <ul style="list-style-type: none"> 「減災」の考え方を防災の基本理念とし、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 自助、共助及び公助のそれぞれが効果的に推進されるよう、適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。 市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、防災意識の向上を図らなければならない。 男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。 避難所における避難者の感染症対策の推進を図らなければならない。 	昭和38年度 (1963年度)～ ※令和3年度 (2021年)に 見直し
登別市 避難行動要支援者 避難支援プラン	◇ 記載事項 <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の対象者、避難支援等関係者、地域支援者(対象となる要件や、関係する機関・団体等を明確化) 避難行動要支援者名簿の作成及び更新(情報収集の方法、保管方法、記載事項、情報提供に関する同意確認) 平常時及び災害時の市の取組 平常時及び災害時における地域等の取組 避難行動要支援者自身の役割(用意すべき備え等) 個別避難計画の作成(内容、作成方法、管理、更新等) 避難所整備 	—
倶多楽火山 避難計画	◇ 記載事項 <ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒レベルと想定される避難対象者 協議会 事前対策(防災体制、連絡体制、情報伝達、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難促進施設の指定、避難確保計画の策定支援、避難誘導方法・避難手段の確保など) 避難計画の見直しについて 	—



(4) 防災指針の基本的な考え方

コンパクトで安全なまちづくりを推進するために、災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図る必要があることから、居住誘導区域から原則除外するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、防災指針により計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが必要です。

このため、次のとおり検討することが必要となります。

- ① 立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
- ② リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定や、既に設定している居住誘導区域の見直し
- ③ 居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針及び地区毎の課題に対応した対策の検討

資料：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」



(5) 災害リスクの整理内容

防災指針の対象とする災害リスク及び居住誘導区域設定における取り扱いの考え方を次のとおり示します。

① 対象とする災害一覧

災害	分析する内容等
津波災害	<ul style="list-style-type: none"> 津波災害特別警戒区域 津波災害警戒区域 指定緊急避難場所（高台避難場所）への避難可能圏域
高潮・高波災害	<ul style="list-style-type: none"> 高潮・高波被害発生予想区域
洪水災害	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域 洪水浸水継続時間 洪水家屋倒壊等氾濫想定区域
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> 市内の想定震度 地震による被害建物数
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 土砂災害防止対策の推進に関する法律による基礎調査対象区域
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> 倶多楽火山の噴火による影響範囲 火口想定域 噴石が飛んでくる範囲 火山灰の降灰域 火山泥流の広がる範囲

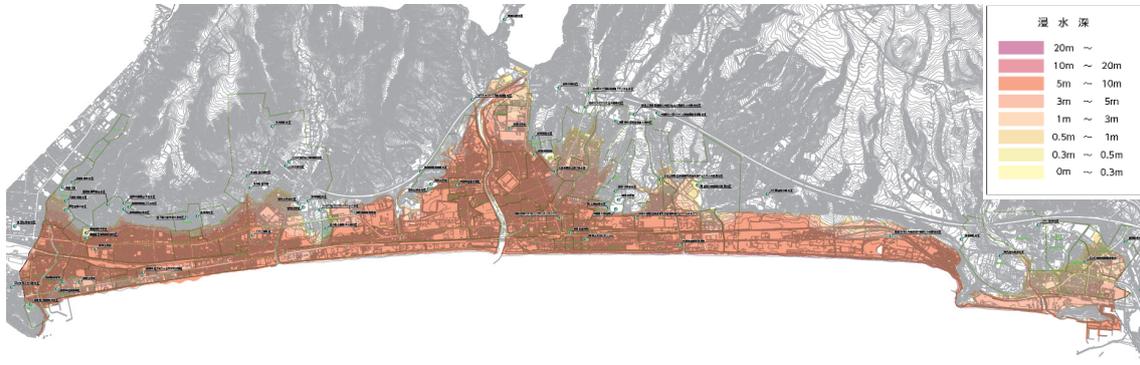
② 居住誘導区域設定における取り扱いの考え方

災害	各種災害に係る指定区域等	取り扱いの考え方
津波災害	津波災害特別警戒区域	原則除外
	津波災害警戒区域	居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
高潮・高波災害	高潮・高波被害発生予想区域（水防法によらない）	居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
洪水災害	洪水浸水想定区域	居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
	浸水想定区域（水防法によらない）	
	洪水家屋倒壊等氾濫想定区域	
地震災害	市内の想定震度等	居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	原則除外
	土砂災害警戒区域	居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
	その他、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、土砂災害のおそれがある箇所	
火山災害	倶多楽火山の噴火による影響範囲、火口想定域、噴石が飛んでくる範囲、火山灰の降灰域、火山泥流の広がる範囲	居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域



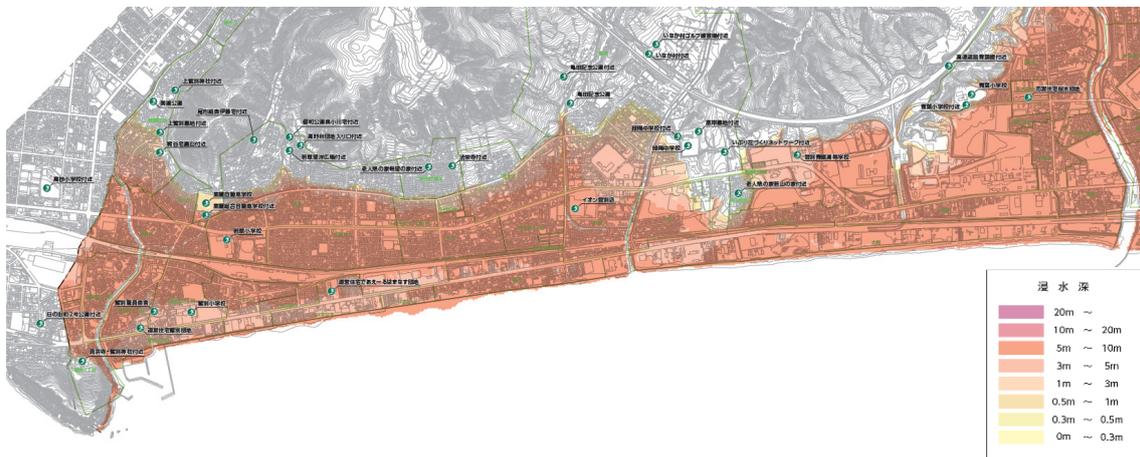
ウ) 登別市における津波災害警戒区域

北海道のシミュレーションによると、登別市の市街地の広範囲で基準水位※が5m以上となることが想定されています。



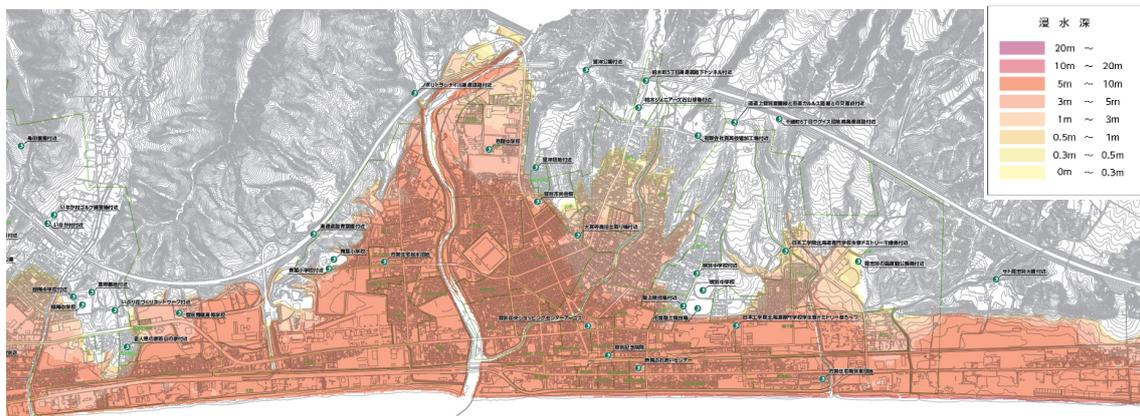
資料：登別市

津波災害警戒区域（登別市全体）



資料：登別市

津波災害警戒区域（鷺別地域）

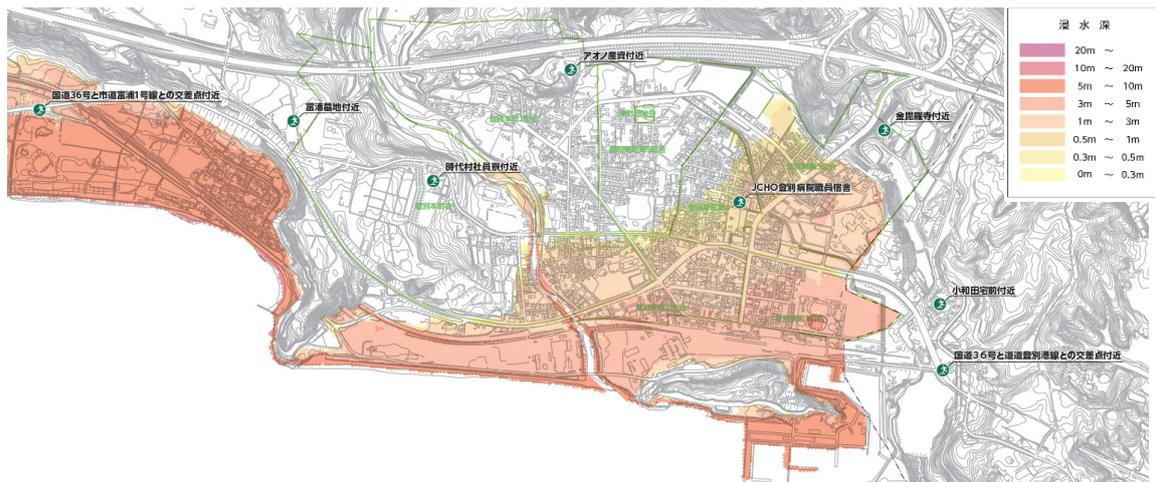


資料：登別市

津波災害警戒区域（幌別地域）

※基準水位…津波の想定浸水深に、建物等への衝突によって生じる津波の水位上昇を加えた水位で、避難や建築行為等の制限の基準となるもの。





資料：登別市

津波災害警戒区域（登別地域）

工) 高台避難場所からの避難時間や徒歩圏の分析

高台避難場所の避難徒歩圏について次の条件による分析を行いました。

高台避難場所の浸水の有無については、令和3年（2021年）10月に北海道が指定した津波災害警戒区域により判断しています。

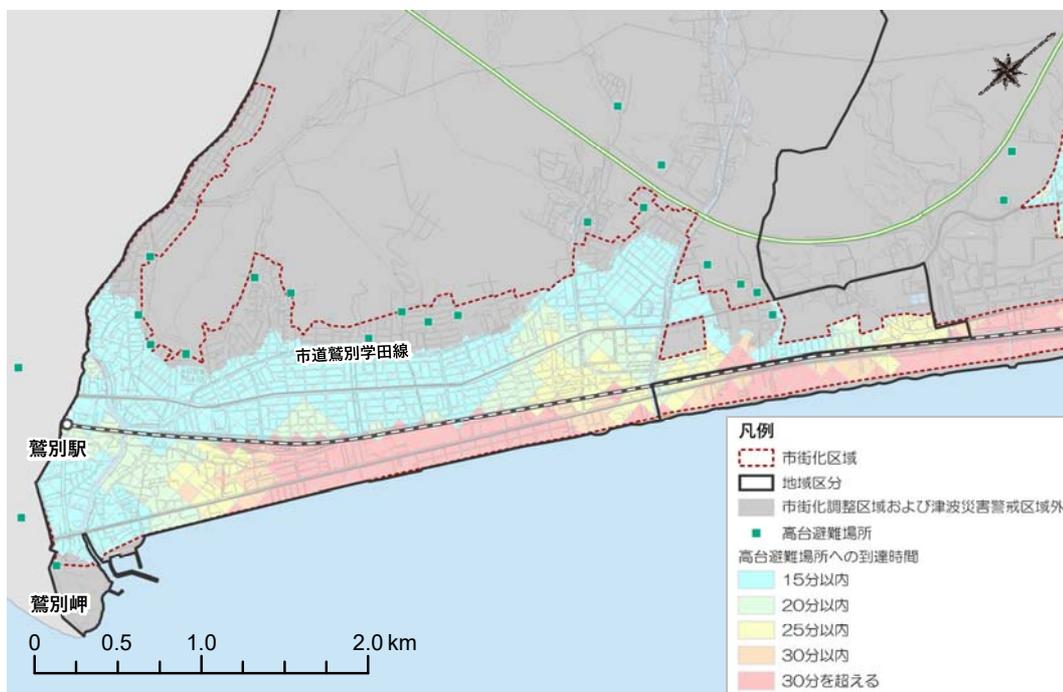
避難時間等の条件設定

- 第1波到達時間*：39分（市内で一番浸水開始が早い登別漁港付近の時間）
※海岸線において第1波の最大到達高さが生じるまでの時間
- 津波避難準備時間：5分（登別市津波避難計画より）
（地震発生から5分後には避難を開始できるものと設定した。）
（参考：北海道「津波避難計画策定指針」による避難準備時間は5分）
- 歩行速度：48m/分（登別市津波避難計画より）
（総務省消防庁「津波対策推進マニュアル検討報告書」の「自力のみで行動できにくい人（水平）」の歩行時間により設定した。）
- 避難可能時間：34分 【（第1波到達時間）－（津波避難準備時間）】



■ 鷺別地域の現状課題

- 市街地全域にて避難可能時間である34分以内での高台避難場所周辺または津波災害警戒区域外への避難が可能。
- 若草跨線人道橋については、地震発生時に倒壊する可能性があることから、本計画においては線路を横断できない場合を想定する必要がある。

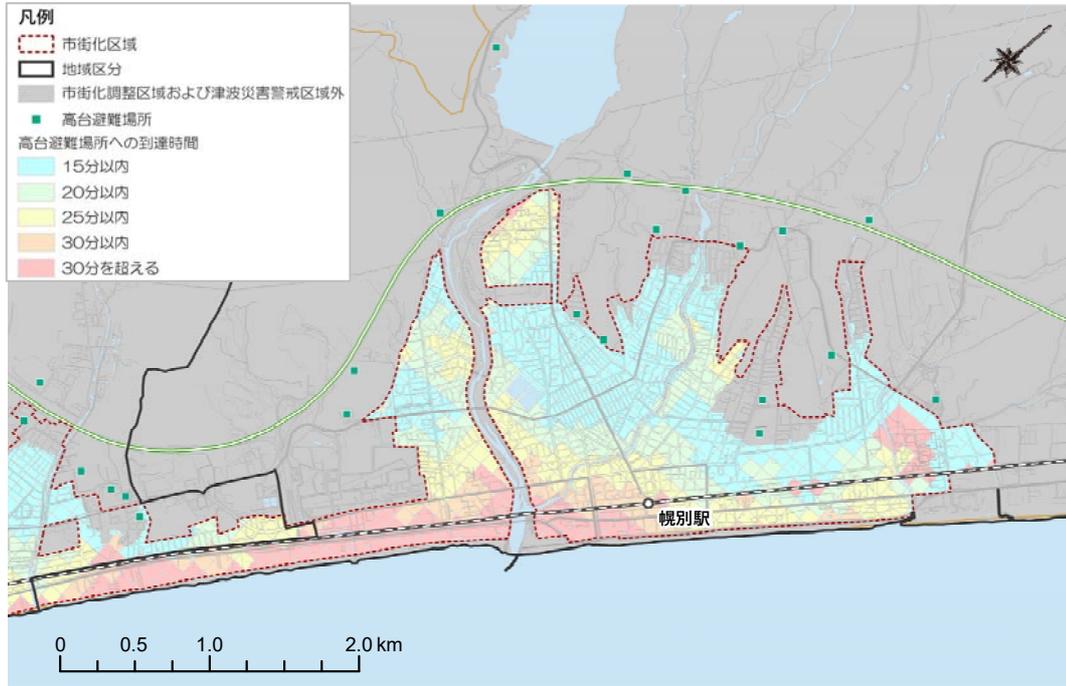


高台避難場所徒歩圏（鷺別地域）



■ 幌別地域の現状課題

- 市街地全域にて避難可能時間である34分以内での高台避難場所周辺または津波災害警戒区域外への避難が可能。

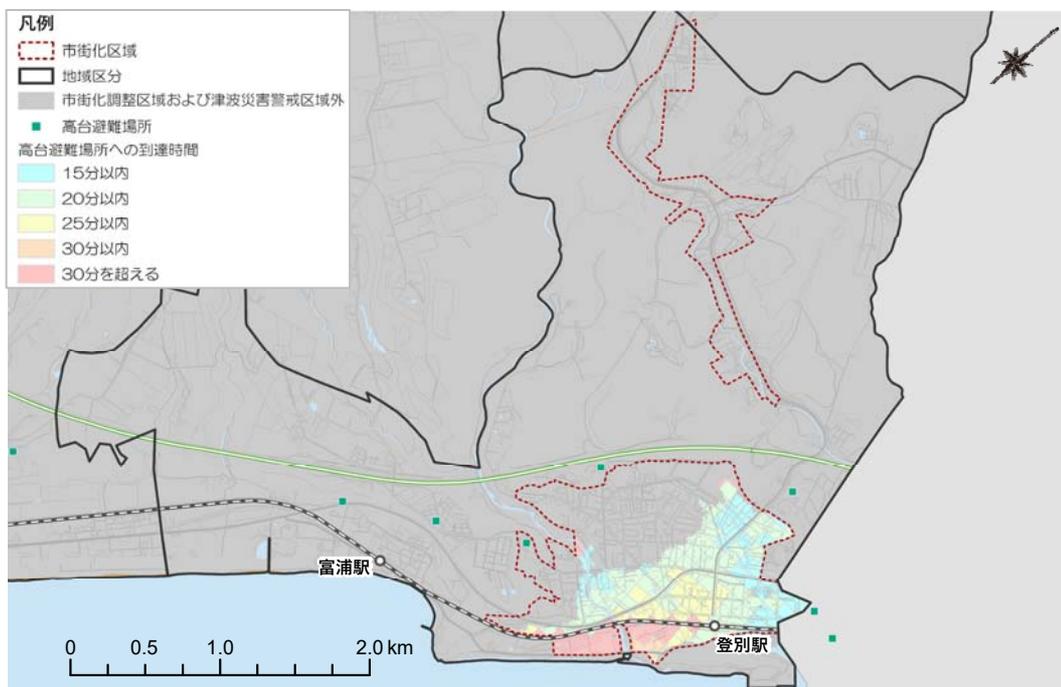


高台避難場所徒歩圏（幌別地域）



■ 登別地域の現状課題

- 市街地の全域にて避難可能時間である34分以内での高台避難場所周辺または津波災害警戒区域外への避難が可能。



高台避難場所徒歩圏（登別地域）

② 居住誘導区域設定における取り扱い

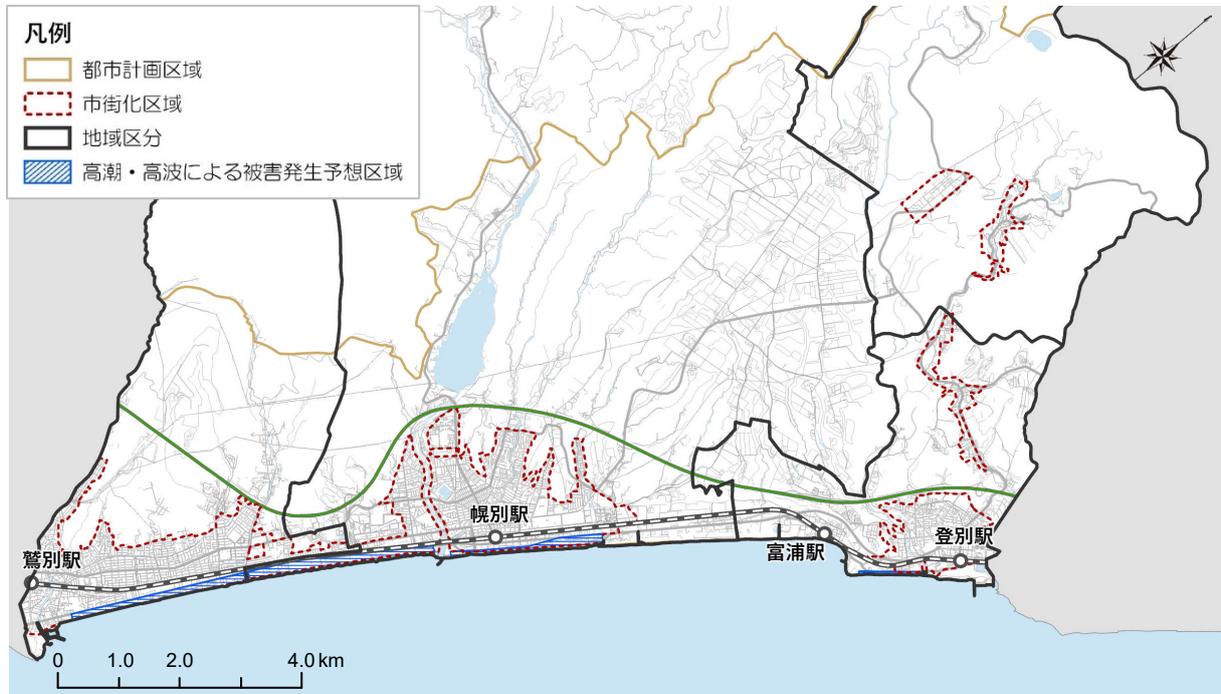
地域	現状課題	居住誘導区域設定における取り扱い
鷺別	<ul style="list-style-type: none"> 市街地のほぼ全域が津波災害警戒区域に含まれる。 市街地の全域にて避難可能時間である34分以内での高台避難場所周辺または津波災害警戒区域外への避難が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 海に面して市街地が形成されていることから、津波災害警戒区域の全てを居住誘導区域から除外することは不可能と判断する。 津波災害警戒区域のうち、避難に時間を要すると想定される線路より海側のエリアは、基本的には居住誘導区域に含めない。
幌別		
登別		



(2) 高潮・高波災害

① 災害リスクの整理

高潮・高波による被害発生予想区域は、鷺別地域、幌別地域の太平洋沿岸に広く分布しています。主要幹線道路である国道 36 号は海岸沿いにあることから、高潮・高波による越波の被害を受ける危険性があります。



資料：北海道室蘭土木現業所

高潮・高波による被害発生予想区域

② 居住誘導区域設定における取り扱い

地域	現状課題	居住誘導区域設定における取り扱い
鷺別	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の海岸沿いにおいて、高潮・高波による越波の被害を受ける危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 高潮・高波による被害発生予想区域は、基本的には居住誘導区域に含めない。
幌別		
登別	<ul style="list-style-type: none"> 市街地近隣の海岸沿いにおいて、高潮・高波による越波の被害を受ける危険性がある。 	



(3) 洪水災害

① 災害リスクの整理

ア) 洪水浸水想定区域・浸水深

胆振幌別川及び来馬川は、北海道により水防法に基づく水位周知河川※1 に指定されており、これらの河川について洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災害による被害の軽減を図るため、北海道は洪水浸水想定区域図を策定しています。

想定最大規模※2 の降雨においては、桜木町、緑町、新川町、片倉町、富士町、中央町の広い範囲が3.0m未満の浸水域と想定されています。

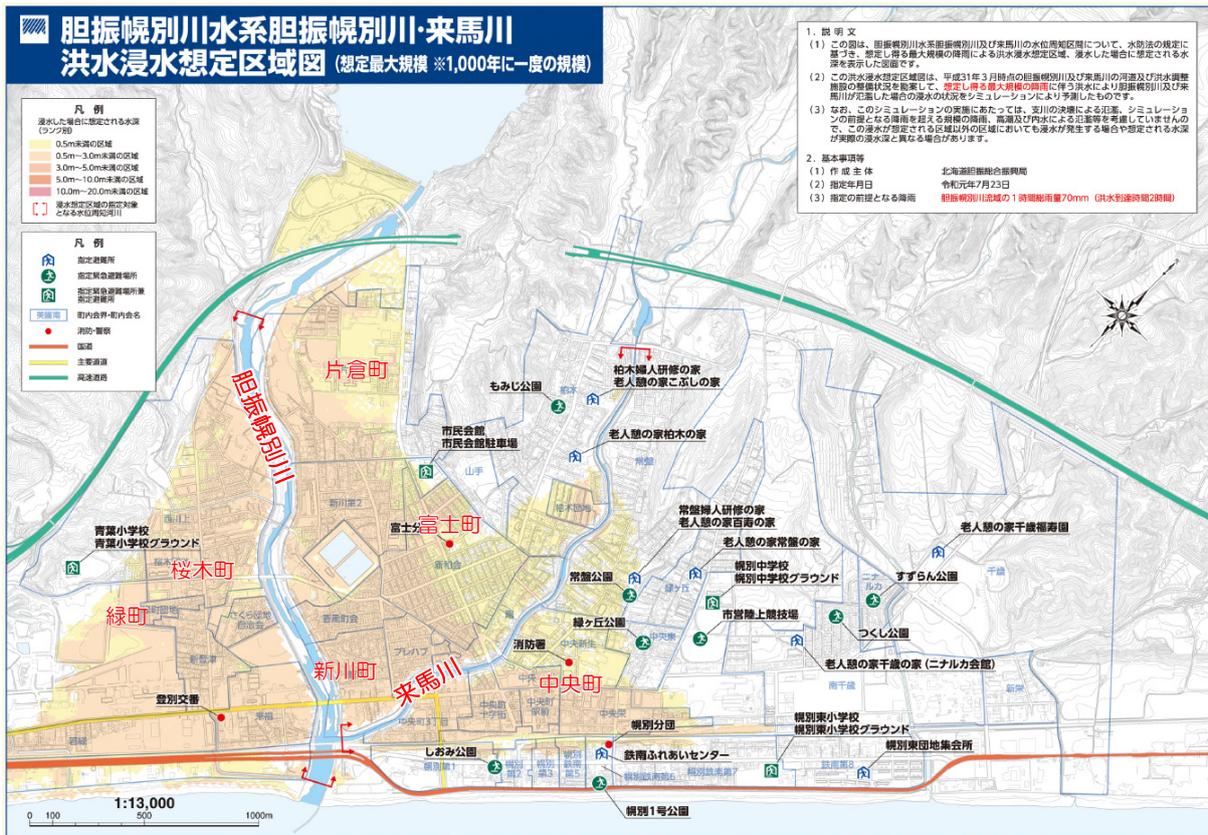
また、計画規模※3 の降雨においては、桜木町、緑町、新川町、片倉町、中央町の一部では3.0m未満の浸水が想定されています。

市独自の調査による鶯別川の計画規模における浸水想定区域では、美園町、若草町、鶯別町の一部で、1.0m未満の浸水を想定しています。

※1 水位周知河川：国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川であり、避難の目安となる特別警戒水位を定める。国土交通大臣または都道府県知事は、当該河川の水位が特別警戒水位に達したとき、水位または流量を示して水防管理者及び水量水標管理者に通知または周知を行う。

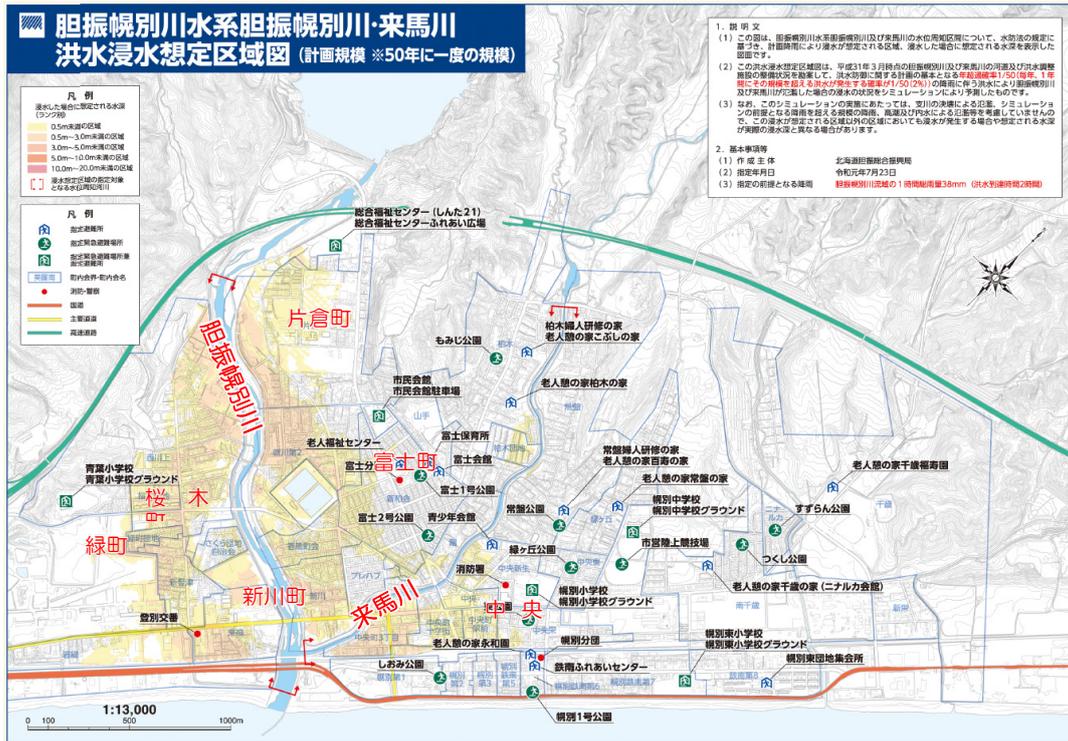
※2 想定最大規模：水防法に規定する想定し得る最大規模の降雨。

※3 計画規模：河川整備基本方針における当該河川の基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水）



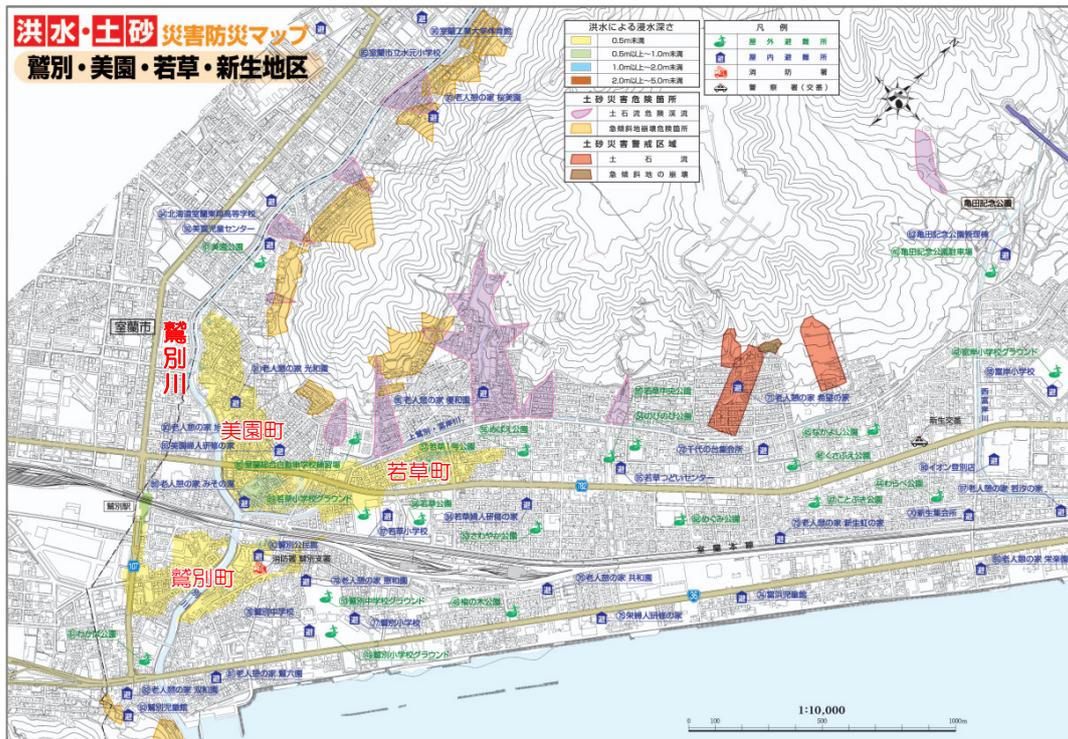
資料：北海道

洪水浸水想定区域・浸水深（想定最大規模）



資料：北海道

洪水浸水想定区域・浸水深 (計画規模)

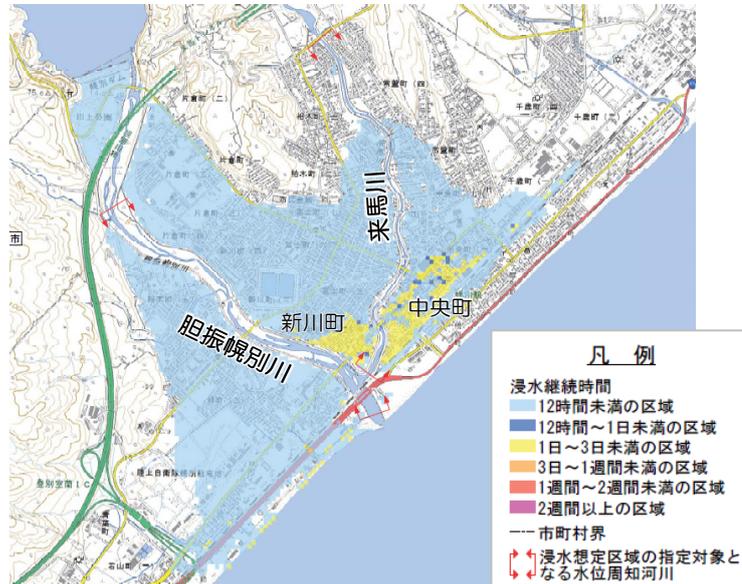


資料：登別市防災マップ【平成26年3月版 保存版】

浸水想定区域・浸水深 (約50年に1度程度起こる大雨)

イ) 洪水浸水継続時間

想定最大規模の降雨による胆振幌別川及び来馬川の洪水浸水区域の大部分は 12 時間未満で浸水深 0.5m を下回りますが、中央町及び新川町の一部では、1～3 日間の浸水の継続が想定されています。



資料：北海道

洪水継続時間（想定最大規模・計画規模）

ウ) 洪水家屋倒壊等氾濫想定区域

北海道のシミュレーションによると、胆振幌別川及び来馬川では、氾濫流によって家屋の流失・倒壊をもたらす洪水は想定されていませんが、河岸浸食により家屋が流失・倒壊するおそれのある洪水家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。



資料：北海道

家屋倒壊等氾濫想定区域



② 居住誘導区域設定における取り扱い

地域	現状課題	居住誘導区域設定における取り扱い
鷺別	<p><鷺別川></p> <ul style="list-style-type: none"> 市独自の計画規模の浸水想定として、美園町、若草町、鷺別町の一部では、1.0m未満の浸水を想定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域設定の際に除外対象としない。
幌別	<p><胆振幌別川・来馬川></p> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の降雨による浸水想定は桜木町、緑町、新川町、片倉町、富士町、中央町の広い範囲が3.0m未満と想定されている。 想定最大規模の降雨による胆振幌別川及び来馬川の洪水浸水区域の大部分は12時間未満で一定の浸水深を下回るが、中央町及び新川町の一部では、1～3日間浸水の継続が想定されている。 氾濫流によって家屋の流失・倒壊をもたらす洪水は想定されていないが、河岸浸食により、家屋が流失・倒壊するおそれのある家屋倒壊等氾濫想定区域が、胆振幌別川及び来馬川に沿って存在。 	<ul style="list-style-type: none"> 3.0m以上の浸水が想定される範囲が限定的であり、2階への垂直避難が有効であるため、いずれも居住誘導区域設定の際の除外対象とせず、防災・減災対策を講じるものとする。 ただし、河岸浸食により家屋流失・倒壊の恐れのある家屋倒壊等氾濫想定区域については、防災・減災対策を講じる。
登別	—（水位周知河川なし）	—



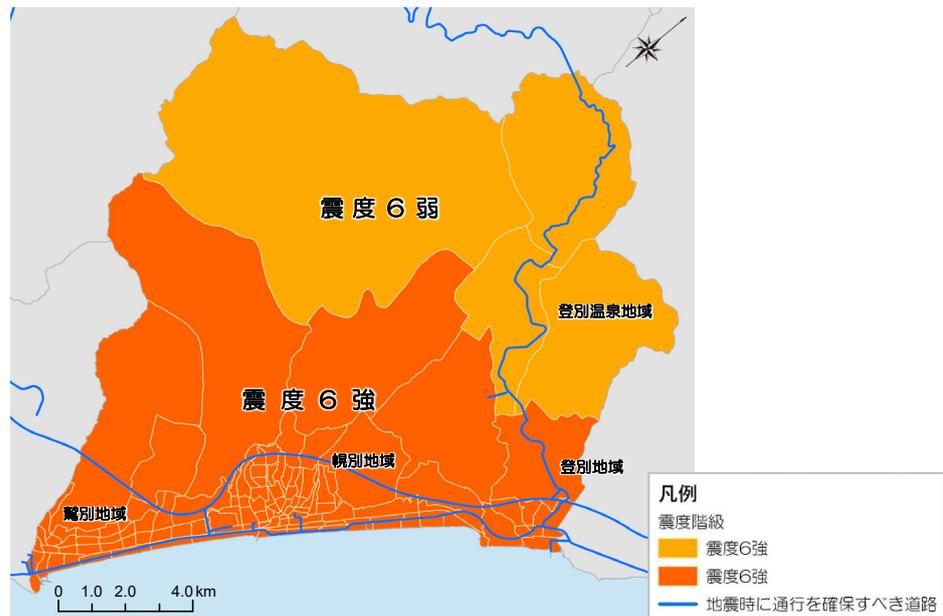
(4) 地震災害

① 災害リスクの整理

本市では「海溝型の地震」「内陸の活断層で発生する地震」「全国どこでも起こり得る直下の地震」の3タイプが想定されています。これらの地震のうち、最大の揺れが発生すると予測されているのは「全国どこでも起こり得る直下の地震」とされており、登別市地域防災計画ではこの地震を想定した対策を講じています。

「全国どこでも起こり得る直下の地震」では、マグニチュード 6.9、震源の深さは 4km の地震を想定しており、この地震による市内の想定震度は、市北側の地域で震度 6 弱、南側の地域で震度 6 強の激しい揺れが発生すると想定されています。

また、建物被害については、市内全ての建築物約 18,000 棟のうち、約 5,800 棟(32%) が全壊もしくは半壊の被害が想定されています。



資料：北海道立北方建築総合研究所

揺れやすさマップ

地震による被害建物数

被害状況	想定被害数	想定被害割合
建物総数	約 18,000 棟	—
全壊	約 1,500 棟	8%
半壊	約 4,300 棟	24%
全半壊	約 5,800 棟	32%

② 居住誘導区域設定における取り扱い

地域	現状課題	居住誘導区域設定における取り扱い
登別	<ul style="list-style-type: none"> 市街地のほぼ全域にて「震度 6 強」の揺れが発生する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市全域にて同様のリスクであるため、居住誘導区域設定の際に除外対象としない。
幌別		
登別		



(5) 土砂災害

① 災害リスクの整理

令和2年(2020年)12月現在、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域は合計で132箇所となっています。そのうち、土砂災害特別警戒区域は97箇所となっています。



資料：北海道「土砂災害警戒情報システム(令和2年(2020年)12月時点)」
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

② 居住誘導区域設定における取り扱い

地域	現状課題	居住誘導区域設定における取り扱い
鶯別	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域は合計で132箇所、そのうち土砂災害特別警戒区域は97箇所。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、居住誘導区域に含めない。 その他、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、土砂災害のおそれがある箇所については、市街地に影響しないことから、居住誘導区域設定条件への反映は不要と考える。 登別温泉地域については、土砂災害リスクが高いことから居住誘導区域を設定しない。
幌別		
登別		
登別温泉		



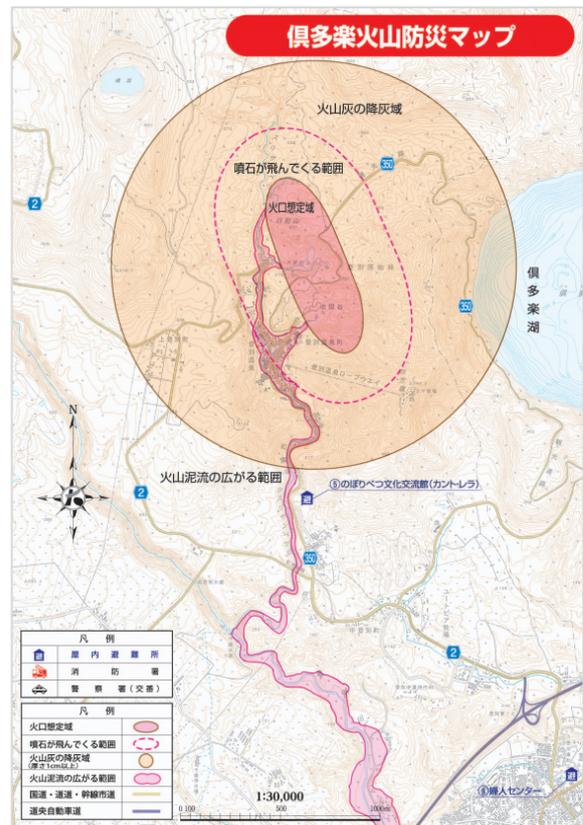
(6) 火山災害

① 災害リスクの整理

倶多楽火山は、過去 8,000 年間に 12 回以上の水蒸気噴火を繰り返しています。

最新の噴火は約 200 年前で、日和山、大湯沼、地獄谷などの 7 箇所以上の火口で水蒸気爆発が発生しました。

現在でも、日和山から地獄谷にかけての領域では、活発な噴気活動が認められており、将来も小規模な水蒸気爆発を引き起こす可能性があると考えられています。



資料：登別市防災マップ【平成 26 年 3 月版 保存版】

倶多楽火山防災マップ

② 居住誘導区域設定における取り扱い

地域	現状課題	居住誘導区域設定における取り扱い
登別 幌別	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に影響なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に影響しないため、居住誘導区域設定の際に除外対象としない。 登別温泉地域においては火山災害のリスクが高いことから、居住誘導区域を設定しない。
登別	<ul style="list-style-type: none"> 火山泥流は登別川に流れる想定であるため、市街地に影響なし。 	
登別温泉	<ul style="list-style-type: none"> 水蒸気爆発発生時、登別温泉地域の大部分にて被災が想定されている。 	

(7) 各種災害リスクの整理結果まとめ

① 各種災害リスクの整理結果

これまでに整理した各種災害リスクを次のとおり示します。

各種災害リスク

分類	各種災害リスクに係る指定区域等	鷲別地域	幌別地域	登別地域	登別温泉地域	
津波災害	津波災害特別警戒区域	×	×	×	×	
	津波災害警戒区域	○	○	○	×	
	基準水位	0~2m 未満	—	—	—	×
		2m 以上	○	○	○	×
高潮・高波災害	高潮・高波による被害発生予想区域 (水防法によらない)	○	○	○	×	
洪水災害	洪水浸水想定区域	0~3m 未満	×	○	×	×
		3m 以上	×	○	×	×
	浸水想定区域 (水防法によらない)	○	×	×	×	
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	
	土砂災害警戒区域	○	○	○	○	
	その他、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、土砂災害のおそれがある箇所	×	×	○	×	

■ 凡例

- ：原則除外
- ：居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
- ：市街化区域に含まれる
- ×：市街化区域に含まれない



② 居住誘導区域設定における取り扱いまとめ

災害	現状課題	居住誘導区域設定における取り扱い
津波災害	<ul style="list-style-type: none"> 市街地のほぼ全域が津波災害警戒区域に含まれる。 市街地の全域にて避難可能時間である34分以内での高台避難場所または津波災害警戒区域外への避難が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 海に面して市街地が形成されていることから、津波災害警戒区域の全てを居住誘導区域から除外することは不可能と判断する。 津波災害警戒区域のうち、避難に時間を要すると想定される線路より海側のエリアは、基本的には居住誘導区域に含めない。
高潮・高波災害	<ul style="list-style-type: none"> 市街地またはその近隣の海岸部において、高潮・高波による越波の被害を受ける危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 高潮・高波による被害発生予想区域は基本的には居住誘導区域に含めない。
洪水災害	<p><鷺別川></p> <ul style="list-style-type: none"> 市独自の計画規模の浸水想定として、美園町、若草町、鷺別町の一部では、1.0m未滿の浸水を想定している。 <p><胆振幌別川・来馬川></p> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の降雨による浸水想定は桜木町、緑町、新川町、片倉町、富士町、中央町の広い範囲が3.0m未滿と想定されている。 想定最大規模の降雨による胆振幌別川及び来馬川の洪水浸水区域の大部分は12時間未滿で一定の浸水深を下回るが、中央町及び新川町の一部では、1～3日間の浸水継続が想定されている。 氾濫流によって家屋の流失・倒壊をもたらす洪水は想定されていないが、河岸浸食により、家屋が流失・倒壊するおそれのある家屋倒壊等氾濫想定区域が、胆振幌別川及び来馬川に沿って存在。 	<ul style="list-style-type: none"> 3.0m以上の浸水が想定される範囲が限定的であり、2階への垂直避難が有効であるため、いずれも居住誘導区域設定の際の除外対象とせず、防災・減災対策を講じるものとする。 ただし、河岸浸食により家屋流失・倒壊の恐れのある家屋倒壊等氾濫想定区域については、防災・減災対策を講じる。
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> 市街地のほぼ全域にて「震度6強」の揺れが発生する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市全域にて同様のリスクであるため、居住誘導区域設定の際の除外対象としない。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域は合計で132箇所、そのうち、土砂災害特別警戒区域は97箇所。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、居住誘導区域に含めない。 その他、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、土砂災害のおそれがある箇所については、市街地に影響しないことから、居住誘導区域設定条件への反映は不要と考える。 登別温泉地域については、土砂災害リスクが高いことから居住誘導区域を設定しない。
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> 登別温泉地域以外の3地域における市街地への被災リスク無し。 火山泥流は登別川に流れる想定であるため、市街地に影響無し。 水蒸気爆発発生時、登別温泉地域の大部分にて被災が想定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に影響しないため、居住誘導区域設定の際の除外対象としない。 登別温泉地域においては火山災害のリスクが高いことから、居住誘導区域を設定しない。



5章 居住誘導区域の設定

1. 居住誘導区域設定の考え方

居住誘導区域は、人口減少が進行する中でも日常生活に必要な生活サービスや地域コミュニティを持続的に確保するために、将来的に人口密度を維持していく区域です。

本市においては、人口の増加などに伴い、古くから海岸沿いにおいて鷺別地域・幌別地域・登別地域に分散し、市街地を拡大しながら発展していますが、今後の人口減少や少子高齢化の進行に向けては、それぞれの地域の人口規模に見合ったコンパクトな居住地を形成していく必要があります。

そのため、区域の設定にあたっては、鷺別地域・幌別地域・登別地域の既存市街地のうち、将来的にも人口密度が維持されると予測され、災害リスクが低く、都市拠点の中心となる鉄道駅周辺やバス路線沿いなどの公共交通の利便性が高いエリアを対象とします。

登別市における居住誘導区域設定の考え方を次のとおり示します。

地域	居住誘導区域設定の考え方
鷺別地域	公共交通の利便性が高い鷺別駅周辺、バス路線沿い及び道道上登別室蘭線沿いに居住を誘導する。
幌別地域	市街化区域の外縁部に人口が多く分布していることから、市街地の低密度化を抑制するため、公共交通の利便性が高い幌別駅前周辺を中心として居住を誘導する。
登別地域	将来的に著しい人口減少が予測されている中で、都市機能は充足していることから、公共交通の利便性が高い登別駅前周辺を中心として居住を誘導する。

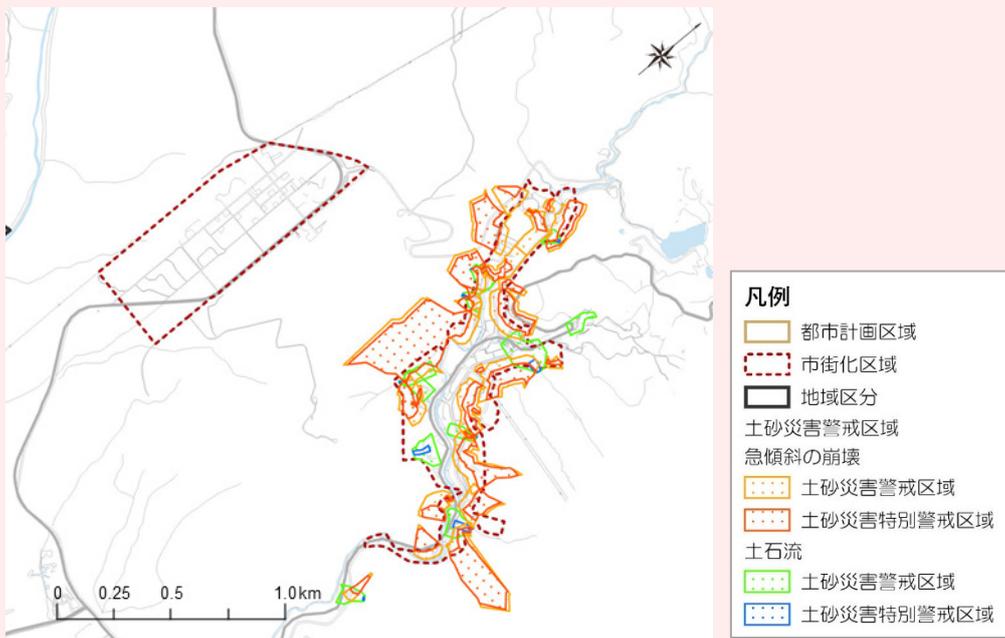


～登別温泉地域について～

登別温泉地域は、多くの観光客が訪れる国際観光地として重要な地域ですが、主に観光客へのサービスの提供を行う宿泊施設や土産店・飲食店などの観光施設とその事業者の住居により市街地が形成されています。

また、市街地の広い範囲が土砂災害警戒区域等に指定されており、災害リスクが高い地域であることから、居住や都市機能を誘導すべきではありません。

しかし、観光を基幹産業としている本市の重要な地域であるため、本計画において「観光・文化交流拠点エリア」として位置づけ、地域の特徴を踏まえた整備を図り、誰もが安全・安心に滞在できる地域を目指します。



土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（登別温泉地域）



2. 居住誘導区域の設定条件

居住誘導区域設定の考え方や地域特性等を踏まえて、居住誘導区域の設定条件を次のとおりとします。

居住誘導区域の設定条件（3地域共通）	
条件1	<p>法制度上、居住を認められていないエリア及び居住に適さないエリアを除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域 ・工業地域、工業専用地域
条件2	<p>災害リスクが高いエリアを除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域のうち、浸水深3m以上のエリア ・津波災害警戒区域のうち、避難に時間を要すると想定される線路より海側のエリア ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
条件3	<p>現在の人口密度が高く、将来的にも維持すると予測されるエリアを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口集中地区（DID） ・令和22年（2040年）の人口密度が30人/ha[※]以上のエリア <p>※居住誘導区域内人口密度を現時点の市街化区域内人口密度（34.4人/ha）と同程度を保つこととして設定。</p>
条件4	<p>商業施設が多く立地する可能性のあるエリアを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業地域、近隣商業地域、準住居地域
条件5	<p>公共交通の利便性が高いエリアを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅の利用圏1km^{※1}のエリア ・基幹的公共交通^{※2}であるバス停の徒歩圏500m^{※3}のエリア ・その他のバス停の徒歩圏300m^{※4}のエリア <p>※1：登別市地域公共交通計画にて示している鉄道駅の利用圏 ※2：1日片道30便以上の公共交通 ※3：基幹的公共交通の徒歩圏について、待ち時間が比較的短く、通常のバス停より利便性が高いため、国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」より一般的な高齢者徒歩圏500mを採用 ※4：登別市地域公共交通計画にて示しているバス停の一般的な徒歩圏</p>
条件6	<p>日常生活に必要な都市機能が集積するエリアを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の立地状況より、各施設の徒歩圏800m[※]が全8種のうち7種以上重なるエリア <p>※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」より一般的な徒歩圏800mを採用</p>
補足	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性等を踏まえて、必要に応じて個別条件を追加する。 ・地形地物を考慮した上で、上記により抽出された区域は可能な限り含める。

区域から除外する条件、
 区域に含める条件



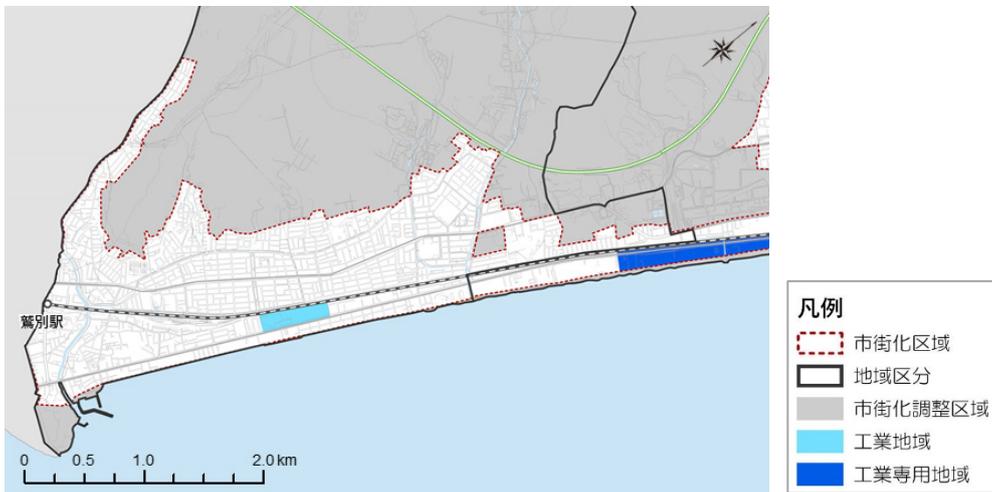
3. 居住誘導区域

居住誘導区域の設定条件に基づき、条件1～6の流れに沿って居住誘導区域を設定しました。地域別の設定過程及び結果を次のとおり示します。

(1) 鷺別地域の居住誘導区域

① 設定過程

条件1	<p>法制度上、居住を認められていないエリア及び居住に適さないエリアを除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域 ・工業地域、工業専用地域
-----	---



市街化調整区域及び工業地域、工業専用地域



<p>条件2</p>	<p>災害リスクが高いエリアを除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域のうち、浸水深3m以上のエリア 津波災害警戒区域のうち、避難に時間を要すると想定される線路より海側のエリア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
<p>個別条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 線路より海側のエリアのうち、鷺別岬などの高台避難場所周辺のエリアについては、線路を横断しない避難ルートが確保されており、将来的にも人口密度を維持すると予測されていることから一部含める。 市道鷺別学田路線より山側のエリアについては、土砂災害のリスクが高いことから除外する。

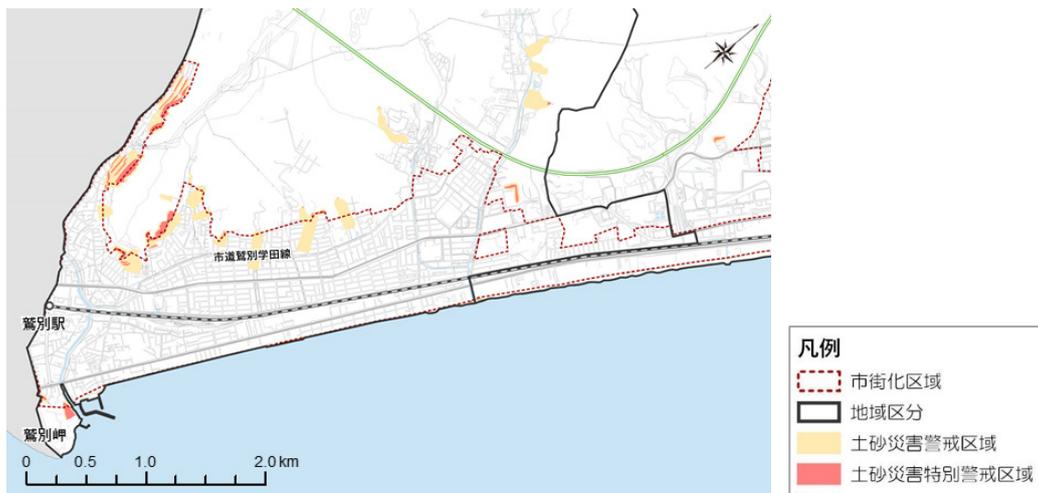


洪水浸水想定区域（除外エリアなし）



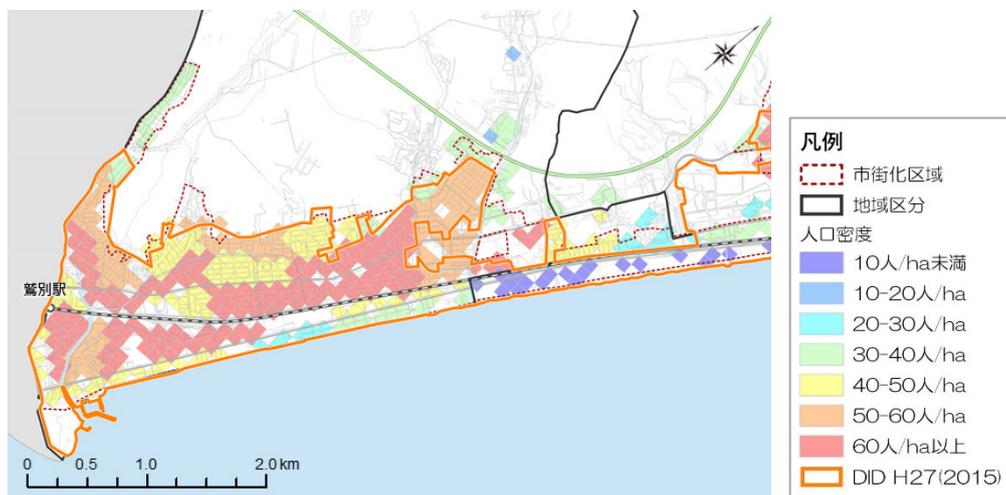
津波発生時の避難可能なエリア





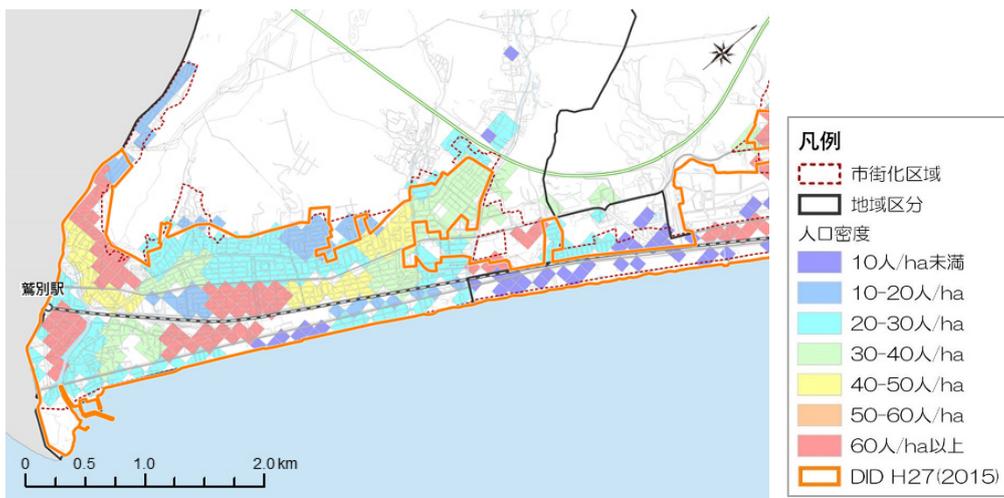
土砂災害のリスクが高いエリア

条件3	<p>現在の人口密度が高く、将来的にも維持すると予測されるエリアを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口集中地区（DID） 令和 22 年（2040 年）の人口密度が 30 人/ha[*]以上のエリア <p><small>※居住誘導区域内人口密度を現時点の市街化区域内人口密度（34.4 人/ha）と同程度を保つこととして設定。</small></p>
------------	--



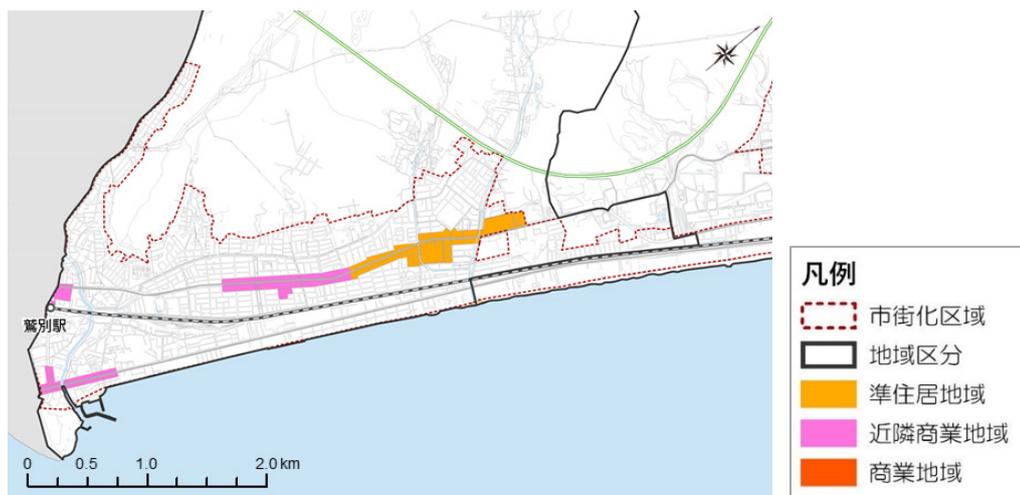
平成 27 年（2015 年）人口密度





令和 22 年（2040 年）人口密度

条件 4 商業施設が多く立地する可能性のあるエリアを含める。
 ・商業地域、近隣商業地域、準住居地域



商業地域、近隣商業地域、準住居地域



条件5	<p>公共交通の利便性が高いエリアを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅の利用圏 1km^{*1} のエリア ・ 基幹的公共交通^{*2}であるバス停の徒歩圏 500m^{*3} のエリア ・ その他のバス停の徒歩圏 300m^{*4} のエリア <p>※1：登別市地域公共交通計画にて示している鉄道駅の利用圏 ※2：1日片道30便以上の公共交通 ※3：基幹的公共交通の徒歩圏について、待ち時間が比較的短く、通常のバス停より利便性が高いため、国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」より一般的な高齢者徒歩圏 500m を採用 ※4：登別市地域公共交通計画にて示しているバス停の一般的な徒歩圏</p>
------------	---



公共交通のカバー状況

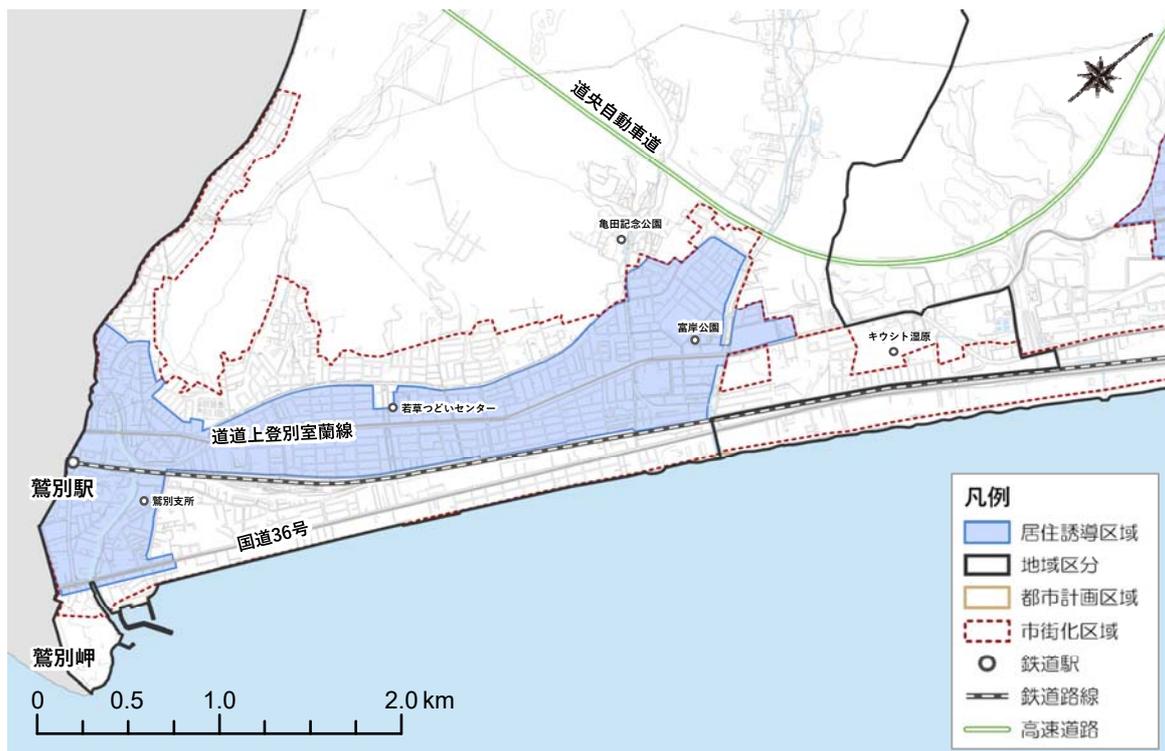
条件6	<p>日常生活に必要な都市機能が集積するエリアを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市機能の立地状況より、各施設の徒歩圏 800m[*]が全8種のうち7種以上重なるエリア <p>※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」より一般的な徒歩圏 800m を採用</p>
個別条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富岸町 2 丁目は基幹的公共交通のバス停 500m 圏及び市道鷺別学園路線を目安とした。 ・ 登別新生郵便局周辺は東西のエリアと連続性のある地域であるため含める。



都市機能のカバー状況



② 設定した居住誘導区域

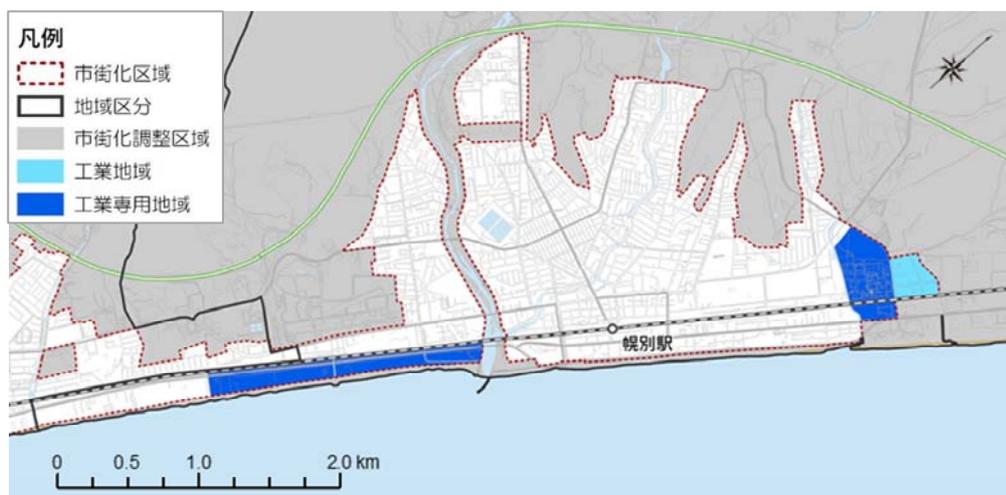


居住誘導区域（鶯別地域）

(2) 幌別地域の居住誘導区域

① 設定過程

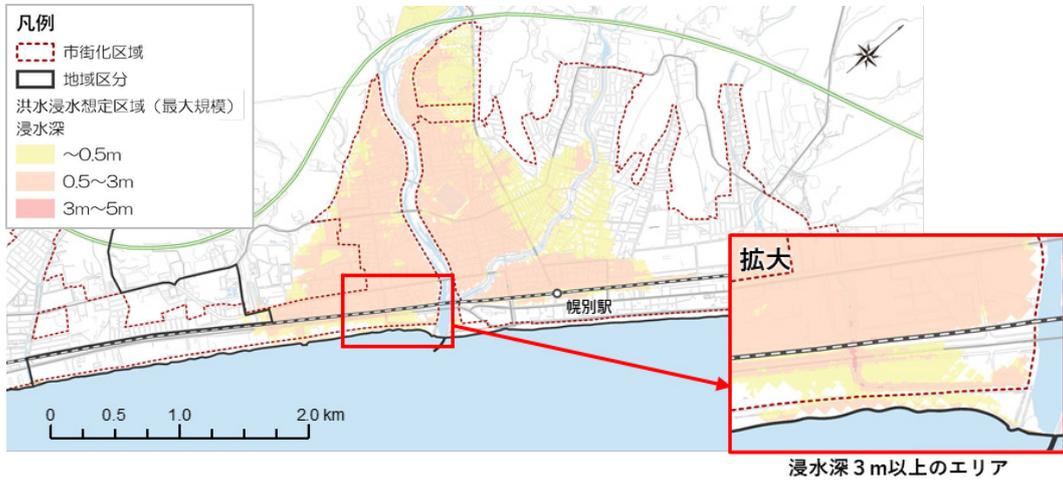
条件 1	<p>法制度上、居住を認められていないエリア及び居住に適さないエリアを除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 工業地域、工業専用地域
------	---



市街化調整区域及び工業地域、工業専用地域



条件2	<p>災害リスクが高いエリアを除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域のうち、浸水深3m以上のエリア ・津波災害警戒区域のうち、避難に時間を要すると想定される線路より海側のエリア ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
-----	---



洪水浸水想定区域



津波発生時の避難可能なエリア





土砂災害のリスクが高いエリア

条件3

現在の人口密度が高く、将来的にも維持すると予測されるエリアを含める。

- 人口集中地区（DID）
- 令和22年（2040年）の人口密度が30人/ha^{*}以上のエリア

※居住誘導区域内人口密度を現時点の市街化区域内人口密度（34.4人/ha）と同程度を保つこととして設定。



平成27年（2015年）人口密度



令和22年（2040年）人口密度

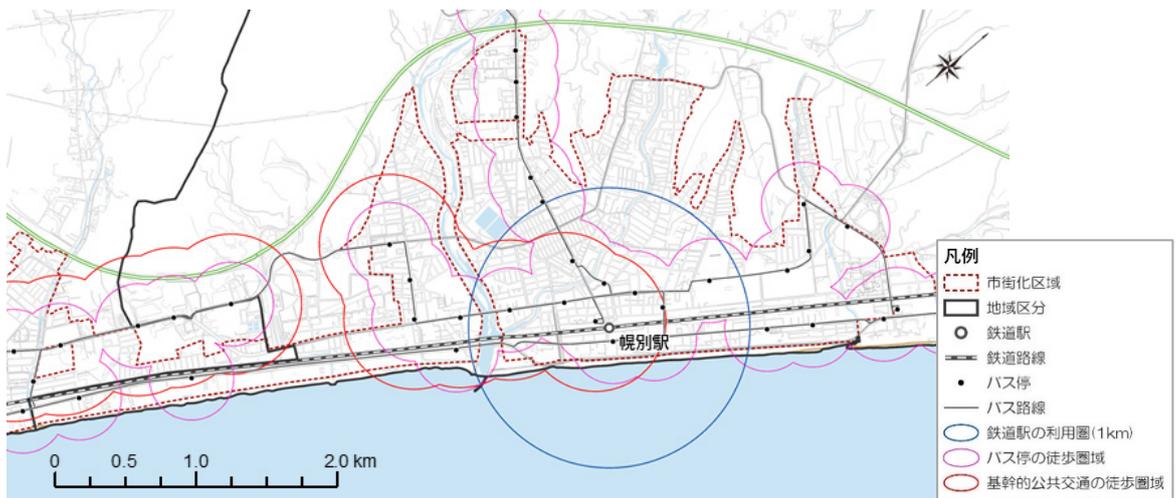


条件4 商業施設が多く立地する可能性のあるエリアを含める。
 ・商業地域、近隣商業地域、準住居地域



商業地域、近隣商業地域、準住居地域

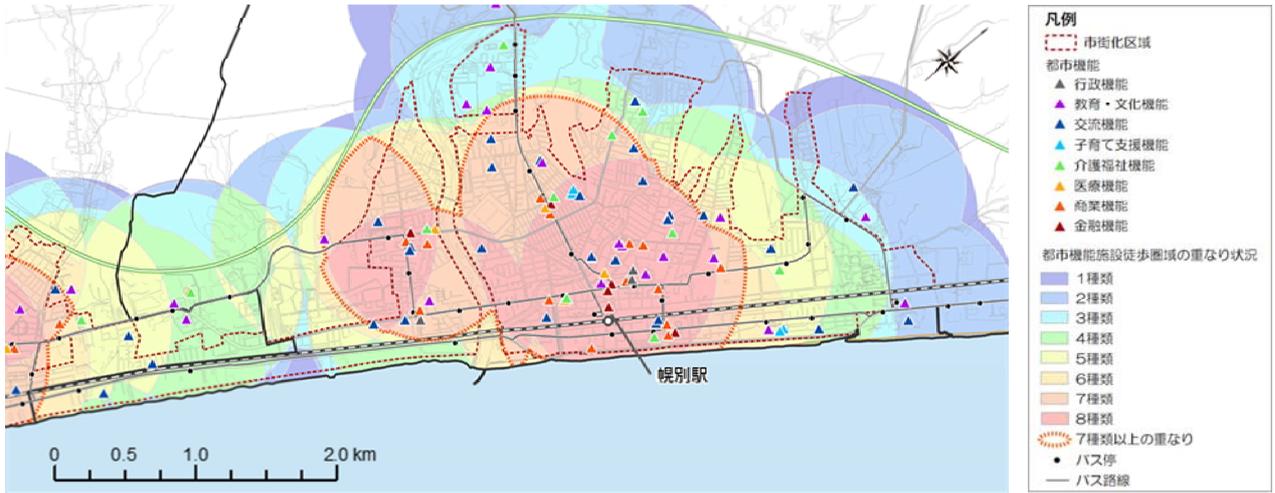
条件5 公共交通の利便性が高いエリアを含める。
 ・鉄道駅の利用圏 1km^{*1}のエリア
 ・基幹的公共交通^{*2}であるバス停の徒歩圏 500m^{*3}のエリア
 ・その他のバス停の徒歩圏 300m^{*4}のエリア
 ※1：登別市地域公共交通計画にて示している鉄道駅の利用圏
 ※2：1日片道30便以上の公共交通
 ※3：基幹的公共交通の徒歩圏について、待ち時間が比較的短く、通常のバス停より利便性が高いため、国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」より一般的な高齢者徒歩圏 500mを採用
 ※4：登別市地域公共交通計画にて示しているバス停の一般的な徒歩圏



公共交通のカバー状況

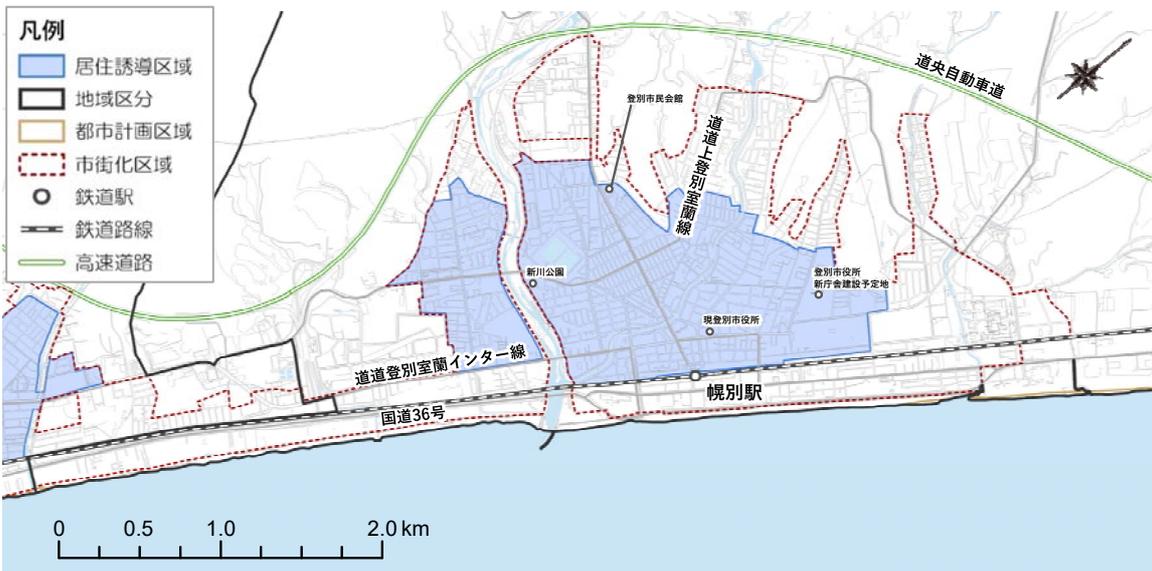


条件 6 日常生活に必要な都市機能が集積するエリアを含める。
 ・都市機能の立地状況より、各施設の徒歩圏 800m*が全8種のうち7種以上重なるエリア
 ※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」より一般的な徒歩圏 800m を採用



都市機能のカバー状況

② 設定した居住誘導区域



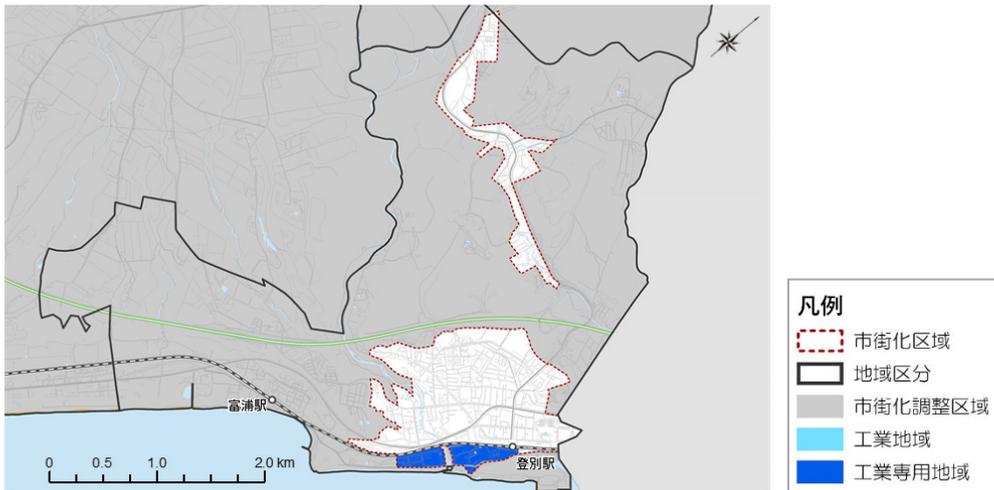
居住誘導区域（幌別地域）



(3) 登別地域の居住誘導区域

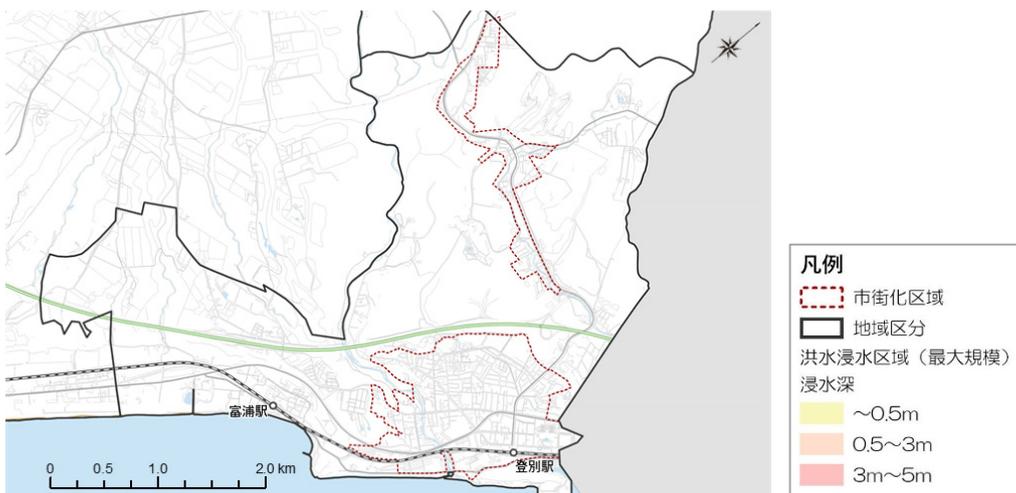
① 設定過程

条件 1	<p>法制度上、居住を認められていないエリア及び居住に適さないエリアを除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域 ・工業地域、工業専用地域
------	---



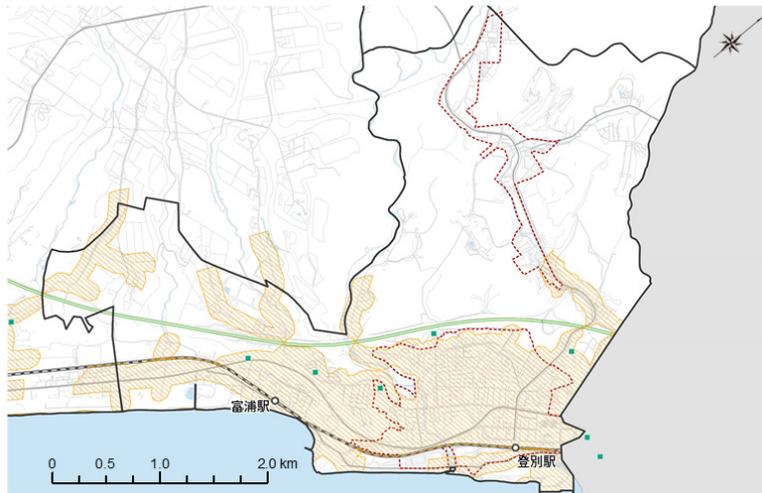
市街化調整区域及び工業地域、工業専用地域

条件 2	<p>災害リスクが高いエリアを除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域のうち、浸水深3m以上のエリア ・津波災害警戒区域のうち、避難に時間を要すると想定される線路より海側のエリア ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
------	---

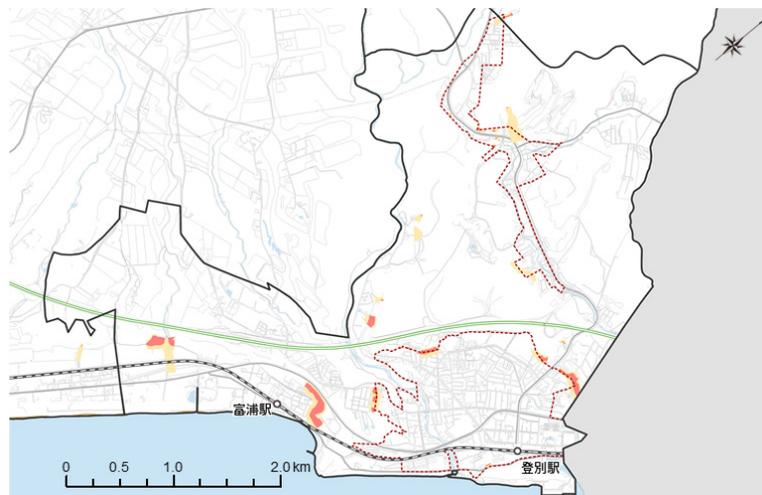


洪水浸水想定区域（除外エリアなし）





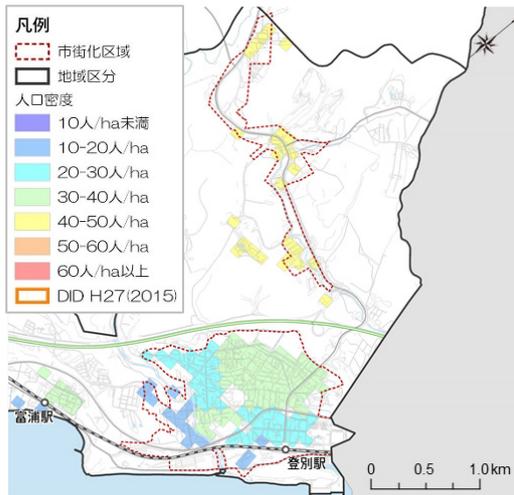
津波発生時の避難可能なエリア



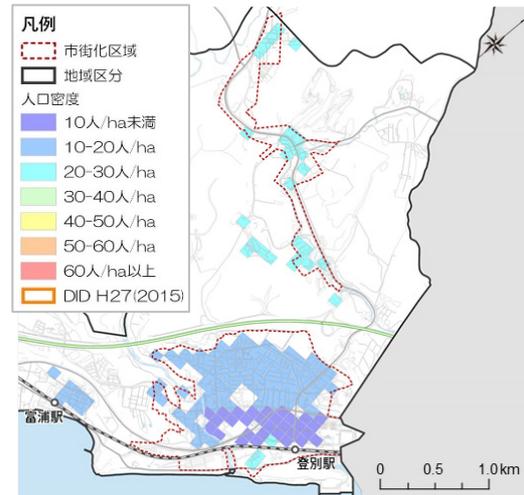
土砂災害のリスクが高いエリア



条件3	<p>現在の人口密度が高く、将来的にも維持されると予測されるエリアを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口集中地区（DID） 令和22年（2040年）の人口密度が30人/ha[*]以上のエリア <p><small>※居住誘導区域内人口密度を現時点の市街化区域内人口密度（34.4人/ha）と同程度を保つこととして設定。</small></p>
個別条件	<ul style="list-style-type: none"> 現在の人口密度が低い登別地域については、公共交通の利便性が高く、都市機能が多く立地している状況を踏まえて、将来の人口密度が10人/ha以上と予測されるエリアを含める。



平成27年（2015年）人口密度



令和22年（2040年）人口密度

条件4	<p>商業施設が多く立地する可能性のあるエリアを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業地域、近隣商業地域、準住居地域
個別条件	<ul style="list-style-type: none"> 登別駅周辺の一体的整備と地域創造によるまちの活性化を目的として作成された登別東地区都市再生整備計画を踏まえて、計画の対象区域を含める。



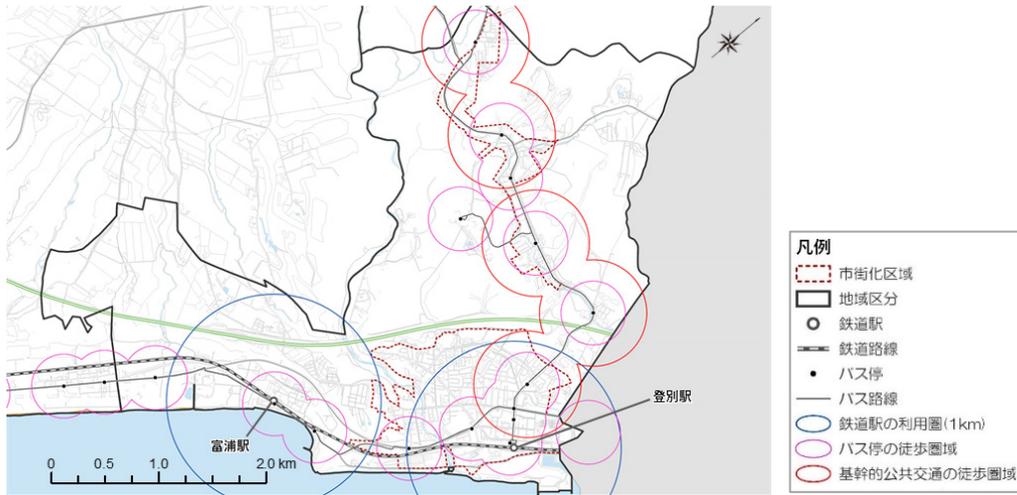
商業地域、近隣商業地域、準住居地域



登別東地区都市再生整備計画の対象区域

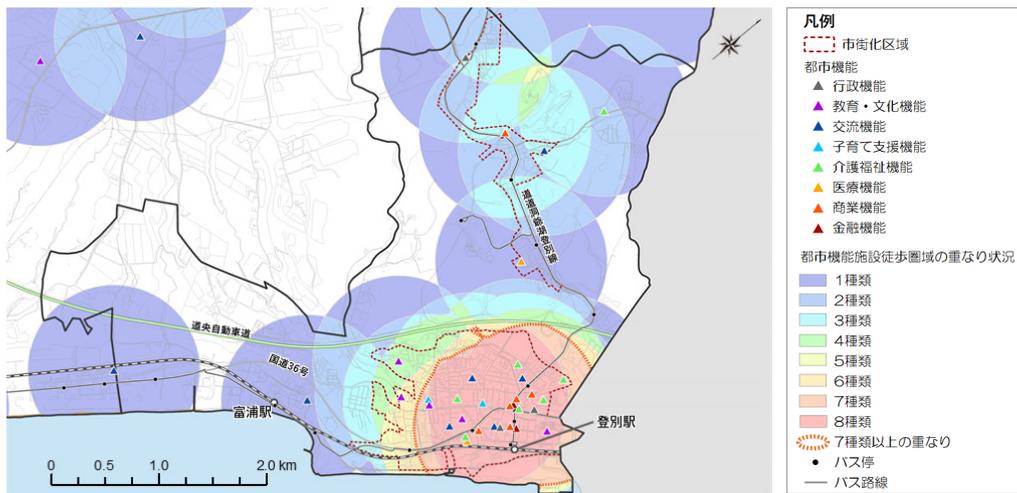


条件5	<p>公共交通の利便性が高い地域を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅の利用圏 1km^{*1} のエリア ・ 基幹的公共交通^{*2}であるバス停の徒歩圏 500m^{*3} のエリア ・ その他のバス停の徒歩圏 300m^{*4} のエリア <p>※1：登別市地域公共交通計画にて示している鉄道駅の利用圏 ※2：1日片道30便以上の公共交通 ※3：基幹的公共交通の徒歩圏について、待ち時間が比較的短く、通常のバス停より利便性が高いため、国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」より一般的な高齢者徒歩圏 500m を採用 ※4：登別市地域公共交通計画にて示しているバス停の一般的な徒歩圏</p>
------------	--



公共交通のカバー状況

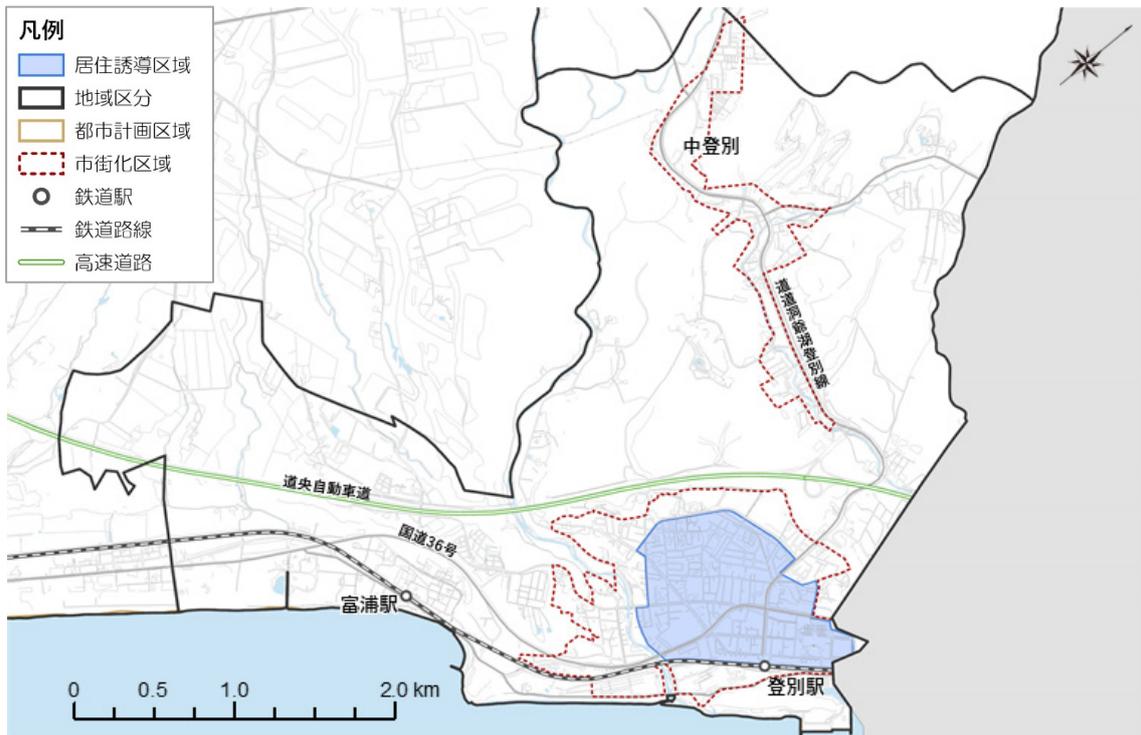
条件6	<p>日常生活に必要な都市機能が集積するエリアを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市機能の立地状況より、各施設の徒歩圏 800m[*]が全8種のうち7種以上重なるエリア <p>※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」より一般的な徒歩圏 800m を採用</p>
個別条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中登別地区については、都市機能の立地が少なく、人口密度も低いことから除外する。



都市機能のカバー状況



② 設定した居住誘導区域



居住誘導区域（登別地域）



(4) 設定した居住誘導区域の面積及び人口

3地域の居住誘導区域の面積及び人口を次のとおり示します。

① 市街化区域と居住誘導区域の面積

指標	鷺別	幌別	登別	3地域計	市全域
市街化区域面積 (ha)	483	581	250	1,314	1,403
居住誘導区域面積 (ha)	235	262	92	589	589
市街化区域に占める割合	48.7%	45.1%	36.8%	44.8%	42.0%

② 市街化区域と居住誘導区域の人口及び人口密度

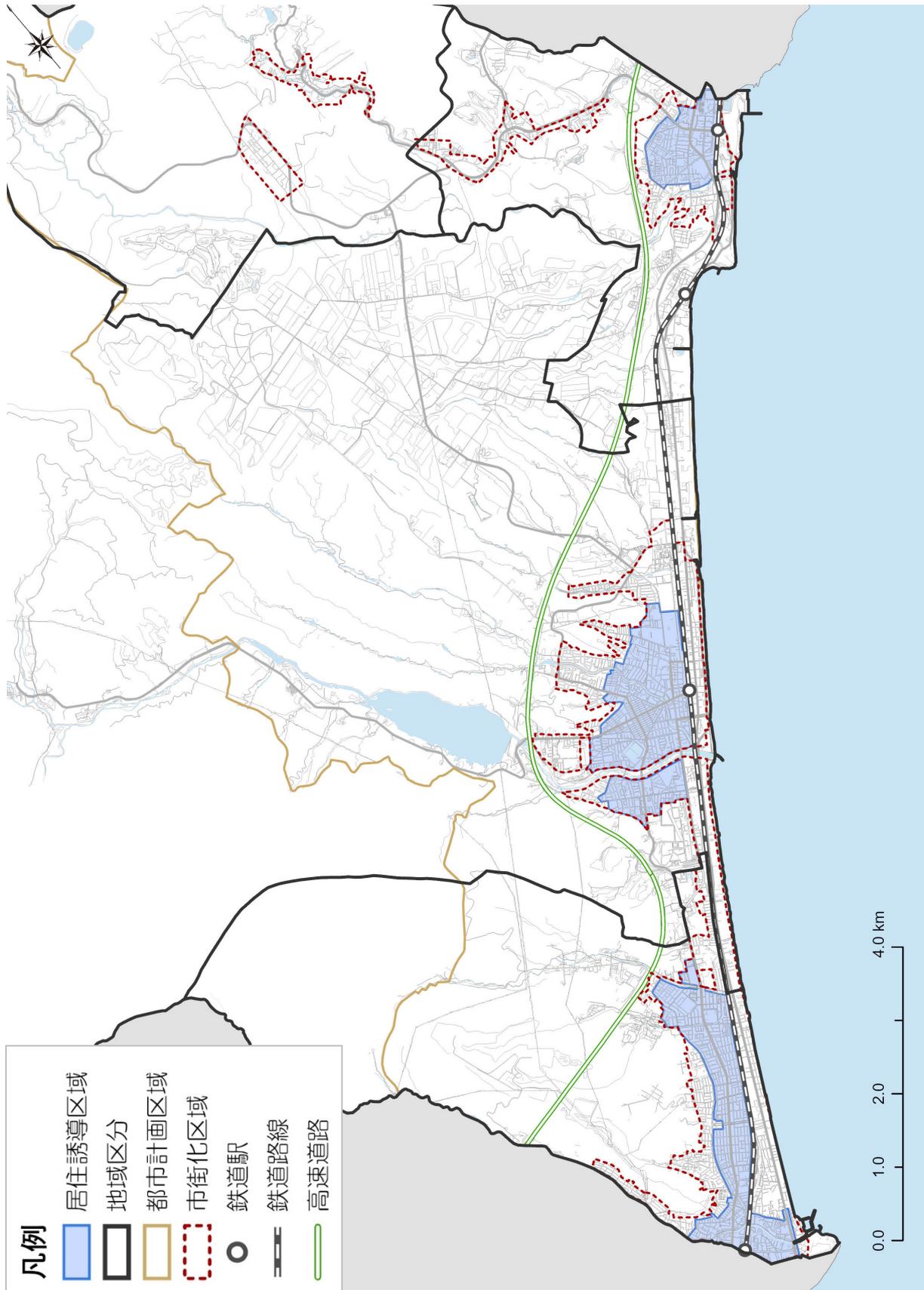
指標		鷺別	幌別	登別	3地域計	市全域
平成 27 年 (2015 年)	市街化区域内人口 (人)	23,009	19,947	4,534	47,490	48,277
	市街化区域内人口密度 (人/ha)	47.6	34.3	18.1	36.1	34.4
	居住誘導区域内人口 (人)	13,116	11,381	2,490	26,987	-
	居住誘導区域内人口密度 (人/ha)	55.8	43.4	27.1	45.8	-
令和 22 年 (2040 年)	市街化区域内人口 (人)	17,048	13,170	1,902	32,120	32,409
	市街化区域内人口密度 (人/ha)	35.3	22.7	7.6	24.4	23.1
	居住誘導区域内人口 (人)	10,098	7,121	1,021	18,240	-
	居住誘導区域内人口密度 (人/ha)	43.0	27.2	11.1	31.0	-

③ 市街化区域内人口に占める居住誘導区域内人口の割合

指標		鷺別	幌別	登別	3地域計	市全域
平成 27 年 (2015 年)	人口割合	57.0%	57.1%	54.9%	56.8%	55.9%
令和 22 年 (2040 年)	人口割合	59.2%	54.1%	53.7%	56.8%	56.3%



(5) 設定した居住誘導区域まとめ



6章 都市機能誘導区域の設定

1. 都市機能誘導区域設定の考え方

都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内において設定されるものであり、医療、福祉、商業等の都市機能を誘導・集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

区域の設定にあたっては、5章にて設定した鷺別地域、幌別地域、登別地域の居住誘導区域を踏まえて、現状の都市機能が一定程度充実しており、都市拠点の中心となる鉄道駅周辺やバス路線沿いなどの公共交通の利便性が高いエリアを対象とします。

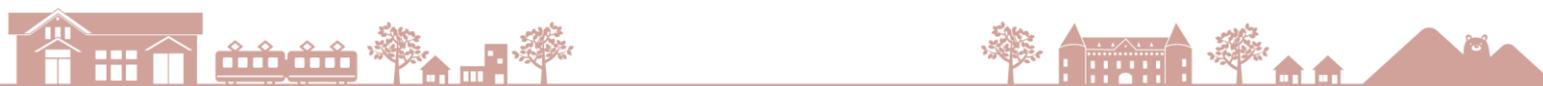
登別市における都市機能誘導区域設定の考え方を次のとおり示します。

地域	都市機能誘導区域設定の考え方
鷺別地域	公共交通の利便性が高く、都市機能が集積している鷺別駅周辺、バス路線沿い及び道道上登別室蘭線沿いに都市機能を誘導する。
幌別地域	登別市の行政サービスの中心地域であることから、空き地・空き家の増加による市街地の低密度化を防止するため、公共交通の利便性が高く、都市機能が集積している幌別駅前周辺、道道上登別室蘭線沿いに都市機能を誘導する。
登別地域	将来的に著しい人口減少が予測されている中で、都市機能は充足していることから、登別駅前周辺を中心として都市機能を誘導する。

2. 都市機能誘導区域の設定条件

都市機能誘導区域設定の考え方や地域特性等を踏まえて、都市機能誘導区域の設定条件を次のとおりとします。

都市機能誘導区域の設定条件（3地域共通）	
条件1	原則として居住誘導区域内に設定する。
条件2	商業施設が多く立地する可能性のあるエリアを含める。 ・商業地域、近隣商業地域、準住居地域
条件3	日常生活に必要な都市機能がさらに集積するエリアを含める。 ・都市機能の立地状況より、各施設の徒歩圏 800m [*] のエリアが全 8 種のうち全て重なるエリア <small>※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」より一般的な徒歩圏 800m を採用</small>
条件4	公的不動産（PRE）や低未利用土地等など、将来的に活用する可能性が高いエリアを含める。
補足	・地形地物を考慮した上で、上記により抽出された区域は可能な限り含める。 ・地域特性等を踏まえて、必要に応じて個別条件を追加する。



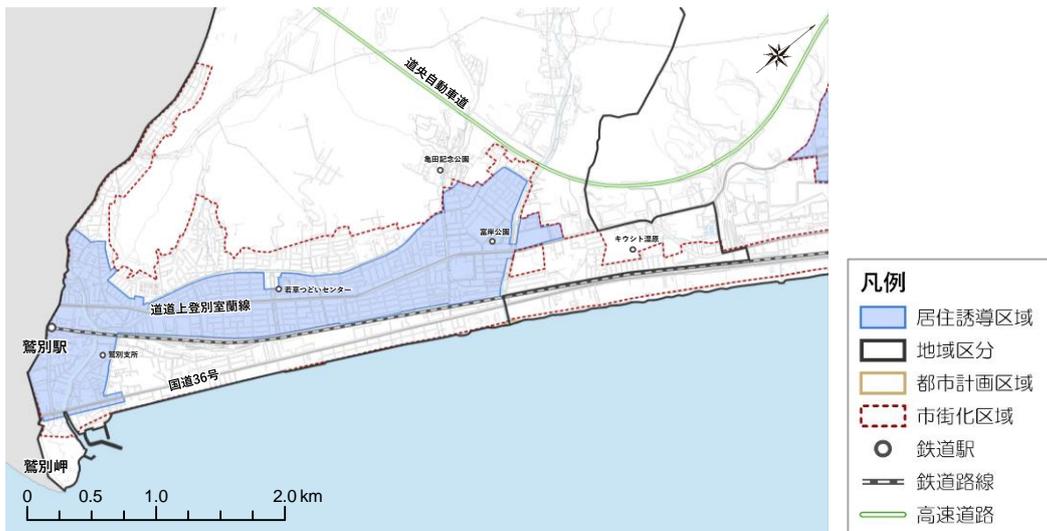
3. 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域の設定条件に基づき、条件1～4の流れに沿って都市機能誘導区域を設定しました。地域別の設定過程及び結果を次のとおり示します。

(1) 鷺別地域の都市機能誘導区域

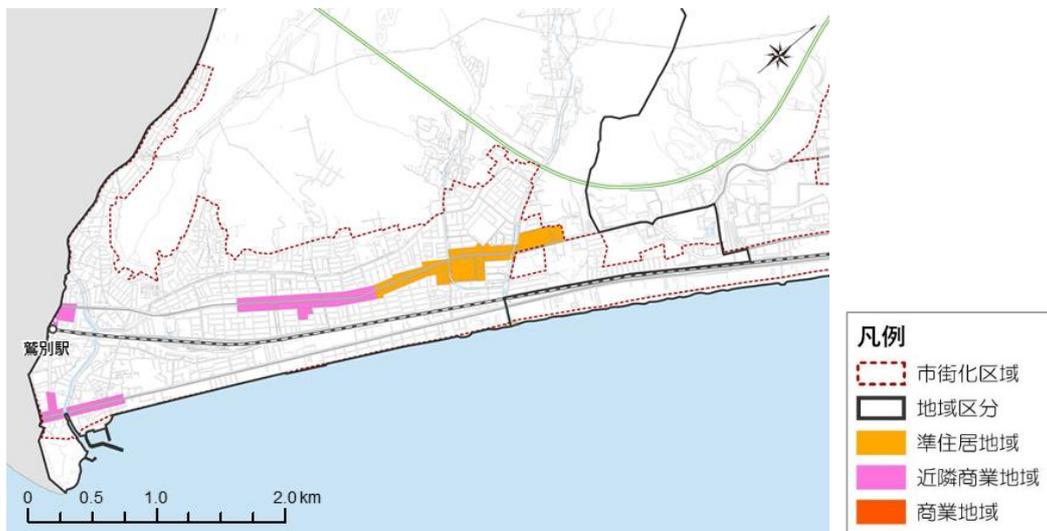
① 設定過程

条件1	原則として居住誘導区域内に設定する。
-----	--------------------



居住誘導区域（鷺別地域）

条件2	商業施設が多く立地する可能性のあるエリアを含める。 ・商業地域、近隣商業地域、準住居地域
-----	---



商業地域、近隣商業地域、準住居地域

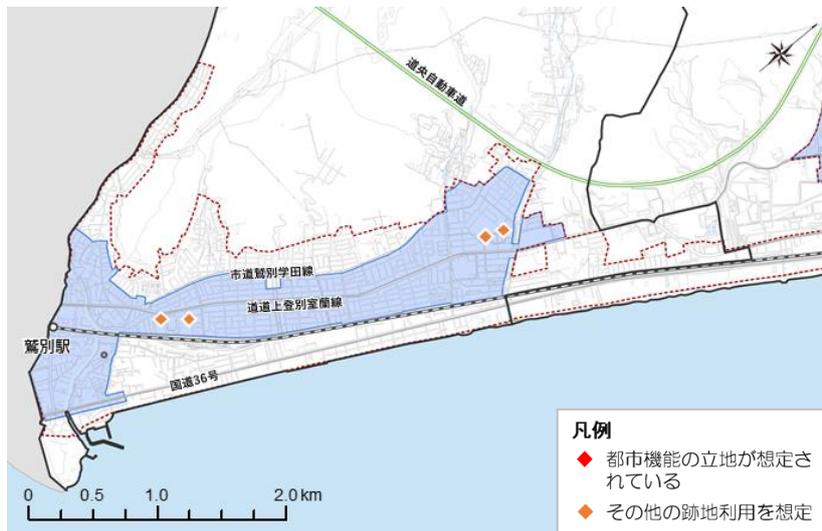


条件3 日常生活に必要な都市機能がさらに集積するエリアを含める。
 ・都市機能の立地状況より、各施設の徒歩圏 800m^{*}のエリアが全 8 種のうち全て重なるエリア
 ※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」より一般的な徒歩圏 800m を採用



都市機能のカバー状況

条件4 公的不動産（PRE）や低未利用土地等など、将来的に活用する可能性が高いエリアを含める。



公的不動産（PRE）の立地状況

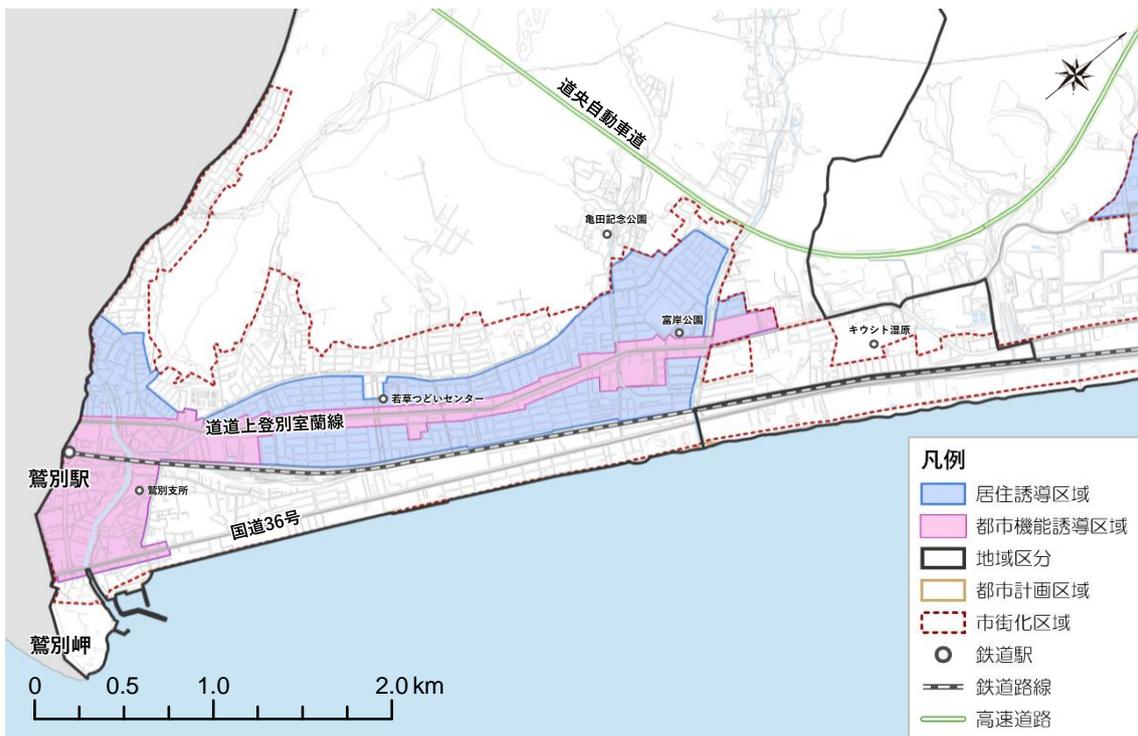




資料：登別市 敷地利用状況(H30)より作成

低未利用土地等の分布状況

② 設定した都市機能誘導区域



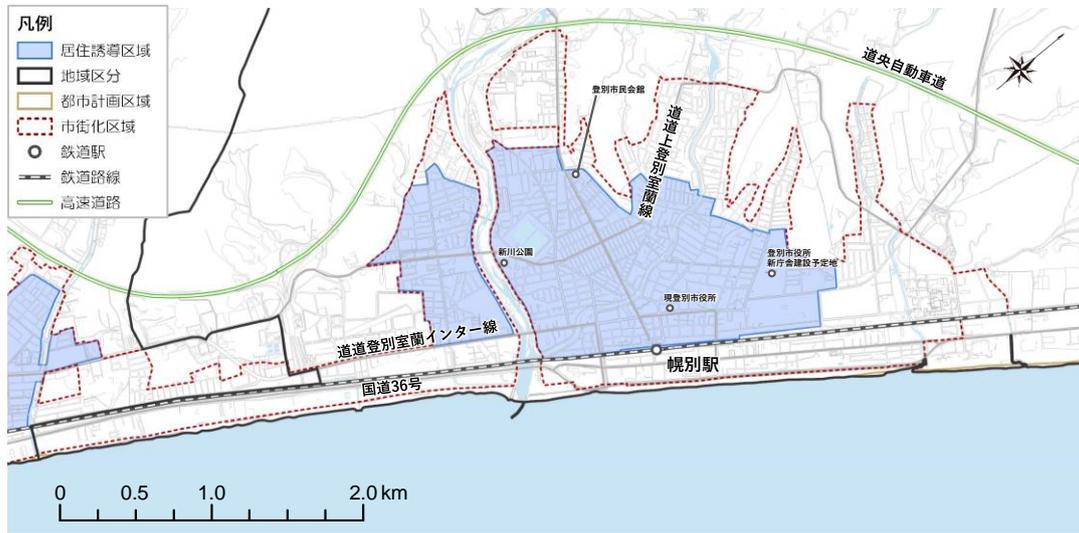
都市機能誘導区域（鷺別地域）



(2) 幌別地域の都市機能誘導区域

① 設定過程

条件 1	原則として居住誘導区域内に設定する。
------	--------------------



居住誘導区域（幌別地域）

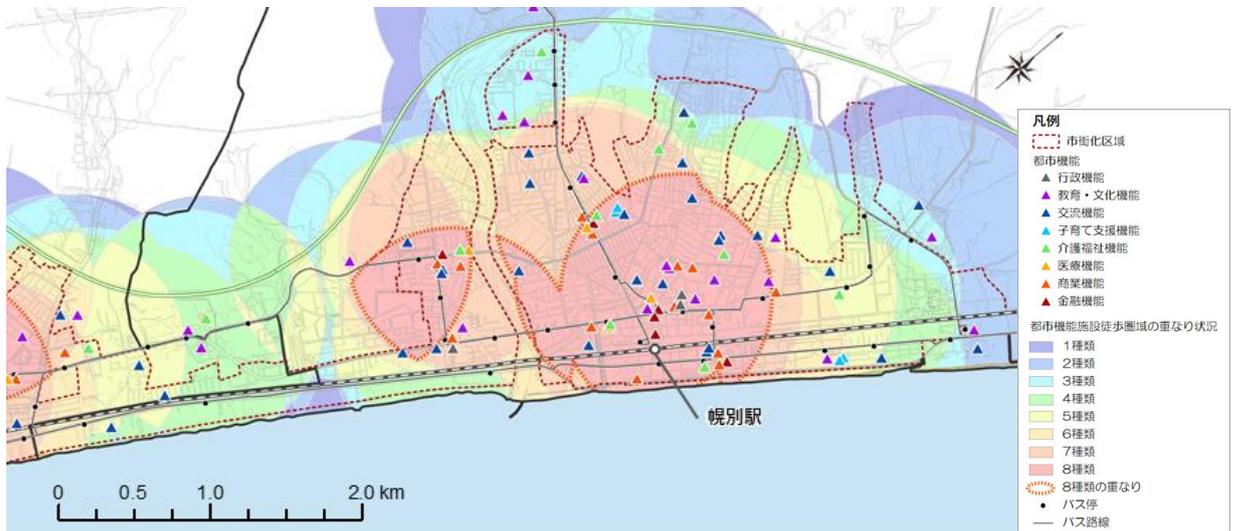
条件 2	商業施設が多く立地する可能性のあるエリアを含める。 ・商業地域、近隣商業地域、準住居地域
------	---



商業地域、近隣商業地域、準住居地域



条件3 日常生活に必要な都市機能がさらに集積するエリアを含める。
 ・都市機能の立地状況より、各施設の徒歩圏 800m*のエリアが全 8 種のうち全て重なるエリア
 ※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」より一般的な徒歩圏 800m を採用



都市機能のカバー状況

条件4 公的不動産（PRE）や低未利用土地等など、将来的に活用する可能性が高いエリアを含める。



公的不動産（PRE）の立地状況

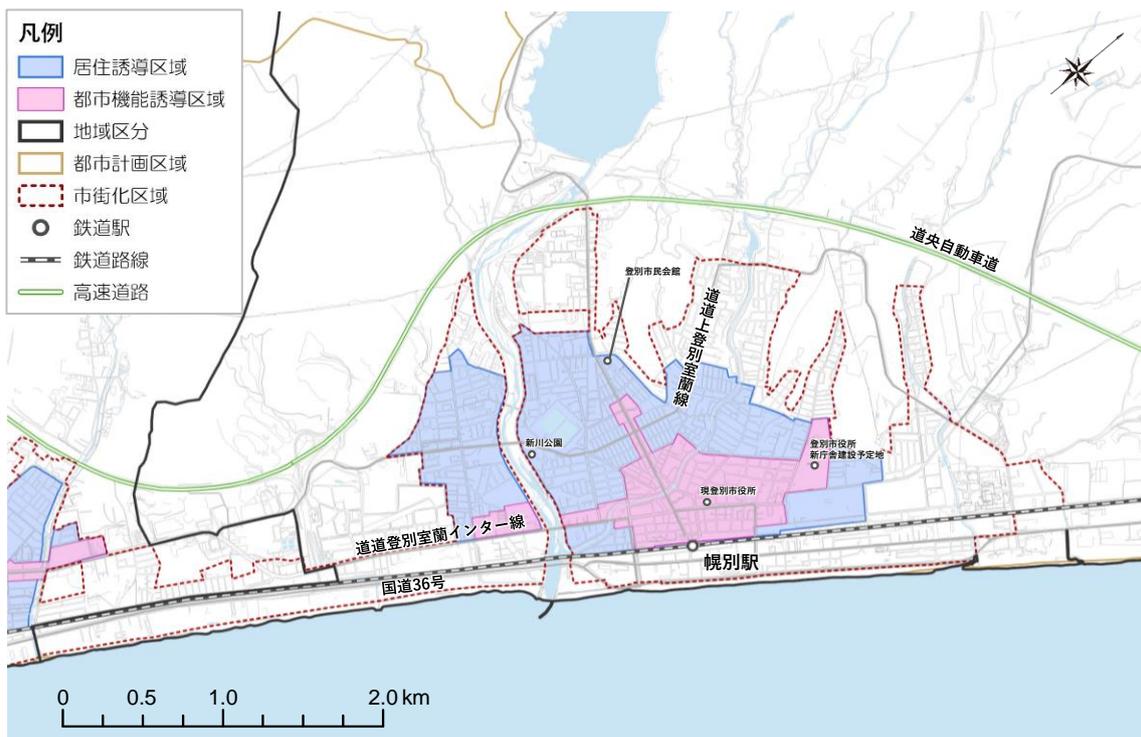




資料：登別市 敷地利用状況(H30)より作成

低未利用土地等の分布状況

② 設定した都市機能誘導区域



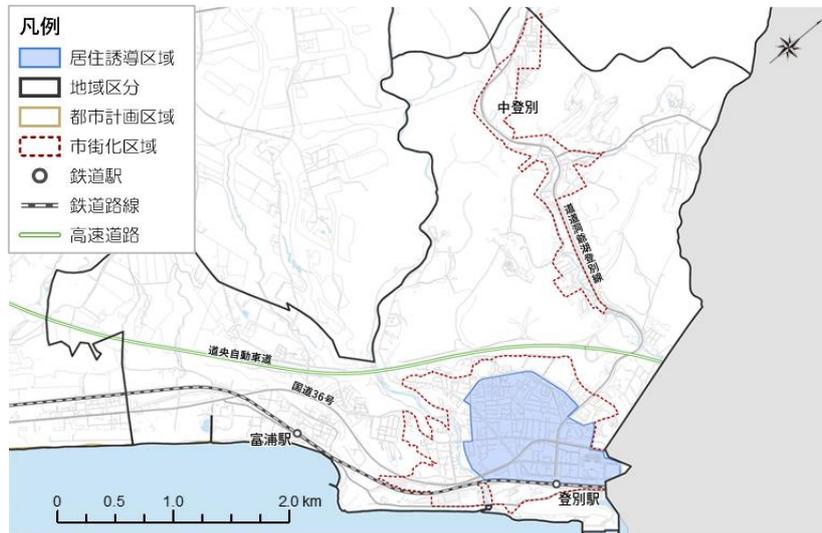
都市機能誘導区域（幌別地域）



(3) 登別地域の都市機能誘導区域

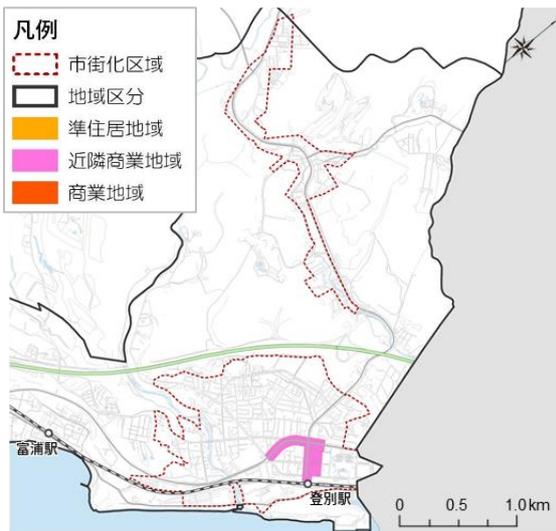
① 設定過程

条件1	原則として居住誘導区域内に設定する。
-----	--------------------

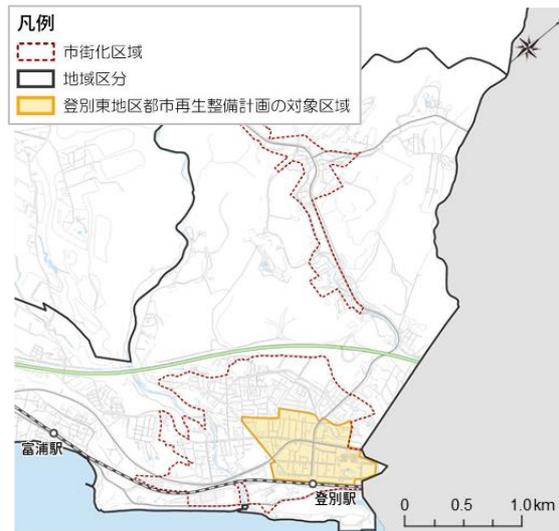


居住誘導区域（登別地域）

条件2	<p>商業施設が多く立地する可能性のあるエリアを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業地域、近隣商業地域、準住居地域
個別条件	<ul style="list-style-type: none"> 登別駅周辺の一体的整備と地域創造によるまちの活性化を目的として作成された登別東地区都市再生整備計画を踏まえて、計画の対象区域を含める。



商業地域、近隣商業地域、準住居地域



登別東地区都市再生整備計画の対象区域

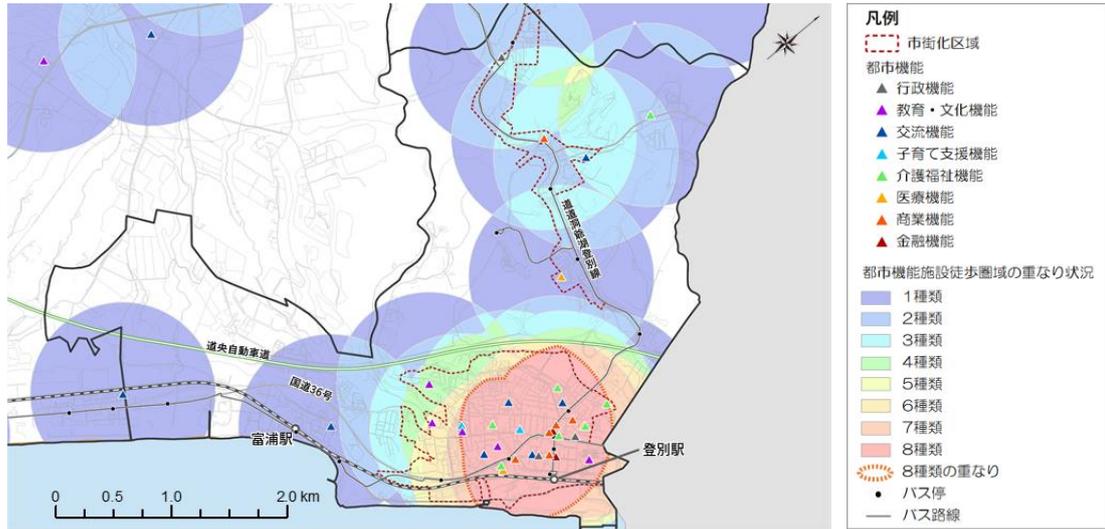


条件3

日常生活に必要な都市機能がさらに集積するエリアを含める。

- 都市機能の立地状況より、各施設の徒歩圏 800m*のエリアが全 8 種のうち全て重なるエリア

※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」より一般的な徒歩圏 800m を採用



都市機能のカバー状況

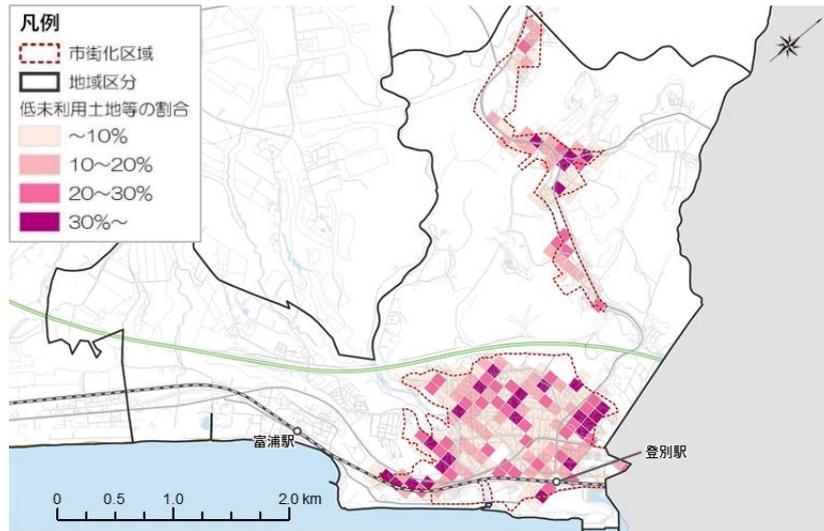
条件4

公的不動産（PRE）や低未利用土地等など、将来的に活用する可能性が高いエリアを含める。



公的不動産（PRE）の立地状況

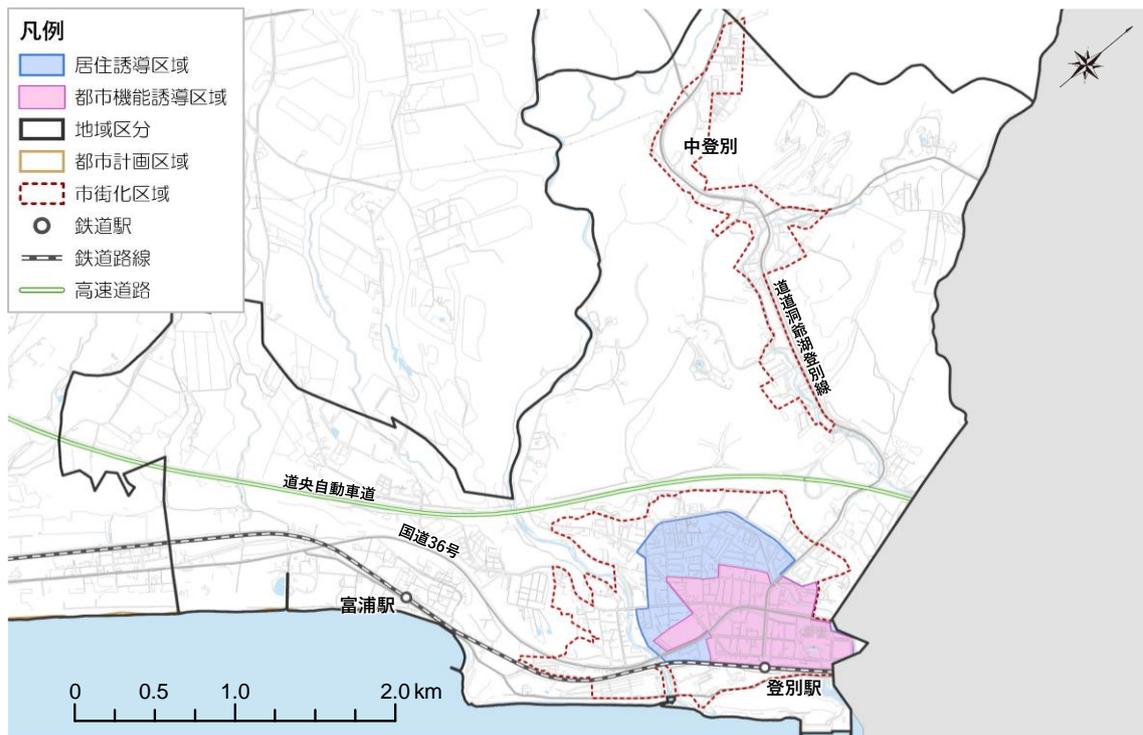




資料：登別市 敷地利用状況(H30)より作成

低未利用土地等の分布状況

② 設定した都市機能誘導区域



都市機能誘導区域（登別地域）



(4) 設定した都市機能誘導区域の面積

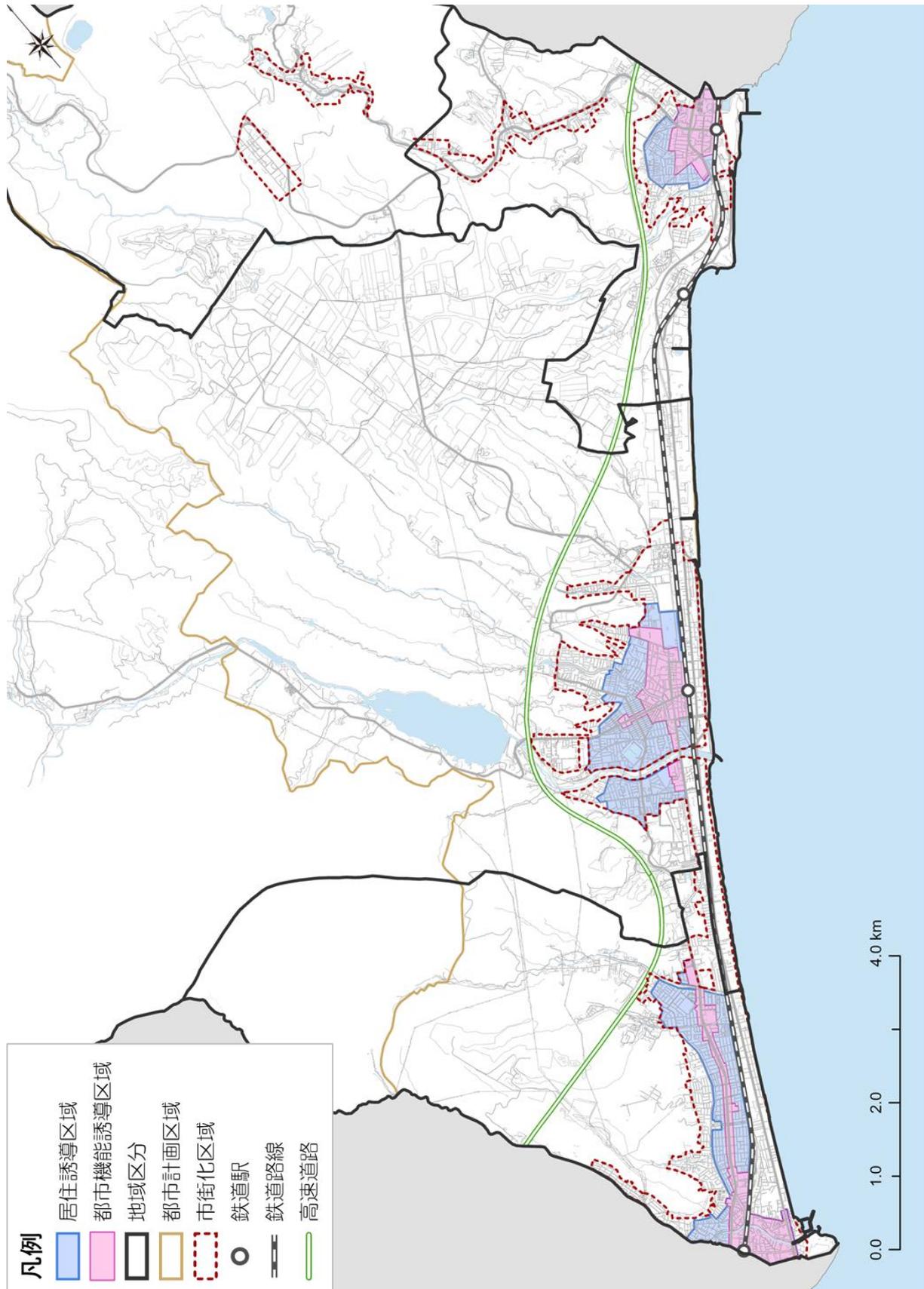
3地域の都市機能誘導区域の面積を次のとおり示します。

■市街化区域と都市機能誘導区域の面積

指標	鷺別	幌別	登別	3地域計	市全域
市街化区域面積 (ha)	483	581	250	1,314	1,403
都市機能誘導区域 (ha)	100	51	76	227	227
市街化区域に占める割合	20.7%	8.8%	30.4%	17.3%	16.2%



(5) 設定した都市機能誘導区域まとめ



7章 誘導施設の設定

1. 誘導施設設定の考え方

誘導施設は、利便性が高く将来的に持続可能な都市を実現するために、医療、商業、福祉、子育て、行政施設といった日常生活を営むうえで必要不可欠な施設のうち、6章で設定した都市機能誘導区域へ誘導・維持を図るべき都市機能をいいます。

施設の設定にあたっては、都市全体における基幹的施設の充足状況や配置、地域別の人口構成、地域特性、まちづくりの方向性等を踏まえて、都市機能誘導区域ごとに設定します。

誘導施設を検討する上で基本となる、登別市における都市機能の分類を次のとおり示します。

都市の中心となる施設やまちなかの賑わい創出につながる施設、地域全域または市全域から利用される施設など、まちの中心にあって様々な世代が集う拠点となる施設を「基幹的施設」とし、誘導施設の対象とします。

また、居住地の近隣に立地することで効率よくカバーすることができる施設を「身近な施設」とし、誘導施設の対象とはしません。

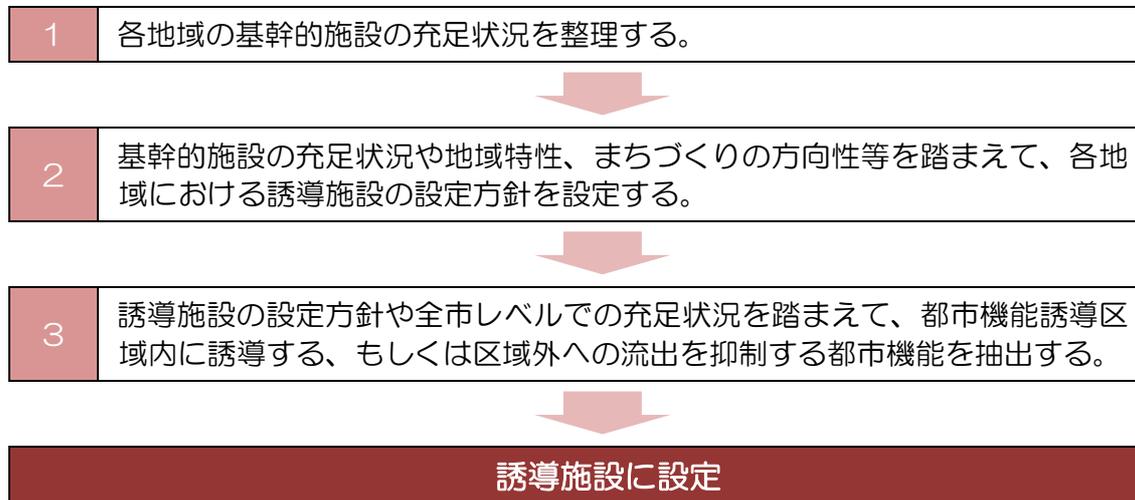
登別市における都市機能の分類

都市機能	内容	具体的な施設	
		基幹的施設	身近な施設
行政機能	日常生活を営むうえで必要となる、行政サービスの窓口機能を有する施設。	市役所、支所	消防署・消防支署、交番
教育・文化機能	市民を対象とした教育・文化サービスの拠点、または地域における教育文化活動を支える施設。	図書館、文化施設、ホール	幼稚園、小学校、中学校、図書館分館・配本所、スポーツ施設
交流機能	地域のコミュニティ活動を支える施設。	拠点となる集会施設	コミュニティ施設
子育て支援機能	市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる施設、または子育て世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる施設。	子育て支援拠点施設	保育所、児童館
介護福祉機能	市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる施設、または高齢者の自立した生活の支援や日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる施設。	総合福祉センター、地域包括支援センター、老人福祉センター	介護事業所
医療機能	総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる施設、または日常的な診療を受けることができる施設。	病院（内科・外科）	クリニック（内科・外科）
商業機能	時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物を提供する施設、または日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる施設。	総合スーパー	食料品スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア
金融機能	決済や融資などの金融機能を提供する施設、または日々の引き出し、預け入れなどができる施設。	銀行、信用金庫、ゆうゆう窓口のある郵便局	左記以外の郵便局



2. 誘導施設設定の流れ

誘導施設設定の考え方に基づき、次の流れに沿って誘導施設を設定します。



(1) 各地域の基幹的施設の充足状況

基幹的施設の立地状況を基に、各地域における充足状況を次のとおり整理しました。

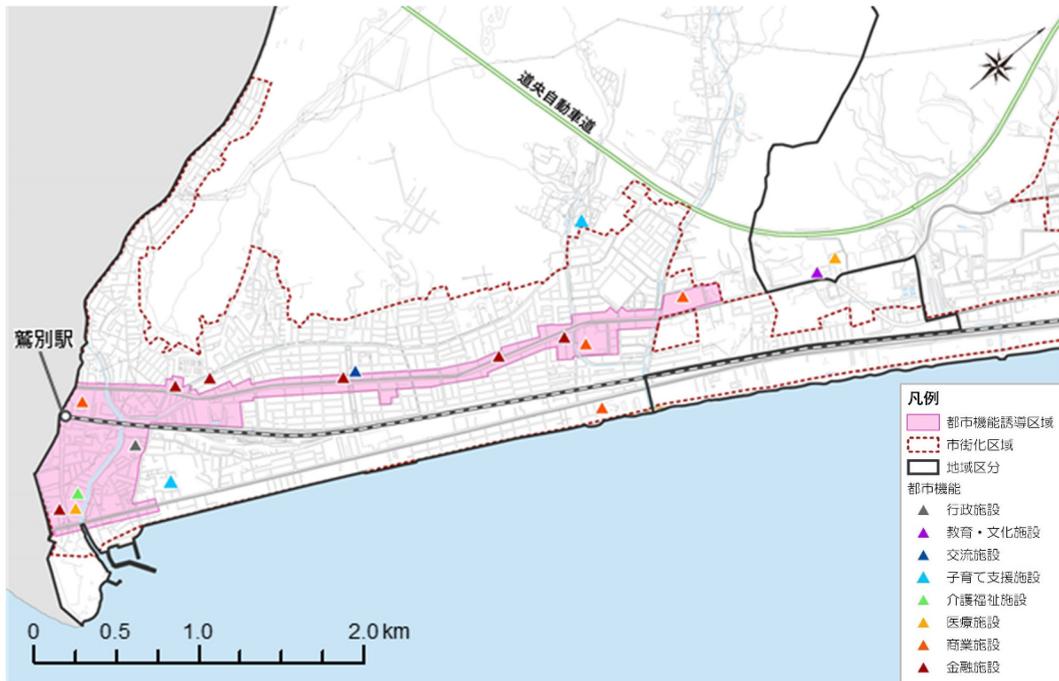
都市機能	施設	充足判定			根拠法令、条例等
		鷺別地域	幌別地域	登別地域	
行政機能	市役所	×	◎	×	「地方自治法第4条第1項」に基づく地方公共団体の事務所。
	支所	◎	×	◎	「地方自治法第155条」及び「支所設置条例」に基づく市役所支所。
教育・文化機能	図書館	×	◎	×	「図書館法第10条」及び「登別市立図書館条例」に基づく図書館。
	文化施設	×	○	◎	「博物館法」に基づく博物館や博物館相当施設または市民の学習や文化の向上を目的として市条例で設置する施設。
	ホール	×	○	×	地方公共団体、独立行政法人及び公益法人・営利法人等が設置する劇場、音楽堂等（劇場、市民会館、文化センター等）で、音楽、演劇、舞踊等主として舞台芸術のための固定席数300席以上のホールを持つ施設。
交流機能	拠点となる集会施設	◎	○	◎	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積1,000㎡以上の集会施設。 「登別市コミュニティセンター条例」に基づくコミュニティ施設のうち、延床面積1,000㎡以上の施設。
子育て支援機能	子育て支援拠点施設	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 「児童福祉法第6条の3第6項」に基づく地域子育て支援拠点事業を行う施設。 または「登別市子育て支援センター条例」に基づく施設。
介護福祉機能	総合福祉センター	×	○	×	「登別市総合福祉センター条例」に基づく総合福祉センター。
	地域包括支援センター	◎	○	◎	<ul style="list-style-type: none"> 「介護福祉法第115条の46」に基づく地域包括支援センター。 「登別市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例」に基づき事業を行うための施設。
	老人福祉センター	×	◎	×	「登別市老人福祉センター条例」に基づく老人福祉センター。
医療機能	病院（内科・外科）	◎	◎	◎	「医療法第1条の5第1項」に基づく病院で、病床数が20床以上の施設。
商業機能	総合スーパー	◎	◎	×	「大規模小売店舗立地法」に基づき届出対象となる店舗面積が1,000㎡以上の店舗で、食料品とその他の取扱がある施設。
金融機能	銀行、信用金庫、ゆうゆう窓口のある郵便局	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 「銀行法第2条第1項」に基づく銀行。 「信用金庫法」に基づく信用金庫。 「郵便法」に基づく郵便局で、ゆうゆう窓口のある施設。

◎：都市機能誘導区域内に立地している施設

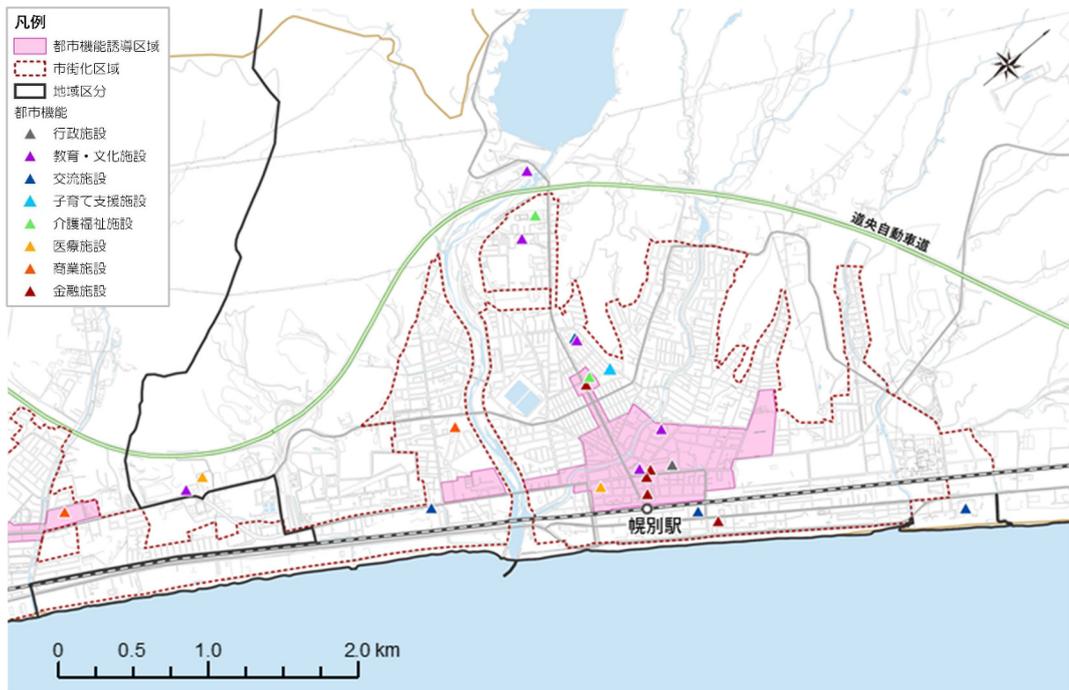
○：地域内に立地している施設

×：地域内に立地していない施設





基幹的施設の立地状況（鶯別地域）



基幹的施設の立地状況（幌別地域）





基幹的施設の立地状況（登別地域）



(2) 誘導施設の設定方針

登別市都市計画マスタープランとの整合や市民アンケートの結果、基幹的施設の充足状況、地域特性、まちづくりの方向性を踏まえ、誘導施設の設定方針を次のとおり設定します。

地域	誘導施設の設定方針
鷺別地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域の行政サービスの利便性を維持するために、行政機能の維持を図ります。 地域の賑わい創出のために、交流機能の維持を図ります。 子育て世代の移住・定住を促進するために、子育て支援機能の強化を図ります。 多世代が安心して暮らすことが出来るように、介護福祉、医療機能の維持を図ります。 生活利便性を向上させるために、商業、金融機能の維持を図ります。
幌別地域	<ul style="list-style-type: none"> 登別市における行政サービスの中心地域であることから、行政機能の維持を図ります。 登別市の中心地域としてふさわしい賑わい創出のために、教育・文化、商業機能の強化を図ります。 子育て世代の移住・定住を促進するために、子育て支援機能の強化を図ります。 多世代が安心して暮らすことが出来るように、介護福祉、医療機能の維持を図ります。 生活利便性を向上させるために、金融機能の維持を図ります。
登別地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域の行政サービスの利便性を維持するために、行政機能の維持を図ります。 登別観光の玄関口としてふさわしい賑わい創出のために、交流、商業機能の強化を図ります。 登別市のシンボルとして広域的な集客による賑わい創出のために、教育・文化機能の維持を図ります。 子育て世代の移住・定住を促進するために、子育て支援機能の強化を図ります。 多世代が安心して暮らすことが出来るように、介護福祉、医療機能の維持を図ります。 生活利便性を向上させるために、金融機能の維持を図ります。

【参考】登別市都市計画マスタープラン 地域別構想

地域	拠点形成に関する方針
鷺別地域	<ul style="list-style-type: none"> 鷺別支所周辺は、人々が気軽に集えるよう、文化や情報発信機能の充実を図ります。 道道上登別室蘭線を中心に文教施設や福祉施設の充実を図り、商業施設などの立地を促進します。 室蘭市と連続性のある土地利用を図ります。 地域コミュニティ拠点施設の整備や既存施設（公園や公民館等）などの活用により、市民が気軽に集える交流の場の充実を図ります。
幌別地域	<ul style="list-style-type: none"> 市役所や金融機関などが集積していることから、これらの公共施設等を活かした都市の中心にふさわしいまちづくりを進めます。 公共施設の建て替えにあたっては、周辺環境との調和に配慮し、用途地域の見直しや地区計画等の活用により、集約化を図ります。 地域コミュニティ施設の整備や既存施設の活用・統廃合により、市民が気軽に集える交流の場の整備や充実を図ります。 道道上登別室蘭線、道道登別室蘭インター線、道道弁景幌別線などの幹線道路沿いには商業施設の充実を図ります。 幌別駅周辺の地域商業エリアでは、賑わいある商業地形成を進めます。
登別地域	<ul style="list-style-type: none"> 登別駅前広場は、登別観光の玄関口の魅力を高めるとともに、複数の交通手段の乗り換え・乗り継ぎ施設の機能を充実させ、交通結節点としての機能強化を図ります。 医療施設を活かした土地利用を進めます。 地域内外の交流の場として、既存施設を活用するなど地域コミュニティ施設の整備・充実を図ります。 登別駅を中心に道道登別停車場線沿いの地域商業エリアでは、市街地再開発事業や地区計画等の活用により、登別観光の玄関口としてふさわしい賑わいある商業地形成を進めます。



3. 誘導施設の設定

誘導施設の設定方針及び各地域における基幹的施設の充足状況の整理結果より、登別市における誘導施設を次のとおり設定します。

都市機能	施設	誘導施設の設定			設定理由
		鷺別地域	幌別地域	登別地域	
行政機能	市役所	-	維持	-	市全体の利用者に対する利便性の維持が必要であり、現市役所は旧市営陸上競技場に移転する予定があることから、行政サービスの中心地である幌別地域について現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
	支所	維持	-	維持	地域の利用者に対する行政サービスの利便性の維持が必要であることから、鷺別地域・登別地域について現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
教育・文化機能	図書館	-	維持	-	全市的に利用される教育・文化サービスの拠点となる施設であり、集客によりにぎわいを創出することから、都市の中心である幌別地域について現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
	文化施設	-	誘導	維持	集客によりにぎわいを創出する施設であることから、幌別地域については都市機能誘導区域内への誘導によりさらなる利便性向上を図るため、誘導施設に位置づけます。 また、登別地域については現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
	ホール	-	-	-	全市的に利用される教育・文化サービスの拠点となる施設であり、都市の中心である幌別地域での立地が望ましいですが、現状として近隣エリアに立地しており、すでに機能の充実が図られていることから、誘導施設には位置づけません。
交流機能	拠点となる集会施設	維持	-	誘導	地域におけるコミュニティ活動の拠点となる施設であり、それぞれの地域での立地が望ましいことから、鷺別地域については現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。 幌別地域については、現状として近隣エリアに立地しており、すでに機能の充実が図られていることから、誘導施設には位置づけません。 登別地域については、「（仮称）登別市情報発信拠点施設」の整備を予定していることから、都市機能誘導区域内への誘導によりさらなる利便性向上を図るため、誘導施設に位置づけます。
子育て支援機能	子育て支援拠点施設	誘導	誘導	誘導	子育て環境の充実を図るために必要な施設であり、それぞれの地域での立地が望ましく、子育て世代の移住・定住促進に寄与することから、全ての地域について都市機能誘導区域内への誘導によりさらなる利便性向上を図るため、誘導施設に位置づけます。

誘導：誘導施設に位置づけ、積極的に誘導する。

維持：誘導施設に位置づけ、現有機能を維持する。

-：誘導施設に位置づけない。



都市機能	施設	誘導施設の設定			設定理由
		鷺別地域	幌別地域	登別地域	
介護福祉機能	総合福祉センター	-	-	-	介護予防や高齢者の日々の暮らしをサポートするための重要な施設であり、都市の中心である幌別地域での立地が望ましいですが、現状として近隣エリアに立地しており、すでに機能の充実が図られていることから、誘導施設には位置づけません。
	地域包括支援センター	維持	-	維持	今後の高齢化を踏まえ、市民が安心して生活するために必要不可欠な施設であり、それぞれの地域での立地が望ましいことから、鷺別地域・登別地域については現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。 幌別地域については、現状として近隣エリアに立地しており、すでに機能の充実が図られていることから、誘導施設には位置づけません。
	老人福祉センター	-	維持	-	介護予防や高齢者の日々の暮らしをサポートするための重要な施設であり、都市の中心である幌別地域での立地が望ましいことから、現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
医療機能	病院（内科・外科）	維持	維持	維持	市民が安心して生活するために必要不可欠な施設であり、それぞれの地域での立地が望ましいことから、全ての地域について現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
商業機能	総合スーパー	維持	誘導	誘導	それぞれの地域での立地が望ましく、広域的な集客によりにぎわいを創出することから、鷺別地域については現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。 幌別地域・登別地域については、都市機能誘導区域内への誘導によりさらなる利便性向上を図るため、誘導施設に位置づけます。
金融機能	銀行・信金・ゆうゆう窓口のある郵便局	維持	維持	維持	日常生活を営む上で必要不可欠な施設であり、それぞれの地域での立地が望ましいことから、全ての地域について現有機能の維持を図るため、誘導施設に位置づけます。

誘導：誘導施設に位置づけ、積極的に誘導する。

維持：誘導施設に位置づけ、現有機能を維持する。

- ：誘導施設に位置づけない。



8章 誘導施策

1. 居住に関する施策

居住を誘導するために、ハード・ソフトの両面から総合的に検討し、各種施策に取り組みます。

【基本方針】 居住の誘導・集約による持続可能な住環境の創出

(1) 市営住宅等の集約及び長寿命化

「登別市営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口減少等により空き室が増えている市営住宅については適切な管理戸数へ縮減するとともに、居住誘導区域内への建て替え・集約を進めます。

また、計画的な修繕・保守点検により長寿命化を図るなど、安全で快適な住まいの確保及び長期にわたる経済的な維持管理を行います。

(2) 公共施設等跡地や公的不動産（PRE）の活用による居住地の確保

公共施設等の移転・統廃合に伴う跡地や公的不動産（PRE）などで居住誘導区域に位置するものについては、住宅用地への転換を図り、利便性の高い居住地として活用します。

(3) 低未利用土地等の適正管理と有効活用

空き地・空き家といった低未利用土地等の発生を抑制し、放置によって安全・安心な住環境が阻害されることのないよう所有者等へ適正な管理を促すなど、「登別市空き家等対策計画」に基づき必要に応じて空き家や除却後の跡地の活用を図ります。

空き家や除却後の跡地の活用にあたっては、「登別市空き家情報登録制度（登別市空き家ナビ）」や「北海道空き家情報バンク」の活用を促進し、不動産事業者等の専門知識を有する各団体等と連携して空き家の需要と供給のマッチングを図るとともに、空き家のリフォーム等に対する補助制度等の支援策を検討します。

また、市が実施する補助制度や金融機関の融資制度、各団体が行っているマイホーム借上げ制度などについて、広く活用してもらえよう周知します。

(4) 子育て世代や若者の移住・定住の促進

居住誘導区域内の居住地の確保に合わせて、地域における子育て世代の交流の場及び交流機会を創出するなど、子育て支援機能の充実を図り、子育て世代のまちなかへの誘導を促進します。

また、新規就業者や移住者に対して「創業支援事業」や「UIJ ターン新規就業支援事業補助金」などの補助制度等による支援を実施するなど、若者の移住・定住を推進します。



(5) 高齢化社会に対応した居住環境の整備

高齢化社会に対応するため、居住誘導区域内においてグループホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備を促進し、まちなかへの住み替えを支援します。

また、住宅セーフティネット制度等を活用した住宅供給についても、民間事業者の動向を把握しながら導入を検討します。

(6) 良質な住環境の維持及び形成

居住誘導区域内において良質な住環境を形成するために、地域コミュニティ活動を支える交流機能の適正配置・維持管理を行います。



活用が考えられる制度（国による財政支援等）

■低未利用土地権利設定等促進計画制度

地権者の利用動機が乏しく、「小さく」「散在する」するため使い勝手が悪く、さらに所有者の探索に多くの手間と時間がかかる空き地や空き家等の低未利用土地について、行政の能動的な働きかけを可能とする制度。「低未利用土地権利設定等促進計画」の策定が必要。

[支援内容] 税制措置

■スマートウェルネス住宅等推進事業（サービス付き高齢者向け住宅整備事業）

高齢者、障がい者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備等に対する支援を実施する事業。

[支援内容] 1/10の建設費補助、税制措置 等

■新たな住宅セーフティネット制度

①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済支援、③住宅確保要配慮者の居住支援から成り立つ制度。

[支援内容] ①登録住宅の改修への補助・融資
②定額所得者が入居する場合の家賃・家賃債務保証料低廉化への補助
③住宅確保要配慮者の居住支援

■公営住宅整備事業（非現地建替えに対する支援）

既存の公営住宅を除却し非現地への建替えを行う場合、新たに建てられる公営住宅の土地が居住誘導区域内であれば、除却費・移転費を助成する事業。

[支援内容] 除去費・移転費の助成

■空き家再生等推進事業

居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅または空き建築物の除却等に要する費用等。また、空き家住宅または空き建築物の活用等に対し支援を行う事業。

[支援内容] 地方公共団体に対して 活用事業費の1/2、除去事業費の2/5の補助
民間事業者に対して 活用事業費の1/3、除去事業費の2/5の補助

■地域居住機能再生推進事業

地域の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

[対象事業] 都市再生整備計画に基づき実施される公共施設の設備等の事業

[支援内容] 事業費の概ね4割の交付

■フラット35（住宅金融支援機構による支援）

要件を満たす地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げることにより、子育て支援・地域活性化の推進を図る制度。

[支援内容] 居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の取得に対し、住宅ローン（フラット35）の金利引下げ（当初5年間、▲0.25%引下げ）



2. 都市機能に関する施策

都市機能の集積や維持・誘導を推進するため、ハード・ソフトの両面から総合的に検討し、各種施策に取り組みます。

【基本方針】 公共施設等の適正配置や都市機能の誘導・集約による賑わいある 利便性の高い都市拠点の形成

(1) 公共施設等の適正配置（複合化・集約化）と公的不動産（PRE）の有効活用

「登別市公共施設等総合管理計画」や「公共施設整備方針」、「登別市公共施設等個別施設計画」等に基づき、老朽化した公共施設等については移転・統廃合を図り、「（仮称）登別市情報発信拠点施設」など新たに整備する場合は、原則として機能の複合化・集約化を図るとともに、施設総量を削減するなど、将来的な財政負担の軽減を推進します。

公共施設等の移転・統廃合にあたっては、その機能に応じて都市機能誘導区域内に誘導し、行政サービスの利便性向上を図ります。

また、公共施設等の移転・統廃合に伴う跡地や公的不動産（PRE）などで都市機能誘導区域に位置するものについては、都市機能の立地誘導や民間事業者の誘致など、積極的に活用を検討します。

(2) 近隣自治体と連携した都市機能の提供

救急医療や周産期医療などの医療機能については、市内外の利用者の利便性を維持するため、近隣自治体とともに提供体制を検討します。

また、日常的に利用される商業機能についても、市内外からの集客力があることから、交通利便性の高い位置に集積させたいうで、地域間をつなぐ公共交通の維持・確保を図り、利用者の利便性向上を促進します。

(3) 都市計画制度の活用及び見直し

本庁舎の移転や旧登別大谷高校跡地の利活用に伴う都市機能の整備など、必要に応じて用途地域等の都市計画の見直しを検討します。

(4) 多世代が集う交流拠点の形成

交通利便性の高いエリアに多世代が集う交流拠点を形成し、まちなかの賑わいを創出します。

民間事業者や地域のまちづくり団体等による新たな交流拠点の形成にあたっては、低未利用土地等の活用を検討したうで、補助制度等の支援を検討します。

また、都市機能誘導区域内にある既存の公共施設等を有効活用し、イベントを実施するなど人々の交流を促進します。

(5) 登別駅周辺の賑わいある拠点形成

登別観光の玄関口となる登別駅に隣接して「（仮称）登別市情報発信拠点施設」を整備することで、観光をはじめとした産業の振興を図るとともに、市民の地域活動及び市民と観光客の交流による登別地域の活性化を図ります。

また、登別駅前広場の整備により、交通結節点としての機能向上及びバリアフリー化を



図るとともに、まちの雰囲気をもっと引き立たせる無電柱化の検討を行うなど、まちなみ景観の形成に努めます。

(6) まちなかにおけるビジネス展開の支援

商店街の賑わい創出に係る「商店街活性化事業補助金」などの支援を行い、商店街の活性化を図ります。

また、市内の空き店舗等を活用するために、「創業支援事業」や「UIJ ターン新規就業支援事業補助金」といった補助制度等の支援を行うとともに、ワーケーションやサテライトオフィスの誘致を推進します。

活用が考えられる制度（国による財政支援等）

■都市構造再編集集中支援事業

市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

〔対象事業〕市町村、市町村都市再生協議会：居住誘導区域・都市機能誘導区域において、都市再生整備計画に基づき実施される誘導施設及び公共公益施設の整備等

民間事業者：都市再生整備計画に位置づけられた都市機能誘導区域内の誘導施設の整備

〔支援内容〕都市機能誘導区域内は 1/2、都市機能誘導区域外は 45%の事業費補助

■市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、老朽化した木造建築物が密集している地区などで、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行い、都市機能における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした事業。

〔対象事業〕市街地再開発組合、再開発会社、個人施行者、都市再生機構、地方住宅供給公社、地方公共団体等が行う事業。

〔支援内容〕調査設計計画費、土地整備費等の 1/3 の補助、税制措置

■立地誘導促進施設協定制度

低未利用土地等を活用した、地域利便の確保・維持に資する施設の整備を促進するため、地権者が全員合意により、当該施設の整備・管理を地方公共団体に代わり自ら行う協定制度。

〔支援内容〕税制措置

■都市再生整備計画事業

地域の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

〔対象事業〕都市再生整備計画に基づき実施される公共施設の設備等の事業

〔支援内容〕事業費のおおむね 4 割の交付

■集約型都市形成支援事業

医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する自治体に対して、重点的な支援を実施する事業。

〔対象事業〕誘導施設等の移転促進（誘導施設等の跡地の除去処分・緑地等の整備）、建築物跡地の適正管理、居住機能の移転促進に向けた調査、居住誘導区域外の災害ハザードエリアからの移転促進に向けた調査

〔支援内容〕事業費の 1/2 の補助（民間事業者は 1/2 もしくは 1/3）

■空き家再生等推進事業（再掲）

■低未利用土地権利設定等促進計画制度（再掲）



3. 公共交通に関する施策

都市機能及び居住を効果的に維持・誘導するためには、人々が生活サービスを利用しやすくなるよう、居住と都市機能、地域間、市内外をつなぐ公共交通ネットワークが必要です。「登別市地域公共交通計画」に基づいて公共交通の施策を推進し、誰もが快適に利用できる公共交通ネットワークの確保に取り組みます。

【基本方針】誰もが利用しやすく持続可能な公共交通体系の実現

(1) 交通需要の変化に対応した持続可能な公共交通体系の構築

現状の鉄道や路線バス、タクシーを基本としながら、人口減少・少子高齢化などによる交通需要の変化や交通事業者の運転手不足等に対応して、バス路線の見直し（減便・経路変更等）や地域内の輸送手段を検討し、効率的で持続可能な公共交通体系を構築します。

また、利用者数減少下における公共交通の維持のため、自家用車から公共交通を活用した移動へと高齢者のライフスタイルの変化を促進するなど、各世代に対応した利用促進の取り組みを実施します。

(2) 輸送資源の有効活用による移動支援と情報通信技術を活用した利便性の高い公共交通サービスの提供

関係機関との連携により、交通事業者や民間施設などが運行する送迎バス等の輸送資源を効率的・効果的に活用するなど、持続可能な移動支援を検討します。

公共交通ネットワークの再編にあたっては、利用者の混乱が生じないよう、情報通信技術を活用した移動支援について導入を検討します。また、乗り継ぎ割引や時間的・空間的な接続についても検討し、シームレスな公共交通体系の構築に努めます。

(3) 安全で円滑な道路ネットワークの形成と交通結節点の機能強化

安全で円滑な道路ネットワークの形成に向けて、地域間をつなぐ幹線道路の流れがスムーズになるように道路整備を進めます。

また、長期末着手道路の必要性を検証し、社会情勢や住民ニーズを考慮して道路網の見直しを図ります。

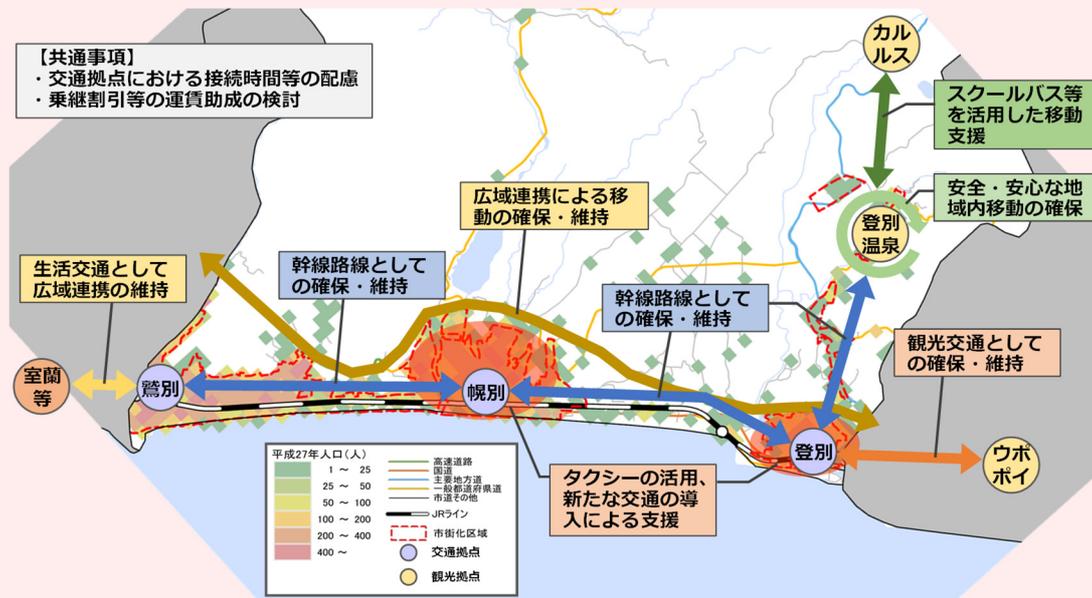
複数の交通手段の乗り換え・乗り継ぎを行う登別駅前広場などについては、交通結節点としての機能の強化を図ります。



～登別市地域公共交通計画より抜粋～

【基本理念】

地域住民をはじめ誰もが利用しやすく、持続可能な公共交通の実現



資料：登別市地域公共交通計画

基本理念を実現する公共交通体系のイメージ

登別市地域公共交通計画における基本方針及び目標

基本方針 1 既存公共交通を基本とした持続可能な公共交通網の確保

- ◆目標① 公共交通の維持を目的とした便数・経路の見直し
- ◆目標② ライフスタイルに合わせた公共交通サービスの導入

基本方針 2 輸送手段の総動員と連携による公共交通の充実

- ◆目標③ 乗務員不足に対応した輸送手段の確保
- ◆目標④ 既存移動手段を活用した支援体制の構築

基本方針 3 地域住民・観光客に対する安全・安心な移動支援

- ◆目標⑤ 観光客に対応した移動支援
- ◆目標⑥ 公共交通空白地域における移動支援

活用が考えられる制度（国による財政支援等）

■都市・地域交通戦略推進事業の活用

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援し、モータリゼーションの進展に併せて、市街地が全面的に拡がる拡散型都市構造を見直し、環境負荷低減型のコンパクトシティへの展開を図る事業。

〔支援内容〕 立地適正化計画に位置付けられた事業については 1/2 の補助



4. 防災に関する施策

防災指針に基づく各種施策を推進し、誰もが安全・安心に暮らせる居住環境の確保に取り組めます。

【基本方針】 災害リスクに備えた安全・安心な住環境の確保

(1) 防災指針に基づく居住の安全性確保

① 防災に関する各種施策

防災指針の検討結果を基に、それぞれの災害に対する施策を次のとおり示します。

災害	施策内容
津波災害	<ul style="list-style-type: none">海岸と並行して存在する線路の存在を考慮した上で、発災時の徒歩での確実な避難を実現するため、高台避難場所・避難路の整備等を行うとともに、防災力向上のため、防災訓練等を実施し、地域住民の防災に関する意識と知識の向上を図ります。高台避難場所等のみならず、避難が間に合わない場合の垂直避難を可能とする津波災害警戒区域内の津波避難ビルの確保及び周知に努めます。
高潮・高波災害	
洪水災害	<ul style="list-style-type: none">河川改修などのハード対策や避難場所の確保、洪水を想定した避難訓練及び情報伝達手段の多重化等のソフト対策を着実に進め、洪水等災害に強いまちづくりを進めます。特に河岸浸食による家屋流失・倒壊のおそれのある河川沿いの住民へ、危険性・避難方法の周知を徹底し、防災意識を高めます。
地震災害	<ul style="list-style-type: none">市全域にて震度6弱または強の地震の発生が想定されているため、ハード・ソフトの両面から防災機能の向上を図ります。地震は、建物倒壊や火災など二次的要因により被害が拡大する災害であることから、建築物が密集し、火災延焼の危険性が高い地区においては、建築物の新築・建替え・改修時には、不燃化、耐震化を促し、地震動や延焼火災などに強い居住環境づくりを図ります。消防や救急活動、避難行動を妨げる袋小路や狭あい道路の改善に努めます。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none">土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域では、避難体制の整備・強化や土地利用制限等の規制、危険箇所の住民への周知を行い、土砂災害に強いまちづくりを進めます。
火山災害	<ul style="list-style-type: none">火山泥流による被害については、登別地域への影響がないことを確認していることから、本計画では火山災害に関して記載しません。



② 防災に関する施策とスケジュール

各種施策に係る具体の取組及びスケジュールについて、次のように設定します。

リスク 対策	ハード/ ソフト	具体の取組	実施主体	実現時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
低減	ソフト	総合防災訓練	市	→		
低減	ソフト	福祉避難所の利用に係る協定の締結	市	→		
低減	ソフト	自主防災組織の構築	町内会・町会・自治会	→		
低減	ソフト	避難確保計画の作成	施設管理者	→		
低減	ハード	防災拠点の整備	市	→		



活用が考えられる制度（国による財政支援等）

■防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る事業。

[対象事業] 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、地域優良賃貸住宅整備事業、住宅市街地総合整備事業、防災街区整備事業、都市再生整備計画事業の交付対象事業、地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業、集約都市開発支援事業の助成を受ける認定集約都市開発事業

[支援内容] 要件の充足数に応じて3~7%の建設工事費補助

■都市防災総合推進事業

避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援する事業。

[対象事業] 災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備、都市防災不燃化促進、木造老朽建築物除去事業、被災地における復興まちづくり総合支援事業

[支援内容] 事業により事業費の1/3~1/2を交付

■共同型都市再構築業務（(一財)民間都市開発推進機構による支援）

地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。

[対象事業] 民間事業者が整備する、①防災上有効な施設を有する環境に配慮した建築物、②地域の生活に必要な都市機能を有する建築物、③宿泊施設を有する建築物のいずれか

[支援内容] 総事業費の50%もしくは公共施設等の整備費

■集約型都市形成支援事業（再掲）



9章 届出制度

1. 居住誘導区域外における届出・勧告制度

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域外において3戸以上の住宅の建築行為または建築目的の開発行為を行う際は、その行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務づけられます。

なお、届出に係る行為が居住誘導区域内における居住の誘導を図るうえで支障があると認められる場合は、届出者と協議・調整し、必要に応じて勧告を行うことがあります。

居住誘導区域外の届出

建築（新築・改築・用途変更）

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

（例）



- ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等（①）とする場合

開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

（例）



- ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

（例）

1戸1,500㎡ 

2. 都市機能誘導区域外における届出・勧告制度

都市機能誘導区域外における都市機能の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外において誘導施設の建築行為または建築目的の開発行為を行う際は、その行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務づけられます。

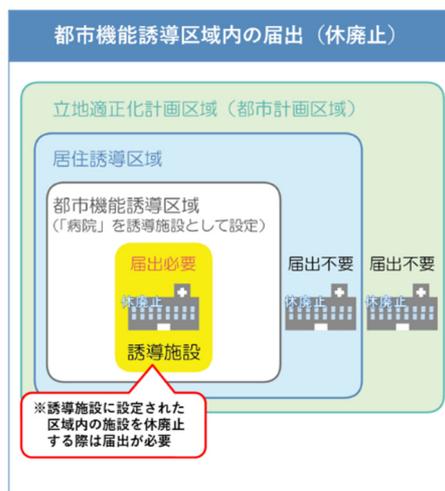
なお、届出に係る行為が都市機能誘導区域内における都市機能の誘導を図るうえで支障があると認められる場合は、届出者と協議・調整し、必要に応じて勧告を行うことがあります。



3. 都市機能誘導区域内における届出・勧告制度

都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の動きを事前に把握し、既存施設の有効活用など都市機能の維持を図るため、都市機能誘導区域内において誘導施設を休廃止しようとする際は、休廃止しようとする日の30日前までに市長への届出が義務づけられます。

なお、新たな誘導施設の立地の誘導を図るため、休廃止しようとする誘導施設を有効に活用する必要があると認められる場合は、届出者に対し、必要に応じて建築物の存置等について助言・勧告を行うことがあります。



10章 計画の実現に向けて

1. 目標値の設定

まちづくりの方針を実現するために設定した誘導施策の進捗を評価する指標として、目標値を次のとおり設定します。

(1) 居住に関する目標値

評価指標名	現状 平成 27 年 (2015 年)	推計値 令和 22 年 (2040 年)	目標値 令和 22 年 (2040 年)
居住誘導区域内 人口密度 (人/ha)	45.8	31.0	34.4

現状：総務省「国勢調査」を基に算出。

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口【平成 30 年（2018 年）推計】」を基に算出。

目標値：現状の市街化区域内人口密度を居住誘導区域内で維持していくことを想定し設定。

(2) 都市機能に関する目標値

それぞれの都市機能誘導区域内において、現状で全 8 種の都市機能が集積していることから、将来的にも維持することを目標とします。

評価指標名	現状	目標値 令和 22 年 (2040 年)
都市機能誘導区域内に 立地する都市機能の種類	鶯別地域	8 種類
	幌別地域	8 種類
	登別地域	8 種類



(3) 公共交通に関する目標値

公共交通に関する目標値については、登別市地域公共交通計画の目標値を抜粋し、本計画においても評価します。

① 平日の公共交通利用者

評価指標名	現状	目標値 令和8年 (2026年)
平日の公共交通利用者（1便あたり）	21.4人/日	25人/日

② 公共交通説明会等の実施回数

評価指標名	現状	目標値 毎年
公共交通説明会等の実施回数	-	3回

(4) 防災に関する目標値

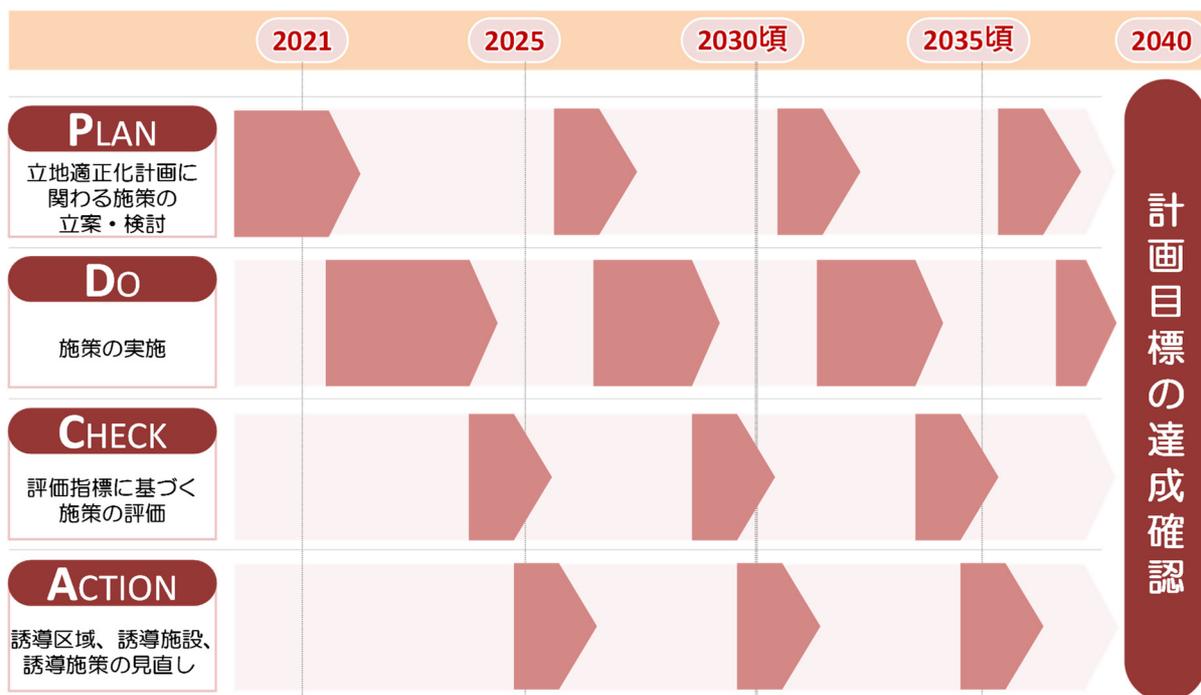
評価指標名	基準値	目標値 隔年
総合防災訓練の参加者数	500名	500名



2. 計画の見直し（PDCA）

本計画は、20年後を見据えた計画ですが、PDCAサイクルに基づいて、おおむね5年ごとに誘導施策の進捗状況について評価を行います。

評価結果や社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて誘導施設、誘導施策、目標値の再検討を含む立地適正化計画の見直しを行い、適切に計画を推進し、2040年に計画目標の達成を目指します。



3. SDGs (Sustainable Development Goals) の取組

SDGsとは、「Sustainable (持続可能な) Development (開発) Goals (目標)」の略称であり、平成 27 年 (2015 年) 9月に「国連持続可能な開発サミット」において採択された令和 12 年 (2030 年) までの国際社会共通の目標です。

SDGs は、持続可能な世界を実現するため、貧困や飢餓から経済成長や気候変動に至るまで、世界が抱える様々な課題を包括的に掲げた 17 のゴール (目標) と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲において、総合的に取り組むこととしています。また、SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものとなっています。

本市は、「登別市総合計画第3期基本計画」や「第2期登別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づき、将来にわたって安全・安心に住み続けることができるよう、SDGs の推進に向けた取組を進めています。

本計画においても、持続可能なまちづくりを推進するため、SDGs の目標のうち、特に関連の強い目標 11「住み続けられるまちづくりを」及び目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」の2つの目標を意識し、まちづくりの方針を設定しています。

このまちづくりの方針を実現するために示した各分野に係る誘導施策は、目標 11 及び 17 の各ターゲットの内容ともつながり、これを達成することにより SDGs の推進を図るものです。



SDGs の 17 の目標





登別市立地適正化計画

令和4年度（2022年度）

発行：登別市

編集：登別市 都市整備部 都市政策グループ

登別市中央町6丁目11番地